

平成28年第4回（6月）定例会一般質問議事録目次

【1日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
1	9	堀内 武男	1. 地域包括ケアシステムの構築状況と運用上の課題について	2
2	4	熊谷 久司	1. 伊那北部3町村の人口動態と今後の人口対策について 2. 辰野町の製造業と今後の対策について	17
3	10	宇治 徳庚	1. 教育行政の現状認識と今後の課題対応について	30
4	12	岩田 清	1. 地域経済活性化の施策の評価について 2. 教育問題について	44
5	1	向山 光	1. 主要地方道下諏訪辰野線の改良計画と町の対応について 2. 生産森林組合等共有林のあり方について 3. 森林や荒廃農地等の維持管理に関することについて 4. 熊本地震と町の災害対策について	58
6	3	山寺はる美	1. 辰野町にもシニアの学びの場、シニア大学の開設を 2. 信州フューチャーセンターの設置について 3. 歩道の樹木、花壇の管理について	72
7	2	垣内 彰	1. 辰野ぴっかりナビについて 2. 荒神山公園、城前、桜並木および櫛について 3. LGBTについて	81

【2日目】

質問 順位	議席 番号	質問者	質問事項	頁
8	7	中谷 道文	1. 町の防災対策について 2. 町の人口問題とその取り組み状況は 3. 町に「道の駅」をつくらう	95
9	11	成瀬恵津子	1. 災害時の対応・整備について 2. 町の姉妹都市交流について	106
10	13	小澤 睦美	1. 新日本歩く道紀行100選の認定後の対応について 2. 川島小学校の教育環境について	117
11	5	根橋 俊夫	1. 主権者としての成長をめざす教育について 2. 臨時職員等の任用について 3. ごみ処理について	130
12	7	瀬戸 純	1. 介護予防・日常生活支援総合事業について 2. 切れ目のない、妊娠・出産支援及び子育て支援について	146

平成28年第5回辰野町議会定例会議録（8日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開催日時 平成28年6月8日 午前10時

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田清	2番	根橋俊夫
3番	向山光	4番	中谷道文
5番	山寺はる美	6番	堀内武男
7番	篠平良平	8番	小澤睦美
9番	瀬戸純	10番	宇治徳庚
11番	熊谷久司	12番	垣内彰
13番	成瀬恵津子	14番	宮下敏夫

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島範久	副町長	武居保男
教育長	宮沢和徳	代表監査委員	三澤基孝
総務課長	一ノ瀬元広	まちづくり政策課長	山田勝己
産業振興課長	一ノ瀬敏樹	こども課長	武井庄治
会計管理者	宮原修二	住民税務課長	赤羽博
保健福祉課長	守屋英彦	建設水道課長	小野耕一
生涯学習課長	原照代	税務担当課長	伊藤公一
辰野病院事務長	今福孝枝		

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤羽裕治
議会事務局庶務係長	菅沼由紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席第6番	堀内武男
議席第7番	篠平良平

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

おはようございます。傍聴の皆さんには、早朝から大変ありがとうございます。また、先日の議会報告会におきましては多くの町民の皆さんにご参加いただき御礼申し上げます。定足数に達しておりますので第4回定例会第8日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。2日、正午までに通告がありました一般質問通告者12人全員に対して、質問を許可いたします。質問答弁を含めて、一人50分以内として進行してまいります。また、町長等に反問を許可いたしますのでご協力のほどお願いいたします。質問順位は、抽選により決定いたしました。只今から質問順位を申し上げます。

質問順位	1番	議席	6番	堀内	武男	議員
質問順位	2番	議席	11番	熊谷	久司	議員
質問順位	3番	議席	10番	宇治	徳庚	議員
質問順位	4番	議席	1番	岩田	清	議員
質問順位	5番	議席	3番	向山	光	議員
質問順位	6番	議席	5番	山寺	はる美	議員
質問順位	7番	議席	12番	垣内	彰	議員
質問順位	8番	議席	4番	中谷	道文	議員
質問順位	9番	議席	13番	成瀬	恵津子	議員
質問順位	10番	議席	8番	小澤	睦美	議員
質問順位	11番	議席	2番	根橋	俊夫	議員
質問順位	12番	議席	9番	瀬戸	純	議員

以上の順に質問を許可してまいります。質問順位1番、議席6番、堀内武男議員。

【質問順位1番、議席6番、堀内 武男 議員】

○堀内（6番）

おはようございます。先陣を切らせていただきます。先に通告しました地域包括ケアシステムの構築運用状態について一点に絞って今回、質問いたします。まず、地域包括ケアシステムの狙いについて質問いたします。地域包括ケアシステムの構築がされ、4月より運用が開始されました。当内容は12月の一般質問に取り上げましたけれども、運用により課題が顕在化してきておりますので、最度、質問事項としてあげました。ここ

で質問いたします。地域包括ケアシステムの構築の狙いとするところは何か、再度確認のためお尋ねいたします。

○町 長

それでは堀内議員さんにお答えをさせていただきたいと思います。地域包括ケアシステムの構築の狙いということでございます。地域包括ケアシステムは高齢者、障がい者が尊厳、個別性の尊重を基本に、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を支援することを目指し、医療、介護、予防、福祉、住まいの連携を行えるサービス提供体制の構築にある、こんなふうに言われております。それぞれ同時に進められるということでなしに、それぞれそういった提供体を作るためにいろいろの分野から、それに加わって全体的に作っていくと、こういうシステムでございます。特に医療だとかそういったものが26年からそこに加わってくるとか、そういったことで、これからもまだ将来を見据えてそういったものを作っていきたいということで、その構築、ようやく歩みだしたとそんなことであります。以上であります。よろしく申し上げます。

○堀内（6番）

ただ今、包括システムの構築の狙い等をお話いただきました。今、おっしゃったように住み慣れた地域で自分らしい暮らしが最後まで続けられる、そういうシステム化をするということだと思います。続きまして、その包括システムの運用状況と課題についてお尋ねいたします。構築に当たってただ今、話があった介護、医療、予防といった専門的なサービスの前提として住まいと生活支援福祉といった分野が重要になります。自助、共助、互助、公助を繋ぎ合わせるための体系化、組織化が必要であると言われております。ここで質問いたします。辰野町における地域包括ケアシステムの現在の運用状況はどうか、並びに重点的に実施している事象はあるのか、また推進において課題があるかどうかお尋ねいたします。

○保健福祉課長

それではご質問にお答えをしたいと思います。包括システムの現在の運用状況ということでございますけれど、現在は医療、介護、予防といった専門的なサービスを前提としまして住まいと、生活支援、福祉といった分野が重要ではありますが、現在の取り組みとしましては、互助の介護サービスの多様化を推進しまして共助である生活支援サービスへの拡大を目指しております。それから医療の関係につきましては辰野病院との連携強化を進めております。また、高齢化とともに増加する認知症の対策につきましては、

認知症初期集中支援チームを設置し、医療と介護の連携の推進を本年度から開始をいたしました。以上でございます。

○堀内（6番）

現状で進めている内容で課題ということは何かございますか。

○保健福祉課長

課題につきましては、今年度は構築したまだ、ばかりですので、これから医療と繋ぐ、それから職能と繋ぐ、地域と繋ぐ、住民と繋ぐと、今ある社会資源を有機的に繋いでいくことがこれからの課題ではないかというふうに考えております。

○堀内（6番）

医療等含めて課題があげられるだろうということですが、いずれにしてもその課題をどう克服していくかということが今後の活動の中でうまく運用できるかということだと思いますので、どうかその課題を真摯に捉えて活動に繋げていっていただきたいと、かように思います。それでは、次の認定の手順と認定担当部署、及びその判定基準となる資料等についてのお尋ねをいたします。サービスを受けるには介護認定が必要になるわけですが、総合窓口は多分、保健福祉課だと私は思います。ここで質問いたしますが、辰野町における介護認定の手順と基準及び認定担当部署、並びにその判定を行うにはどのような情報を基にして判定をしているのか、その見解をお尋ねいたします。

○保健福祉課長

認定手順と担当部署、判定資料ということでございますけれど、まず認定の手順につきましては保健福祉課の窓口で地域包括支援センターの職員が受付をしております。一般的には申請に来た、来られた申請者の家族から状況や内容を伺いまして、必要であれば職員が訪問し、申請者の状態を把握しております。本人の希望や状態から介護認定の申請に該当するようであれば、申請書に記入をしていただきます。申請をまず受けまずと調査員が本人の所に調査に伺います。同時に申請者の主治医に意見書を求めます。そして、それらの認定のため資料をまず揃えます。この主治医意見書と調査時の調査表が認定の基礎となります。そして上伊那の市町村で共同設置している審査会で認定を行うというような形になっております。認定部署は保健福祉課の高齢福祉係というふうになります。それから判断資料ということでございますけれど、判断資料につきましては一時判定、これコンピューターで判定をするものなんですけど一時判定、及び一番は主治医の意見書という形になるかと思っております。以上でございます。

○堀内（6番）

その手順につきましては基準で決められた内容の中で行っていくということと、家族からの情報であるとか調査員からも含めての動きで行っていくということだと思いますけれども、それでは認定というのは多分、介護認定審査会という所で行われると思いますが、これは構成メンバーというのはどういう構成メンバーなのか、あるいはその座長は誰か、その審査の間隔はどういう間隔で行われるのか、最終的に年間どのくらいの認定者数があるのか質問いたします。

○保健福祉課長

構成メンバー、及び座長、それから開催頻度、年間認定者数ということでございますけど、合わせてお答えをさせていただきたいと思います。審査会につきましては上伊那の市町村で共同設置している所の審査会で認定を行っていくということでございます。その審査会のメンバーにつきましては担当医師が1名、それから委員が社会福祉士とかケアマネ等、そういう資格を持っている方が2名ほど。それから広域連合のスタッフが1、2名で合計4人から5人の構成で月、土日を除き20日ぐらい、休みがいっぱいある日もありますので、20日ぐらいで各地ですね、上伊那のそれぞれの市町村の各地で行われているということになります。その会の座長ということでもありますけれども、進行は座長というのではありませんで、進行はドクター、先生がお医者さんが行っております。それで件数につきましては1回の認定審査でおよそ40件ほど審査を行っております、その中で辰野町は1回で4、5人認定をいただくというようなところが標準かと思っております。平成27年度の年間の認定者数は上伊那全体でおよそ7,300件くらいあります。その中で辰野町は約900件ですね、900件くらいの認定を行っているということでもあります。以上です。

○堀内（6番）

私も認定の関係の手順の上伊那の方の広域でやっていくということ自体が私初めて、ここで確認したという内容ありますんですけども、いずれにせよ7,300件、辰野町で900件の申請、審査をするということだと思いますので、その審査によって各々がどういう介護認定されるのかという非常に重要な位置付けになると思いますので、ただその前に、そこへ行くために多分申請するための資料というのが非常に重要な要素になるかと思えます。そんな形での推進で落ちのないような動きをしていただければ良いかなと

思います。次に基本チェックリストの関係の内容と認定区分についてお尋ねをいたしたいと思います。初めての申請の方は基本チェックリストから入ると思っていましたんですけども、よく総合事業の資料によりますと介護認定には寄与するのではなくて、2次予防対象者、すなわち介護予防日常生活支援総合事業及び一般介護事業、予防事業に対するチェックを行う手段であるというふうに判断をいたしております。ということで、辰野町における基本チェックリスト、その内容とその項目がどのような認定区分になるのか、お尋ねいたしたいと思います。

○保健福祉課長

それでは基本チェックリストの内容と認定の区分けというお話でございますけれど、基本チェックリストにつきましては国の定めた生活機能低下とか、運動器、低栄養、口腔機能、閉じこもり、認知機能、気分の落ち込み等の各分野にまたがる25項目くらいあるんですけど、その質問表になります。区分分けというお話なんですけど、区分分けと言いますか、この中でどの分野の機能低下があるか、ないかというようなチェックを行うのが基本チェックリストということになります。

○堀内（6番）

そんな中でチェックリストに基づいて、多分、一般介護事業であるとか総合事業の中での運用ということになると思いますけれども、その中で介護再認定に基づく介護保険活用者の変動についてということで載っけさせていただきました。ただ今、要支援1、2という形で従来、介護保険サービスを多分受けられた方というのがおると思いますが、今回再度ここで新しい基準に基づいて再認定をするということになると思いますが、最終的にどのようなサービスが受けられるかということと、介護再認定に基づいて介護保険適合者の変動というのはどういうふうになっているか。今まで介護認定を受けて介護保険を受けられたんですけども、今後受けられるなくなる人っていうのはどの程度いるのか。そこらへんの見解をお尋ねいたします。

○保健福祉課長

要支援の1、2の方で従来、サービスを受けられた方が再認定により同じようなサービスを受けられるかということでございますけれど、再認定と言いますか、また再認定されれば当然、従前どおりのサービスは受けられるということ、利用ができるということになります。それから介護保険、再認定に基づく介護保険者活用者の変動という形でございますけれど、更新申請っていうのをするんですけど、そこらへんの所を行わ

なくて気軽に利用できる総合サービス、総合事業サービスというのが今年からありましたけれど、その総合事業サービスの方がこれからは増加していくのではないかというふうに予想をしております。以上です。

○堀内（6番）

そうすると今回の再認定をしても、サービスとしてはあまり変わらないということですね。

分かりました。続きまして、そうなりますと今度は介護事業利用の場合に移るんですが、介護事業利用費用の実態というところに移らせていただきますが、事業内容が多分変わってきていると思いますので、一般に比較できませんけれども通所型の「デイサービスあゆみ」っていうのがあって、これは1割負担の方にしてみれば利用料金というのは今までに比べてどういうふうになってきた、従来に比べて比較すると高くなっているのか、安くなっているのか、変わっていないのか。あるいはその金額決定の背景についての見解をお尋ねいたします。

○保健福祉課長

通所型「デイサービスあゆみ」の1割負担の場合の利用料金がいくらか、という形のご質問でございますけれど、まずこの質問につきましては1回の利用の基本額でございますけれど、1回が209円という形になります。それに入浴した場合は50円追加されます。それから送迎を利用する場合にはそこに94円の追加となりますので、フルに全部使った場合には足し算していただければ分かるかと思っておりますけれど、353円というような形になるかと思っております。それから従来に比べての比較はどうかという形でございますけれど、従来は包括払いというのを使用してございまして、1ヶ月で1,647円の負担という形になりますので1ヶ月1回でも利用しますと1,647円という形です。今回は1回につき基本が209円ですね、そこらへんのところで何日使うかによってちょっと金額は異なりますけれど、支援1の方は週1くらいの利用が多いのではないかと思いますので、支援1の方は多分、今回の方がお安くなるのではないかなというふうにちょっと想像はしています。使い方によって異なりますので、何とも言えませんけれど。それからあと支援2の方でございますけれど、支援2の方は3,377円という形で昨年まで行っておりました。1回の利用でも3,377円ですので、支援2の方は週2回ほど利用する方が多いかなと思っておりますので、割り算していただければ8回から9回くらいは使っても大丈夫かなと、同じくらい金額になるのかなというふうに私の方では考えております。それから、

決定の背景はどうかということでございます。一応、決定の背景は全国で先んじてやっている先行して始めている行政の情報や、指定基準の緩和を見まして、そこらへんを考慮しながら決定をしたということでございます。

○堀内（6番）

少なくとも今回は回数を多くするとその分、費用が多くなるのかな。でも基準が決まっていますので、多くはできないということではほぼ今までと同じくらいの状況のサービス、費用になるだろうということだと思います。介護補助に関しましては私もいろいろ調べてみたんですが、非常に複雑で私的にはなかなか理解ができないという形のもので、多分、業者さんも全く同じ状況なのかなと思いますし、業者さんはその中でどう利益を上げていくかっていうことも考えていかなきゃいけないと。ただ、従来に比べて報酬単価の引き下げが多分、行われておりますので非常に苦しい状況だと思いますし、その事業を推進するにあたっては情報の共有化っていうものが非常に必要であるし、意見交換のあり方についても業者さんと話をしますと「かなり不安が大きい」ということが聞かれます。新しい事業を進めるには強いリーダーシップが必要ですがけれども、その中にも意思の疎通は欠かせないと思います。少なくともこの制度につきましては町一丸となつての推進が必要だろうと考えます。そんな形で町長に質問いたしますけれども、この事業推進に当たって行政として推進上、基本的な考え方、留意することについてご見解をお願いしたいと思います。

○町長

今、町議さんおっしゃられたように、非常に複雑で分かりづらいというのは確かであります。私もそんなふうに思っていますけれども、制度としてそういうふうになり立っていますので、よく事業者の皆さん方とお話をして、そういった解決のためにいろいろの方策を練っていかなくちゃいけない、こんなふうに思います。いずれにしてもお互いのパートナーシップ、そういったものが欠くことのできない重要な要素になってくると思いますので、そういった内容等を進めていきたいと思っています。参考までに課長の方から今までこういったものを進めるにあたり、それぞれの所とどのくらい打ち合わせをしてきたかということの説明をしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

○保健福祉課長

昨年度の説明、総合事業への事業申請をいただくための説明ですが、昨年度「デイサービスあゆみ」につきましては、全体で4回行いました。それから各事業所に出向

いての打ち合わせ回数でございますけれども、15回打ち合わせをしております。それから当然、総合事業でございますので他市町村の事業所もありますので、他市町村の事業所へ2回ほど出向いてご説明をしております。それから「ミニデイサービスよつば」では延べ16回、「訪問介護Aサービス」につきましては9回の説明会と打ち合わせを実施しております。町長申しましたけど、サービスの基盤整備や事業者の協力なしには行えませんので、今後もパートナーシップが築けるような機会を作っていければ、というふうに考えております。

○堀内（6番）

ただ今、町長あるいは課長の方から現状、考え方を含めてお話いただきましたが、実際に事業者さんでいきますと、かなり進め方を含めて不満が多いということは実情なんです。やっぱりそのへんは謙虚に我々としても受ける必要があるんじゃないかというような気がします。事業者にしてみれば死活問題の状況ありますので、いかにしてその加算を取るかという内容も踏まえて進めているというのが現状だと私は思いますけれども、そんなことも踏まえてコミュニケーション、パートナーシップをという形の状況ですので、ぜひそれを進めていただきたいなと私は思います。続きまして通所型介護予防「ミニデイサービスよつば」と一般介護予防事業の違いについて質問させていただきます。住居地に近い場所で通所介護サービスとして受けられる内容がこの2つ、「よつば」と一般事業だと思いますけれども、現在、「よつば」につきましては5地区で事業所の企画を基に高齢者生活支援サポーターの参画により、運営されていると思います。一方、一般介護予防事業は本年度より運営を各地区に組織されたボランティアが行っていると思います。事業内容見ますと、利用時間等違いがありますが、内容的にはあんまりそう大きくはないのかなという感じがしております。そこで通所予防介護予防「よつば」と一般介護予防事業の違いについてお尋ねいたします。

○保健福祉課長

「よつば」と一般介護予防事業の違いということでございますけれど、まず「よつば」についてご説明をいたします。「よつば」につきましては事業該当者が住みなれた地域で地域の人々と交流をしながら目標を持って介護予防に取り組むということを目指してございまして、回数につきましては1週間に1回という形でございます。それから一般介護予防事業につきましては、うちの場合、今年から「ふれあいサロン」というような形で呼んでいますけれど、地域の人が気楽に集まって楽しく過ごせると。今年度の

テーマに月1回以上の開催といたしております。それから地域の方と交流しながら元気を維持していく活動を目的とした会でございます。一般介護予防事業につきましては地区に住む65歳以上の方、全てが対象になります。以上でございます。

○堀内（6番）

ただ今、その差を説明いただきましたけれども、多分「よつば」の関係につきましては従来の要支援認定を受けた人じゃないと多分、が受けられるんですね、多分ね。継続して多分、今までの認定の状況ですと介護保険の制度も受けられるという状況だと思いますが、一般介護予防事業については保険適用はないという形だと思いますが、再度確認しますけど、新制度において通所型サービス、訪問型サービスのみ利用の方は介護保険サービスが多分受けられないんじゃないかと思いますが、そこらへんの見解と、また要支援1、2の人で介護保険サービスを受けられる事業は何があるのか。すなわち2次予防事業対象者に当時としての支援、要支援1、2のサービスの事業の違いをお願いしたいと思います。

○保健福祉課長

新保険制度の下で通所型と訪問型のサービス受けられる方は、介護保険サービス受けられないかという、まず前段のご質問でございますけれど、これにつきましてはそんなことはありませんので、介護認定、要支援1、2を受けた方につきましてはサービスの利用は従前と変わりません。それから後段のご質問でございますけれど、要支援1、2の方で介護サービスとして受けられる事業は何か、2次予防との違いということでございますけれど、要支援1、2の方は今申しましたとおり、今までの介護予防サービスですね、デイサービスとかショートステイとかを受けられ、なおかつ総合事業ですね、訪問型の「Aサービス」とか「あゆみ」とか「よつば」等も両方受けられるというような形になります。それから2次予防対象者の方はどうかということでございますけれど、2次予防対象者の方は総合事業が「よつば」とか「あゆみ」とかそういうのだけ受けられて、デイサービスとかショートステイっていうのは受けられないというような所が違いかと思えます。

○堀内（6番）

そうしますと、もうちょっとじゃあ「よつば」の関係について掘り下げてみたいと思いますけれども、「よつば」の必要性と事業拡大計画についてという内容でちょっと質問させていただきますが、現在5地区で実施されていると思います。12月の一般質問の

折には「17区全区で拡大をしていきたい」という答弁がありました。今回の質疑内容を総合的に判断すると、チェックリストの異常の無はさておいて、地域での一般事業との併用の必要性というのを考えた時に必要性があるのだろうか、各地区で、あるいは各地区の中でもいろいろありますけれども、そこで一般事業を行っていく。それは月1回。これは「よつば」の関係については将来的というか、今、週1回ということですので、月に4回ということでは回数多いんですけども、いずれにしても全区で一般事業をやり「よつば」をやっていくという、その意味がどうあるのか。今後、非常にその両方を運用するということになるかと非常に難しい運用になるのではないかとと思いますが、そこらへんの見解をお尋ねいたします。

○保健福祉課長

全区で「よつば」ということで前回の12月議会でお答えをしたところでございますけれども、いろいろ参加できる機会を増やすということで、今年「ふれあいサロン」とか、「よつば」とか「あゆみ」とか、そういうものの整備をしてきたところでございます。

「よつば」につきましては業者と言いますか、業者に委託をしております。それから一般の関係の「ふれあいサロン」につきましては地区の方をお願いをしてやっておりますので、そこらへんのとこができないかどうかということ、できるのではないかとはいふうには思いますし、できるだけお住まい、利用者のお住まいの近くでできることが理想と考えております。「よつば」の開催について17区全区というお話をしましたけれども、そこらへんにつきましても今年の状況、それからこれからの状況を考えながら全区に必要かというところは、前回お答えしましたけれども「検討をしている」というところでございます。

○堀内（6番）

必要性を考慮しながら、あるいは負荷、地域の人の負荷の関係も踏まえて検討を要すると思いますけれども、その中で高齢者生活支援サポーターの役割があると思います。その前に「よつば」の運営主体、今事業者さんという話がちょっとありました。これの明確化というのは必要ではないかと思いますが、総合事業の資料を見ますと「高齢者生活支援サポーターと協力事業所によりサービスをします」という形で書いてあります。一般事業の関係は「地区でやる」という話をきちんとされておりますけど、主体がどうも明確になっていないんじゃないかと。また、現在、運営状況を見ますと事業者が主体でサポーターが補助しているという形ですが、当初はどちらが主体かという内容がはっ

きりしていないというところがあって、サポーターにしてみても「職務は任務が分からない」「行っても存在価値がない」あるいは一方、事業者におきましては「町は本気でサポーターを育てようとしているか、見えない」「役目がはっきりしていない」逆に「とてもひどい言い方をすると『邪魔だ』というようなそんな感じもある」そのくらいやっぱりはっきりしていないというのが現状じゃないかと思います。ですからもう1回、サポーターの役割は何か。「よつば」の運営主体はどこであるのか、考えをお聞かせ願いたいと思います。

○保健福祉課長

高齢者支援サポーターの方、皆さんお願いしてご協力をいただいているところで感謝申し上げているところでございますけれど、役割ということでございますけれど、10年後、超高齢化社会に対応するために現在の地域づくりに力を入れるということでございます。地域づくりにつきましては、支援される側も支援する側もできる範囲で地域で助け合うことが大切になりますので、地域で助け合うということにご協力願えるサポーターということでお願いをしているところでございます。それから運営主体のお話になりますけれど、将来は生活支援サービスとして、まとまった地域単位ですね、例えば北部とか南部とか中部とかで運営できるような団体に育てて育成ができれば、というようなふうに考えております。

○堀内（6番）

将来的には地域をまとめた状態で運営をしていくということだと思いますが、そのためにもサポーターとしてどう任務があるのかというのを、今やっている中で自分たちが主体でできるようにもっていく必要があるんじゃないかと、私は思います。そんな形で現在サポーターの認定者は何人いるのか。活動内容と実際には認定を受けているんだけど、実際にどのくらいの人が活動をしているのか、前回600人という話がありましたけれども、その具体的な育成計画というのはどう考えているかお尋ねいたします。

○保健福祉課長

サポーターの現在の認定者数ということでございますけれども、現在の認定者数は108名でございます。活動内容と実活動人員という形でございますけれど、活動場所ごとと言いますと「デイサービスあゆみ」で48名ほど活動をいただいております。それから「リハビリ教室」では8名ほど活動をいただいております。それから「訪問サービス結」では2名ほど活動をしていただいているというのが現状でございます。それから前

回「600人確保」というようなご答弁を差し上げましたけれど、育成計画の方につきましては人数云々もそういう具体的な数と言われましたので、そういうふうに言いましたけれど、育成計画は毎年当然、講座を必ず開催してなるべく多くの方にサポーターになっていただきたいというような形で今のところ、毎年講座を開催していくというふうなお答えにさせていただければと思います。

○堀内（6番）

少なくとも将来的にどうするかという内容が、指針があれば、それに向かって毎年何人を養成し、その人たちにどう働いてもらうという、そういったどういう組織を作るかという、そういうことが私は必要ではないかと思います。そんな形で将来的に「よつば」をここへもっていくという方針があれば、それに向かっての運用をぜひ行っていただきたいと私は思います。あと、時間との関係ありますので7番目の関係になりますが、地区で行われている一般介護事業運営状況についての質問に移らせていただきますが、今回、今年度より事業所主体から各地区の運営に変わりました。保健福祉課が推進窓口となって年間計画を策定して、運用を開始しております。私も数箇所の計画書を確認をしましたし、実際にそういう所へ参加してみました。その運営は、まちまちでありまして、各地区での差が大きくありますし、逆に戸惑っている所もあるし、どんどんやっている所もありました。切り替わって2ヶ月という形ですので、まだまだその実績の把握は難しいと思いますが、今回、管理運営変更に伴ってどのような影響があるのか。どのように運営されているのか、そのへんの見解をお尋ねいたします。

○保健福祉課長

各区の運営につきましては、それぞれの運営主体も違い、もともとの基本プログラム以外は区の要望により運営をしていただいているところでございます。初めてのことで戸惑い等あったかと思いますが、スタートは切れたかなというふうに考えております。それから各地区の状況でございますけれど、当然うちの職員も出向いておりますので、地区のお声を聞き取りながら次年度に向けて更によりよいものに整備していきたいかなというふうに考えております。

○堀内（6番）

確かに保健福祉課の方、その都度出席させていただいてました。そんな形でこの事業趣旨を鑑みると、計画事業の変更、その内容についていろいろな所で相談しながら計画を立てていらっしゃると思いますが、その計画に対してどう評価しているか。ど

うでしょう。うまく地区介護予防が運用できそうですか？そのへんの見解をお尋ねいたします。

○保健福祉課長

地区の介護予防の「ふれあいサロン」ですけれど、目的等は身近な場所で地域の方と交流しながら元気を維持していく活動を目的とした会ということで開催をしております。評価というようなことをございますけれど、今年度は10月初旬に各地区の会議等を開催をする予定でございます。そこで皆さんのご意見を聞きながら評価、それまでの評価ですけれどしていきたいと思っております。現在のところスムーズに進んでおりますので、大丈夫かなというふうに思いますけれど、第一回目の評価はそこで皆さんのご意見を聞きながら、そこで評価。それからまた年度が終わって、それからまた最後の評価というような形で行っていきたく思いますので、そういうふうに考えております。

○堀内（6番）

その内容の中で、やっぱり一般介護予防の関係につきまして趣旨がいろいろあると思っておりますけれど、介護を予防する65歳以上の方が参加しているわけですので、その中で目から入るもの、耳から入るもの、実際に体を動かすもの等、いろいろあると思っております。その中で介護予防に繋がるというのは耳から入るのも良いんですが、実際的に体を動かすということは非常に重要な要素ではないかと。せっかく「ぴっかり体操」が定着してきていると思っておりますが、計画を見ますとこれが全部入っているという所が非常に少ないような感じに見ましたが、この「ぴっかり体操」を少なくとも計画の中に入れて必ずそれをやってくださいよ、やるような形の方向付けの考えはどうでしょうか。

○保健福祉課長

今、ご指摘のとおり「ぴっかり体操」うちの方で推進しておりますので、そこらへんのところはこれから検討させていただきたいと思っております。

○堀内（6番）

それではその中で、費用の関係をちょっとお話をさせていただきたいと思っております。今回、補助金の実態と今後の適正支給方策についてということですが、運営する方においては必要なことは多くの方が参加していただくということだと思っておりますが、効果を出すためにはそれなりの費用が必要だろうと。本年度、切り替えに当たって基本額に対して実績加算方式を採用すると思っております。この本年度の支援金加算査定方式の内容と今後の支給の考え方についてお考えをお願いしたいと思っております。

○保健福祉課長

前年度までは一律、各区7万円ということで助成金ということでお出ししていたわけ
でございます。本年度は全区につきまして増額をさせていただいたということござい
ます。この助成の査定方法と言いますか、支給方法ですけれど、基準額というのを設け
てあります。基準額と言いますか各区8万円、一律均等割という表現が良いかと思いま
すけれど、各区、一律8万円はまずお出しして、そこに前期高齢者と後期高齢者数の割
合ですね、地区における割合の加算という、その前期の高齢者の加算と後期の高齢者
の加算をして、更に昨年度の参加人員等を把握しておりますので、その実人員ですね、
実際に参加していただいた方の人数をまた加算をして、それで算出をしておりますので、
前年よりは下回らないようにというふうなお答えもしましたので、そこらへんのところ
はそういう配分にさせていただいてはございます。それからこの関係につきましてもは算
定方法と言いますか、算出方法につきましてもは27、28、29の第6期の介護保険の計画の
中ではこの算出方式を採用していきたいかなというふうにも今のところ考えております。

○堀内（6番）

その中でちょっと気になることがあります、この使用目的というのは何か。何に
使っていいのかという内容がちょっとありまして、これは当然自主的にそれを活用する
という形だと思いますが、食料、食べる物に使っちゃいけないとか、そんなようなこと
が聞かれてきたり、何かそれが徹底されていないようなかげんもしますし、場所によっ
ては参加費用をいただくみたいな、いただかなきゃいけないみたいな感じの所もあつた
りしますので、このへんの使用目的の考え方をちょっともう一度、お願いをしたいと思います。

○保健福祉課長

町としましてはその地区で介護予防をしていただける方の補助金というような形でお
出しをしております。一応、食糧費ですね、そこらへんのところは実費で材料費という
ことで集めていただいて、お願いはしているところでございます。実績報告とか見させ
てはいただいておりますけれど、あるような所は一応、チェックをさせていただいて、
そういう趣旨ということでご説明を申し上げているところでございます。以上です。

○堀内（6番）

この趣旨という内容が、やっぱり当初の時に「サロンで良いよ」ということで、「お

茶のみで良いよ」という感じだったと思うんですね。そうするとお茶を飲むということは、当然そこにお茶菓子が必要であると。そんな形になるのは当たり前ではないかなって私思いますので、あんまりそこに拘ることなくて自主的に活用していただくという形で私は良いんじゃないかなってというような気がしますが、また、これは再考をしてください。地域介護予防の関係につきましては、かなり地区に負担がかかる要素がありますし、先ほどの「よつば」の関係も主体を最終的にどうするかっていう内容との絡み合わせで、地域がやっぱりかなり活性化していかないと、なかなか推進をするというのは非常に難しい要素があるんじゃないかと思います。そんな形で今後の地域介護予防推進グループの支援と育成ということは非常に重要なことになるんじゃないかと思います。お互いに支え合って、寄り合って、身体を動かして、情報の交換をするという形で多岐にわたるわけですが、少なくともやっぱり推進者のアイデアと企画力によってそのへんがうまくいくかどうかという内容、活性化するかどうかっていうのに繋がってくるんじゃないかと思います。現在、社会福祉協議会の無償の支援も受けている所もごさいます。育成をするに当たって、保健福祉課が主体になってということですが、実際的にやっぱり運営をしている所の支援というのも今後必要になるんじゃないかなってというような気がいたします。そんな形で今後、地域介護予防推進グループの支援と育成のための計画等をお尋ねいたします。

○保健福祉課長

この予防推進につきましては事業を推進する基本となる組織は、形が違ってても各区でそれぞれ整備されていると思います。今後は今以上に事業を継続する力を支援、育成していきたいと思います。またサービスを受けるのではなく、主体的に参加する意識というのも啓発して地区の皆さんにご協力を願いたい、というふうな形にしていきたいと思います。以上でございます。

○堀内（6番）

いずれにしても、非常に重要な要素になると思いますので、十分な検討と指導を含めての動きをしていただきたいと思います。時間が迫っておりますので、最後の質問に入ります。平成30年度、現制度の変更が多分、予測されると思います。強化対策について質問をいたします。消費税が10%の切り替えが延期濃厚の状況において福祉事業に対するその影響は非常に大きいと私は思います。また、高齢化が進む中で一層、介護予防の必要性が増しますし、財源的にはますます厳しい状況となります。先を見越した体制、

体質の強化が必要ではないかと。これは我々も含め事業者さんも含めてということだと思います。そんな形で平成30年度、制度変更予測と体質強化に向けての見解をお尋ねいたします。

○町 長

それでは最後の質問ということで、お答えをさせていただきたいと思います。平成30年度、介護保険の改正ということで今、27、28、29というような3年ごとに。そうすると今、問題になっているということがどういうふうに解決されるかっていう、非常に難しいことがあります。特に介護保険は運営をいただく介護保険料で多くを賄っているということもありますので、そこらへんのサービスをどんどんやっていると、保険料が高くなるというそういうこともありますので、そこらへんのバランス。また国の控除の関係でありますけれども、そういったものが今、おっしゃられたような消費税の関係でどういうふうにそこへ投入されてくるかという、そういったことも大きく変わるかと思いますが、今のところはっきりした予測が立てられないのが現状かと、こんなふうに思います。そういった中であってどういうふうにしていくかというのは、まさに地域の人たちと事業者だとか利用者だとか、利用者の家族、そういった人たちとの連携を深めて、そういったことが回りやすくする。そういったことにこれからも努めていく。そういったこと以外にないだろう、こんなふうに思っています。以上です。

○堀内（6番）

いずれにしても地域包括システムを構築するためには、押し付けではなくて行政、事業所、地域が一体となつての推進が不可欠であると私は思います。先を急ぐ必要は私はないと思います。介護予防とともに、介護の重要性がますます増加する中で、安心して老後を地域で暮らせる社会をつくる。それができれば良いなと私は思います。以上をもちまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

進行いたします。質問順位2番、議席11番、熊谷久司議員。

【質問順位2番 議席11番 熊谷 久司 議員】

○熊谷（11番）

今日は大きく2つの質問をしてみたいと思います。まず、伊那北部3町村の人口の動態、あるいは人口問題について質問してみたいと思います。大きく2番目は辰野町の製造業について質問をしてみたいと思います。では最初の質問に入らせていただきます。北部3町

村、すなわち辰野町、箕輪町、南箕輪村の人口の増減について質問してまいります。国勢調査によりますと、31年前の昭和60年の時点では辰野町は2万3,935人、箕輪町は2万1,445人、南箕輪村は9,910人という人口でした。昨年(平成27年)では辰野町が1万9,785人、箕輪町は2万5,237人、南箕輪村は1万5,070人と変化しています。つまりこの30年間に辰野町は4,150人の減少、箕輪町は3,792人の増加、南箕輪村は5,160人の増加となっています。随分と差がついてしまいました。次に3町村の人口増減について更に掘り下げて自然増減、すなわち出生による増加から死亡による減少を差し引いた値と、社会増減、すなわち転入による増加から転出による減少を差し引いた値を最近の5年間の合計で比較してみました。辰野町は自然増減が612人の減少、社会増減も734人の減少です。箕輪町の自然増減は314人の減少、社会増減は8人の増加となっています。そして南箕輪村の自然増減は218人の増加、社会増減も220人の増加です。辰野町は自然、社会ともに大きく減少ですが、箕輪町は社会がわずかに増加しています。そして南箕輪村は自然、社会ともに大きく増加しています。つまり南箕輪村には子育て世代の若者が大勢転入してきて、南箕輪村で出産しているといった人口問題を考える上で、理想的な形になっています。そこで伺います。町行政としてはこの実態についてどのように考えておられるのでしょうか。

○まちづくり政策課長

議員、ご指摘のとおりそういった現象がはっきりと現れております。人口につきましては平成5年まで伊那北部3町村の中では、辰野町が一番人口が大きかったわけなんです。平成6年に箕輪町に抜かれております。また、自然増減については辰野町は平成4年以降、死亡者が出生者を上回り自然減が続いております。また加えて、死亡者と出生者数の差が年々広がっていく傾向にあるというのが現実です。平成27年度ではこの自然増減につきましては辰野町が175人のマイナス。箕輪が67人のマイナス。南箕輪につきましては45人の増加と大きく減少しております。また、箕輪町につきましても平成17年からはマイナスとなっておりまして現在も減少を続けておりますが、南箕輪については現在も増加し続けているというのが現状であります。また、社会増減につきましては辰野町は昭和51年からマイナス傾向になっておりまして、平成13年と平成15年を除く全ての年で転出者が転入者を上回り、社会減が続いている。また平成27年度ではマイナスの56人。箕輪がマイナスの18人。南箕輪が19人。箕輪町、南箕輪村ともに平成17年からマイナス傾向だったが、南箕輪村だけは現在、プラスで社会増となっているのが現状で

あります。この原因でありますけれど、昨年人口ビジョンを作成する上でも分析の方、行いましたが、やはりいろいろな要素があっという現象が起きているのかなと思います。辰野町の場合はかねてから高齢化率が高いということもありまして、それがやっぱりこういう自然減にも繋がっておりますし、分析の中では転出超過、特に若い世代の方たちが見られるということが顕著に現れております。特に、20歳から24歳の東京圏への転出超過が目立っております、そういったところが一回出て行った方たちが戻って来ないというようなところも原因かなということが予測がされます。また、その時の分析の中ではこの後の質問に関連するかもしれませんが、辰野町は製造業における就労場所というのが、製造業者数が多いです。ただ、その就労場所の確保として製造業に戻って来ている方たちが何か少ないのかなというような分析がされておりますので、そういったところに今後、就労確保という面で力を入れていかなければいけないのかなというような分析がされております。以上であります。

○熊谷（11番）

私の方の集計が5年単位でちょっと集計してみたところ、辰野町の社会減が734人、南箕輪村が220人の社会増加。つまり転入から転出を引いたら辰野町は転出が圧倒的に多い、南箕輪村は転入の方が多い、つまり簡単に言うと辰野から南箕輪へ移動している部分も結構あるんじゃないかと。現実、知人、友人等々から入ってくる話でも「南箕輪村へ移ったよ」あるいは「箕輪町へ移ったよ」という話は結構入ってきます。それだけでも数字ではっきり出ているように、移動されているということですね。確かに首都圏へ転出する若者というのは相当多いと思いますけれども、地元の中でもそういった移動が行われているという実態が浮かび上がってきます。いろんな要因があろうかと思いますが、やはり若い人たちの話を聞くということがまず大事じゃないかと。どうやって若い人たちの声を吸い上げるかっていうことですが、具体的にどうすれば良いかという話になりますと、やはり行政が飛び込んでいくということが大事だと思います。保護者会の場だとか、あるいは企業の中には、かなり若い人を抱えている企業もあると思いますので、企業訪問の時に聞くとかいう話も良いと思いますし、ただ、若い人から直接やっぱり聞かないとまずいもんですから、特に聞く側もできるだけ若い世代の方が聞きやすいかもしれませんね。やはり若い人たちの意向、考え、何を考えているかということを知ることが必要じゃないかだと思います。次の質問ですけれども、10歳未満の人口についてもちょっと

確認してまいります。次に北部3町村の10歳未満の人口について質問してまいります。、昨年、平成27年の辰野町の10歳未満の人口は1,472人です。箕輪町は2,262人です。南箕輪村は1,677人です。箕輪町が辰野町より多いことは想像していましたが、南箕輪村が辰野町より205人、比率にして14%も多いとは想像していませんでした。国立社会保障人口問題研究所が15年から20年後には箕輪町と人口が逆転すると推計している。その根拠がこのへんにあるのかなと理解したところです。辰野町の人口減少問題はかなり深刻と考えますが、いかがでしょうか。

○まちづくり政策課長

議員、ご指摘のとおり10歳未満人口につきましては平成2年には辰野町の人口は2,354人、箕輪町が2,679人、南箕輪村が1,295人でした。ところが今言われるように南箕輪村の方が10歳未満人口の方が多くなっているというのが現状であります。これも合計特殊出生率等にも影響がするんですけど、辰野町は昨年度、まち・ひと・しごと創生総合戦略と辰野町人口ビジョンを策定し、何とかこの15歳から49歳までの女性が一生に産む子どもの平均数を表わす合計特殊出生率を段階的に上げて、子どもの数を増やそうと今、さまざまな取り組みを始めているがすぐに効果が現れるという策がないのが現実かなと思っております。以上です。

○熊谷（11番）

町も苦勞されているということが伺えます。次の質問に入ってまいります。地価の下落率についての話をしたいと思うんですけども、人口減少と地価の下落率には相関関係があるのではないかと想像し、長野県企画振興部が資料を提供していますもので確認してみました。まず商業地との比較です。下辰野本町2丁目アルプス中央信用金庫の向かい側の地点でこの最近の20年間に1平米当たりの地価が20年前は10万1,000円であったものが最近では3万1,400円になり、率にして69%の下落となっております。箕輪町松島国道旧道沿いで八十二銀行南に100メートルの地点での地価ですが、7万3,000円から3万2,700円となり55%下落しています。そして南箕輪村、国道旧道沿い田畑駅から500メートルの地点では5万4,400円から2万6,300円と52%下落しています。次に住宅地を確認しますと、丸山球場から西に300メートルの中道線沿い地点でこの20年間に3万1,700円から1万6,700円と47%下落しています。箕輪町沢上国道から国道から西側へ200メートル行った所の地点ですが、3万3,000円から2万円と39%の下落となっております。南箕輪村役場から北に500メートルの地点では2万5,700円から1万

9,400円と23%下落しています。以上をまとめますと、この20年間に商業地においては辰野町は69%、箕輪町は55%、南箕輪村は52%下落したことになります。また、住宅地では辰野町は47%、箕輪町は39%、南箕輪村は23%と下落しています。あるポイントでの比較ですので、町全体を網羅した比較ではないんですが代表的な比較というふうに捉えますと、人口減少が地価下落を加速させているというふうに捉えることができると思います。最近まで、辰野町は地価が高いから住宅が増えないと言われてきました。この20年間の下落率でむしろ安くなっている実態が浮き上がってまいりました。これについて町はどのように感じておられるのでしょうか。

○税務担当課長

熊谷議員の質問にお答えします。地価の下落率についてでありますけれども、一般的なこととなりますけれども土地の価格上昇は取引需要の増加と一致し、その要因は人口流入、交通網の整備、商業施設の増加、円安による海外からの投資などによるものと考えられています。一方、価格下落は取引需要の減少となりますので、人口流出、店舗や施設の撤退、災害によるインフラ被害や土壌の劣化、金利上昇などの要因も考えられます。議員ご指摘の公示地価は毎年1月1日時点の価格として公表されております。地価公示の観測地点として継続性を求められることに加え、インフラ要素として鉄道の路線沿いに設定されてきておりますが、鉄道網を基盤として発展してきた明治、大正、昭和の時代から地方では道路網に転換しております、地形的な要素もあり、複合的に作用しているものと思います。特に中央線沿線が顕著となっているものと思います。岡谷市などを見てもJR沿線の下落率も辰野ほどではないにしても、傾向が見られるように思います。また南箕輪村の下落率との乖離の要素としまして伊那市のベッドタウンとして働き盛り世代、子育て世代の人口増もありプラス要素となっております。辰野町の取引事例の少なさもあり、際立っているものではないかと分析しております。税務の方の回答としては以上でございます。

○熊谷（11番）

地価が下がってしまうことっていうのは、固定資産税等の町の収入に直接響くんで、その現時点で捉えるとマイナス要因が大きいわけですがけれども、将来要因から考えると決して悪いことではないというふうに私は思います。要するに地価が下落して安いのであればそれを売りにすると言いますか、「よそより安いんだよ」と。いうやっぱり需要と供給のバランスで決まってくるので、今、そのバランスがうまくいっていない。高

いと思われているために需要が発生しない。確かに供給側の責任がかなりあると思いきまして、供給自体が少ないっていうことがあるのではないかっていうことがあるんですけども、そのへんの実態をうまく掴めれないんですけど、物件数っていうのは相当、箕輪、南箕輪の方が多いいのではないかと予測はしているんですけども「地価を理由に住宅が普及しないというのはいやめましょう、言えないよ」いうことは主張しておきたいと思います。次に、今後の人口対策について質問してまいります。各市町村の財政規模は人口に比例しているようです。総務省が出している平成22年にはありますが、22年度の平均値として人口1人当たりの決算額は歳入で約42万円、歳出で約41万円となっています。この数値からですと人口2万人の辰野町は84億円となり、実態と大きな差はないと言えます。このように人口はその町の財政規模をも決定する大きな要因を持っております。人口が増加すると財政的には豊かになることを意味しています。北部3町村の人口増減の比較で分かったように、若い夫婦の転入が人口増加の最大要因であります。いかに若い人の転出を食い止め、転入を増やすか。そこに集中しなければなりません。若い夫婦にとって重要なのは仕事による収入確保、出産、子育て、教育環境です。出産、子育て、教育環境は行政が頑張らなければなりません。仕事による収入確保は雇用環境によりますから主に民間企業に頑張ってもらわなければなりません。行政としては民間企業が活躍できる環境整備に頑張らなければなりません。こういった基本的なことと別に現実的には住居を探した時に気に入った物件があることが最も重要です。一戸建てを購入する前にまず、アパートに住むのが一般的です。最近の実例ですが住んでいたアパートの近くに土地を求め、家を新築し、両親を呼び寄せ、一家揃って転入してきた家があります。このようにまず適当な不動産物件を数多く用意できるかが重要で、そのためには空き家、空き地の再利用を含め、民間不動産業と建築業者が活躍できる環境づくりが大切と考えますが、いかがでしょうか。

○町 長

熊谷議員さん、ご指摘のいろいろの最もそのとおりでなと思うところがほとんどでございます。よく伊那の方へ行ったりしますけれども、ふと立ち止まって外を見ますと、広大な土地が広がっております。「ああ、こんな広い所があればどうなんだろうな」っていつも思いをしながら往復をしているところでもありますけれども、辰野はどうしても昔から狭い所に交通の要、要衝と言うんですかね、そういったところで繁栄してきたって言うんですか、育ってきた。そういった中にありますので、土地がどうしても細分化さ

れて土地に対する執着心という言い方変ですかね、思い入れも非常にあるから、なかなか土地が流動化するということができなくなっていた、そんなこともあって多分、土地が高くなっていたんだらう、こんなふうに思います。人がそこに住んだりするのは、どうしても便利さだとか、今言われました教育だとか、いろいろなこと、もちろんありますけれども、子どもさんたちだとか、ちょっと大きくなった人たち生徒さんたちに聞くと将来どんなふうになってもらいたいとか、どんなものが欲しいかという話をされると、ゲームセンターが欲しいとか、都会的なものに非常に憧れているわけでありまして、そういったことが段々大きくなるにつれて、それが自分の力で実現できるということになって段々、都会に行く人も多くなって小さい頃の思いがそこに、そういった所へ行く、こういうことも非常にあろうかと思えます。そういった遠くへ行けない人たちは近場で住宅地が豊富にあると言うんですか、近くでそういった環境もあって便利さを求めて、どうしても大きな市の中心についていうことになりましてけれども、段々にその郊外に広がっていくっていうことで今の現状の1つになっている。そんなふうに思います。いろいろの中で今、おっしゃられた中で供給量の多さとかそういったことは別として、地価が高いとか、そういったいろいろの要件があるわけでありまして、中心市に近い所だとかそういったことを除けば、大きな障害となっていた土地の価格が下がってきたということは議員さんおっしゃるように、その1つの壁を越えたと言うんですかね、そういったことがあろうかと思えますので、そういった面では今までより、土地を探していないといけないっていうことになりましてけれども、有効に活用してそういったことができれば非常に1つのハードルを越えたかなっていう思いもあります。そういった施策をこのところ進めてきていまして、家を建てたら補助金を出す、子どもさんを連れて来たら上乘せするとか、こういったこともこれからは効果が出て来るんじゃないかと、こんなふうに思っています。いろいろの過去の流れの中で、いかんともし難いこともたくさんあるわけでありましてけれども、そういったことがクリア、1つずつでもクリアできれば更に進んでいけるんじゃないかってこんなふうに思います。ぜひ、皆さん方のご協力をいただきながらそういったものも進めていく、そんなことであらうかと思えますので、お願いをしたいと思えます。内容については課長の方から申し上げたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○まちづくり政策課長

それでは私の方から取り組みについてご説明をしたいと思えます。今、町長が申した

とおり定住促進奨励金というのをまち・ひと・しごと地方創生の中で交付金を使いまして作りしました。28年度からは町の一般財源を持ち出してこの奨励金の方を今、PRをしているところでもあります。自身の居住目的で住宅を購入、または新築した40歳未満の方に50万円を奨励するというものであります。また現在土地開発公社の造成済みで売れ残っている宅地と、町内の不動産業者が持っている宅地の情報を1つにしたパンフレットの方を作成を検討しているところでもあります。特に諏訪圏の業者から聞いた話によりますと議員ご指摘のとおり「箕輪町や南箕輪村は土地が広いから分譲している宅地が多くあり、辰野町は土地が狭いからない」というイメージがあると聞いております。民間の持っている土地も合わせると販売可能な土地はまだまだあると考えているんですけど、また諏訪圏の土地は高くて辰野町は坪単価が半分くらいで、諏訪圏にも近く魅力的だという話も聞いております。物件さえ分かればお客さんにも紹介できると言われていますので、箕輪や南箕輪よりも辰野町の方が諏訪圏に近いということをPRして積極的に諏訪圏の不動産業者やハウスメーカーにPRをしていきたいと考えているところでもあります。また、一昨年も1件ございましたが土地の所有者が東京にいて売却したいという事例がございました。一昔前でしたら町の土地開発公社が入りまして宅地造成して分譲していたんですが、今、国から土地開発公社の解散を求められているような現状でありますので、私どもも町内の不動産業者を紹介したところ、すぐ成立いたしまして宅地分譲に至ったというようなケースがありますので、そういう情報入れば、不動産業者と協力して分譲の方をしていきたいと思っておりますし、またこれも新しいやり方で今、行っておりますけど旧辰野病院の跡地であります。民間の業者4社によりまして造成をしていただいて分譲をしていただくというようなやり方でもって今、進めております。28区画の分譲がもうしばらくすると始まりますので、今後もそういう民間との協力を前提にしたPRと言いますか宅地化を進めていければと思っております。以上であります。

○熊谷（11番）

行政も動き出してくれているというふうを感じるわけですが、狭い土地の辰野町、したがって土地利用を本当に効果的にやる必要があるという意味で、一番できればと思うのは都市計画の見直しなんですけど、県との絡みもろもろの縛り等があるようでして、なかなかすぐに進まないというところがあり、そんな中でやはり具体的にやっぱりやれる所をどんどんやるっていう考え方をしますと、農振の網の掛かっていない地域が結構まだまだたくさん、農地として活用されてはいるんですけども、たくさんあるわけです。

農振が網が掛かっていないということは将来は宅地候補としてもあるよ、という意味合いも含んできたわけですから、そういった所をより進めるという手はあると思うんですよ。農振の網は外してっていう大々的な計画は難しいのであれば、そういった所から攻めていくという手はあると思います。それと、やはり空き地、空き家の再利用をいかにして進めるか、っていうことだと思うんですよ。やはり持ち主の意向をどうやって吸い上げるかですが、かなり積極的に動かないとこれは効果は出てこないわけで、民間不動産業者や建築業者がその部分に入ることはちょっとタブーなんですよ。なかなかできない。やっぱり行政であれば可能な部分というのはかなりあると思いますので、積極的に持ち主の意向確認をしていく、あるいは奨励していく、土地を有効利用しましょうよという運動をやっていくべきだというふうに思います。

次の質問に入ります。町内製造業についての中での製造業出荷額について質問します。辰野町の製造品出荷額は34年前の昭和57年に1,000億円に達して以来、現在も同水準で推移しています。途中、異常値を示す時期があり平成15年から3年間は2,000億円を超えていますが、これは大手企業の特別な事情と想像します。バブル経済崩壊後、製造業の海外移転が活発になったわけですが、町の製造品出荷額は大きく落ち込むことなく推移しています。リーマンショックと東日本大震災の影響で平成23年に740億円まで落ち込みましたが、最近戻ってきています。ただ、この製造品出荷額の推移は町内の大手企業2社の影響が大きく、小規模企業にとっての厳しさは隠れてしまっていると思われる。そのことは事業所数に表れており、バブル崩壊前の平成3年に377事業所あったものが平成24年には216事業所と161もの事業所が減少しています。このように小規模企業にとっては厳しい時代を過ごしてきましたが、町全体から見れば製造品は安定して出荷されてきたと言えます。今後は1,000億円以上を目指していくことが重要と考えますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○まちづくり政策課長

今、おっしゃられたとおりに製造品出荷額なんですが平成初期のバブル時代から1,000億円を前後しておりまして、ちょっと一時、言われるように企業が本社の分の製造出荷額を辰野町の事業所でカウントしたもんですから、一時高くなった時期もございますが現在は、近年は800億円前後で推移しているかなと思っています。辰野町にはこの製造業が216社ほどございますが、その先ほども、ちょっと言いましたとおりに辰野町の中での主要な産業となっておりますので、この製造品出荷額を落とすことなくと言

いますか、製造業に対する支援をしっかりとる中で製造品出荷額を落とさないないような態勢をとっていければと思っております。以上であります。

○熊谷（11番）

最近、副町長が町内企業を訪問巡回されているということを目にしました。今日できたらその様子をお聞きできればと思っております。

○副町長

それでは熊谷議員さんのご質問にお答えさせていただきます。ちょっとその前にただ今のご質問の中で161社の減少が見られたという、ちょっと正式な工業統計資料が今、手元がないので申し訳ないんですが、県の方の統計上、従業員数が以前は1人でも採用していれば全部統計数字に載っていましたが、確か5名以上という要件が出てしまった関係で大幅な事業所数の減少というのがやっぱり見られておりますので、ちょっとそこらへんは特に辰野町は零細規模の企業が事業所が多いという、そういったところをちょっとお含みいただきたいなと思っております。すみません。それでは企業訪問事業についてお話させていただきます。実はこの事業については以前より町長から「副町長とにかく時間があつたら企業を回るように」という指示を受けていたものでございます。過去、個人的に自分で電話をかけて回っていた時もございましたけれども、やっている中で1つ感じたのはちょっと私1人で回るのではなくて、もっと個人ではなくてチームとして動けないものかなというものが念頭にありました。そんなところで組織的に動けるシステムということで、本年度一応形づけて動き始めたということでございます。チーム編成としましては私と企業と接する機会の多い、産業振興課、あるいはまちづくり政策課の課長、あるいは担当係長を中心に、また事前の相談内容によっては建設水道課長も帯同しまして3人から5人の班編成を組んで、課を越えた横断的な企業訪問チームであります。そして訪問後は速やかにその内容を町長まで上げるように努めております。私たちの中でキックホフミーティングをやって「さあ、やるぞ」という感じで動き始めておりますが、その時に意思統一をしたのは個々の企業の課題解決と回っていく中で町全体の産業振興策を探っていこうじゃないかと。そのような1つテーマを掲げて回り始めております。ですので単に企業を訪問したという形よりは、実際に企業を訪問して、どんな悩みであるとか問題点があるのか、それやっぱりキャッチして、それを解決していく、解消していくということを主な目的として動いております。実際には本年の2月から回り初めておりますが、実際の訪問件数としてはまだ10社ほどであります。た

だ、先ほど言いましたように課題解決のためのアフターフォロー的な事後訪問がどうしても生じてしまいますので、最初に訪問した後、やはり1企業あたり2、3回はやはり何度も足を運ばなければいけないというような現実であります。これまでのところの事業効果としてちょっと私なりに感じたと言いますか、思っているところ3点ほど挙げさせていただきますが、まず1つはやはり実際に回ったところで、事業所であるとか事務所が手狭になってしまったと。実は町外までを含んだ視野に入れた移転を考えておるといようなお話も聞きまして、これはちょっと出ていってらっては困るということで、さっそく町内の空き物件を紹介申し上げたところ、一応その企業さんは外に行かずに町内に留まってもらうということで今現在、準備も進めております。2つ目は町の方で支援できるそのメニューもいろいろ紹介する中で、町のホームページにある「たつのしごと」という求人情報サイトであります。こういったものをご説明、ご案内したところですね「ああ、それはいいことやっているね」ということで、ぜひうちも掲載してくれというように申し出もございまして、現在取材をしながら、また掲載に向けての手続きも進めております。あと3点目でございますが、実際にこれ私も含めてなんです、実際に企業訪問させていただくのは私だったり、課長だったりしますが、係長級、あるいは係員も非常に町の若い職員にとってはこういった外に出る、現場に出ることがやはりなかなかないことであります。実際に受け入れていただく企業の皆さんは本当に社長さんの思い、あるいは考え方、本当に懇切丁寧にお話いただいたり、実際に製造現場を案内していただいたり、5Sの取り組みなんかについてもお話いただいたり、非常にためになる時間を過ごさせていただいております。そういった意味では、本当にうちの若い町職員の实地研修と言いますか、人材育成の場にもなっておると、そういった点でも感謝しております。それと、先ほど熊谷議員のご指摘のとおり、実際に企業の若い皆さん、勤労者の皆さんの思いっていうものをやはりこれからお聞きできれば、就労時間中ですとなかなか聞けないんですが、もし、そういったような場面があったら、ちょっと若い勤労者の声なんかも今後、聞いてまいりたいなと感じております。今後も精力的、積極的に企業を訪問させていただきまして、お役に立ちたいと考えておるしだいでございます。私の感想とか所見は以上でございますけれども、もう少し具体的な話をまた産業振興課長ほか、担当課長の方より、ちょっと補足的にご説明申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○産業振興課長

副町長の答弁にもありましたが、産業振興課が現在、取り組み、効果が上がっているこの製造業中心とする辰野町の主に中小企業さんに最近ご理解等、頂戴している事業について2つご案内を申し上げたいと思います。今、企業訪問の際に「たつのしごと」についてPRしているという副町長の答弁でございましたが、ただ今、ようやく1社がこのインターネット上の「たつのしごと」というホームページに掲載ができました。このサイトは求人情報だけではなく、辰野町の企業の仕事の内容や各職場で実際に働く社員の方を今年4月から勤めております「地域おこし協力隊」が取材をしまして、仕事のおもしろさや企業の魅力を具体的に紹介するサイトでございます。ものづくりの素晴らしさとか、そこで働く若者の姿をダイレクトにお伝えをするサイトを目指してございまして、こちらをご案内申し上げましたところ、企業訪問の担当の方は非常に興味を示しておられました。掲載の費用は無料でございますので、現在、他社の取材も進めておりますので順次掲載をさせていく予定でございます。もう1点、インターンシップの活用促進事業、これは主に中小企業の事業者が経営革新や事業組織の発展を目的に大学生が一定期間設計したプロジェクトの成功に向けて取り組んでまいり事業で、昨年からは実施してございまして、昨年は5社6名の学生が取り組み、マスコミにもその企業さん、大きく取り上げられまして企業のイメージアップにも繋がっております。この事業でございませうけれども、全国的には上限、月10万円で半年60万円という補助制度を設けておる関係で、そういった自治体はまだまだ少ないということで非常に有利な補助金であるというPRをさせていただいております。28年も8社が要望しておりますので、今後、企業と学生のマッチングに向けた取り組みを積極的に対応していきたいと思っております。以上でございます。

○熊谷（11番）

副町長を中心として行政の事業として企業訪問されておられる、その成果も具体的にも出始めているような今、お聞きしました。ぜひ、事業として積極的に進めていただきたいと思います。時間が迫ってまいりましたので次の質問をさせていただきます。毎年、発行される町勢要覧の工業の概要の中に興味深い統計があります。それは現金給与総額で、この値も平成3年以降200億円弱で安定しています。やはりリーマンショック直後の平成21年に168億円まで落ち込みましたが25年には195億円まで戻しています。また製造業の従業員数は平成3年に5,739人であったのが、平成25年には4,089人に減少しています。給与総額が変わらず、従業員数が減少したということは1人当たりの所

得が増加したことを意味しており、これは歓迎すべきことです。なお、製造業の従業員数は減少してきていますが、全産業の従業員数に対する割合は現在でも50.7%と過半数を維持しており、町内の主要な産業として位置付けられています。今後の製造業発展のための今後の対策についてですが、15年ほど前からでしょうか、中国が「世界の工場」ともてはやされ、韓国の台頭もあり日本の製造業が衰退すると言われてきました。しかし近年、自動車産業を中心に日本の製造業の復活を感じられるようになりました。明治維新以来、工業発展で成長を続けてきた日本が、今後も工業立国であり続けることは間違いないと考えます。関東地方、中京地方から200キロ圏内にあり、東海地方、北陸地方、新潟方面へもしだいに交通の便が良くなり、辰野町はまさに日本の中心にあります。また、近隣では飯田・伊那地方、諏訪・岡谷地方、塩尻・松本地方に隣接する地理的条件では大変恵まれた所と考えます。問題は土地が狭いことと道路事業がよくないことです。これらの問題は今後、町民の総意を1つの方向にまとまらないと解決されません。それをリードするのが町行政の役割と考えますが、いかがでしょうか。

○議長

時間がわずかとなりましたので、答弁を簡潔にお願いします。

○町長

それでは最後になりましたが、町の大きな課題であります道路問題、そういったことにつきましてもこれからも積極的に自分で自らやるってことはなかなかできませんので、ともども住民の皆さん方や議員さんの皆さん、多くの人と一緒にやって関係方面にお願いしながら、そういったことを進めてまいりたい、こんなふうに思います。以上であります。

○熊谷（11番）

以上で質問を終わりたいと思います。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお再開時間は12時ちょうど、といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 11時 44分

再開時間 12時 00分

○議長

再開します。質問順位3番、議席10番、宇治徳庚議員。

【質問順位3番 議席10番 宇治 徳庚 議員】

○宇治（10番）

それでは教育行政の現状認識と課題対応ということで、私の視点も交えながら質問をさせていただきます。戦後70年の歩みを経て、国をカタチづくる教育のあり方も1つの岐路にあると思います。それは少子高齢化、人口減少、過疎化、核家族化、都市と地方の格差、クルマ依存社会などの複雑な要素が絡み合う中、教育の現場にもこうした社会情勢の波が直接、間接に押し寄せているからであります。教育現場とは唯一「人が人をつくるステージ」と言われますが、今の教育現場を取り巻く「行政のちから」「教員のちから」「親のちから」「子どものちから」のバランスが崩れ、ゆとり教育の是非、学力の低下、不登校、いじめ、果ては自殺問題など、教育がまさに1つの社会問題になっています。そこで、近年とりわけ平成時代になって実施された、教育行政に関する主要な法整備や対策を拾ってみますと、まず平成4年に学校（幼・小・中・高）の週5日制の導入、平成7年は食育基本法の施行、平成10年は認定こども園制度の開始、平成19年には43年ぶりに全国学力・学習状況調査が実施され、この年「教育三法」の一部改正も行われています。平成21年には文科省が学校での携帯電話等の取り扱いについて通知し、「心のノート」の改訂、配布を行い、教員免許更新制の導入も行われました。平成25年は各地の「いじめ」が原因とされる対策として「いじめ防止基本方針」の策定、公表するも、翌平成26年は中学生の自殺が最多を記録しています。この様に、子どもを取り巻く教育環境は大きく変化しながら今日に至っています。そして昨年、平成27年は道徳の特別教科化、更には大きな改革として地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正があり、総合教育会議、新教育委員会制度への移行を決めています。この総合教育会議とは、各都道府県、市町村に設置された会議体で首長と教育委員会により構成され、教育行政の指針となる教育大綱を策定することにあります。この制度について、昨年信濃毎日新聞が県下77市町村長にアンケートをしています。松本市長などは「首長の介入が強まり教育行政の中立に影響を及ぼし、地域の独自性が損なわれることへの懸念などから、評価しない」としています。加島町長は「評価する」と回答されています。そこで、まず町長にお尋ねいたします。総合教育会議がスタートして1年が経過、この会議体設置の意義など「評価する」とされた町長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

それでは宇治議員さんにお答えをしてみたいと思います。法律が改正になりまし

て、総合教育会議を設置することが義務付けられたわけであります。首長は従来からも予算編成や執行、条例の提出等を通じて教育行政に大きく関わってきておりましたが、「首長と教育委員会の意思疎通は必ずしも十分ではなく、いじめ等が起こった時、迅速に対応することができなかつたなどとする反省から、地域の教育課題や教育行政のあるべき姿の共有を図り、総合連携を図りながら教育行政を推進していくために設けられたものである」ということになっております。町の関係でありますけれども、今年の4月からそういったことで始まりまして、総合会議を開いたわけでありましてけれども、まず町長部局と教育委員会とが町の教育課題について協議をするという、そういったことは大変有意義なことである、そんなふうに思います。今までどちらかという部局が違うということで、個人的に教育長とお話をしたり、そういったことはもちろんあるわけありますので、あったわけでありましてけれども、教育委員会と話をする、こういったことがなかつたということでありまして、非常にそんなことで評価をしているとそんなことでもあります。今後、小中学校のあり方等、検討していく上では教育委員会との連携も不可欠であると、こんなふうに思っていますので、そういった面では強権的に「こうしろ、ああしろ」ということでなしに、合議をすることによってより住民の意思に沿った教育ができるのではないかと、こんなふうに思っています。以上です。

○宇治（10番）

「こどもの日」に総務省がまとめた14歳以下の子どもの数は、前年比15万人減の1,605万人で、35年間連続減少したとのこと。総人口に占める割合は12.6%で、少子化に歯止めがかからないのが実態です。長野県の13%は全国16番目、1番多いのはやはり沖縄の17.4%です。ちなみに辰野町は平成25年度の町勢要覧から、はじき出すと12.3%で県平均を下回っております。実際、目で見て少子化を実感するのは、小中学校の入学式、卒業式です。例えば両小野学園の例でも、今年の中学校3年の卒業生は28人、逆に小学校の新入生は21人であり、9年間で8人減のペースで少子化が進んでいるというふうに私は見ております。人口減が子どもの減少を伴い、地域の学校の存続にも影響を及ぼすとあつては放置しておくわけにはいきません。このほど、町全体を捉えた「町内小中学校のあり方検討委員会」が設置されます。遅すぎる感もありますが、まさに急ぐべき優先課題としてその方向付けに注目したいと思います。続いてお尋ねいたします。町内小中学校のあり方検討委員会の検討内容とは、いわゆる素案、叩き台を示して議論をされるのか、あるいは住民アンケート等によって集約したものを議論の中から方向付

けをされようとするのか、そのへんについてのお考えをお聞きしたいと思います。

○教育長

ただ今の宇治議員の質問にお答えをしたいと思います。全国的に少子化が進んでおりまして、それに伴って学校の配置をっていう、多くの自治体で今、論議を呼んでいるところでございます。今年の1月の、先ほど町長申されました総合教育会議において、この学校のあり方について検討しようということを確認されて、前回の3月のこの町議会で設置が認められたものでございます。「辰野町立小中学校のあり方検討委員会」ということになります。当初、昨年度、私は「学校の適正規模、適正配置に関わる審議会」と、こういう言葉を使わせていただきました。「適正配置、適正規模」という。ですが、単に学校の配置のみを議論するのではなく、その後の小中学校のあり方についても議論しようと考えて「辰野町立小中学校のあり方検討委員会」と、こういうふうに名前を正式にさせたところでございます。現在、人選を行っているわけですが、5月末で一般公募を締め切りました。この段階で3名ほどの一般公募、町民から届いております。現在、それ以外の各種団体にも委員の選出を依頼しておりますけれど、今、アンケート、住民アンケートするのかなというようにことでしたけれど、最初から私、これは決めてはおりません。委員会できっと議論されていくことと考えます。この時に特定の地域のみなこととして考えるのではなく、ぜひ広く辰野町全体、広く町民全体がこれについて考えていただける、そんな機会になれば、またありがたいなあと思っているわけでございます。これからの委員会の方向ですけれど、辰野町のまさに今の現状を認識をする、ここからスタートだろうと思います。今その資料づくりは教育委員会の事務局の中で行われているところでございますけれど、この現状認識と、それから既に検討委員会等開かれて答申など出されている、例えば近隣で言いますと諏訪市などございますけれど、この諏訪市の検討委員会の内容などにも学びながらお互い意見を出し合っていく、場合によってはテーマごとグループを作って検討をしていくということになります。ですが今、議員言われるように、これやっぱり時間との勝負ということもあるんだろうと思います。拙速にはできませんけれど、ダラダラと時間をかけて良いというそういう問題ではないと思っていますので、かかっても1年半以内、1年くらいには何とか、時間かかっても1年半ですね。だから来年度のうちには答申が出せるような形になれば良いなあと思っています。そして、現段階で素案ですね、それはあるかということですが、個人的にはこう考えている部分もありますけど、まだ具体的に煮詰まったも

のっていうものはお話できる段階ではございません。以上です。

○宇治（10番）

ぜひ、スピード間を持って進めていただければというふうに思うわけであります。文科省は昨年、「公立小中学校の統廃合に関する手引き案」を示し、学級数を基に小学校は4モデル、中学校では5モデルを設定。小中共通の標準学級数は12～18としています。即ち小学校では6学年ですから、1学年が2、3クラス。中学校では1学年が4～6クラスというものですから辰野町でこれに納まる学校は、西小・東小・辰中かなと、私は思っています。ただ目安とは言えども数だけで、子どもにとっての視点や学校がなくなる地域住民感情を無視しての統廃合は混乱を生ずることも考えられます。さりとて仮に統廃合しないとするならば、小規模校のメリットを最大限に生かす方策やデメリットの解消策、果ては最後の一人になるまで守る覚悟の有無も問われてくると思われま。一方で、国が今年から制度化した「義務教育学校」いわゆる「小中一貫教育」については、今年4月から新たにスタートした義務教育学校が全国で22校、次年度以降で119校が予定しているとの報道であります。既に先行して実施している学校にとっては、ようやく制度が追いついたものと評価する一方、国の後追い政策に疑問も呈されています。近隣の諏訪市の検討委員会案を見ますと、少子化時代に対応した小規模校の統合、小中学校を3グループに分け、それぞれが連携した小中一貫教育を視野に入れた10年を見通した再編計画になっています。10年以上も前から先行実施している都市部の小中一貫教育は、どちらかと言えば学力で差を付けられた私立に対抗し、9ヶ年の一貫化で学力重視の教育を目指して導入した感がありますが、地方では私立と対抗する必要もないだけに、むしろ少子化や不登校・いじめ等、いわゆる「中1ギャップ」に対応した、地域の学校を守るための意図が背景になっていると考えられます。辰野町もこの地域にふさわしい取り組みによって私は導入可能と考えますが、この点についてお尋ねいたします。辰野町における小中一貫教育の是非についての教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○教育長

議員の質問にお答えしたいと思います。確かに都市部では小中一貫などがかなり進んでおりますけれど、都市部の例をそのまま地域と非常に結びつきの強い地方の学校にそのまま当てはめるということは、なかなか難しいだろうと思っております。そして今、議員言われるように小中一貫教育というのを叫ばれてきたのが、学力向上だとか、それから中一ギャップの解消と、これが大きかったかと思うわけです。これにつきましては

今までのこの町議会でも何回か同様の質問が出されたわけですが、この辰野町について限って言うならば、少なくとも中一ギャップについて話をさせていただくとするならば、それぞれ小、中で非常に細かな連絡、それから連携を取っておりますので、これに関わってかなり効果を上げております。ですから今後もこの部分においては、この辰野町の良さ、地域と関わっている良さを生かしながら、更に小中学校の連携、それから情報の交換を進めていって中一ギャップを更に、解消を図るといふ、それをしていかなければならないだろうと思います。そこで議員の言われる小中一貫教育という、このことですが小中一貫教育、これ9年間のカリキュラムを統合するということになります。そうした時に現段階でこの辰野町の小中学校を見た時に、中学校が1校ございます。そして小学校ですけど4校あるわけですけど、さあこれ大規模校の小学校もあれば、小規模校の小学校もあるという極めて特異な町だと、小学校だと思ふんですね。ですからこれを1つのカリキュラムにまとめていくということは非常に困難だろうと思っておりますので、現段階では、あくまでも現段階ではできる小中の連携、これを図っていくと。そしてその一貫教育についてということはまさに、先ほどのあり方検討委員会でも検討されていく課題の1つになるんだらうと思っております。以上ですが。

○宇治（10番）

確かに教育長言われるように、川島小という学校の位置付けも含めて、辰野の場合には確かに一律的には考えられないと思っておりますけれども、内容的にはぜひ議論の俎上に上げていただければなというふうに思います。小中一貫教育により確実に学力が向上した例も聞きますが、この是非とは別に、近年地方県が学力テストで脚光を浴びています。秋田県と北陸三県、富山県、石川県、福井県が全国学力テストの小中学校とも毎回上位を独占しているわけです。ちなみに長野県は全国平均を大半が上回っているものの16位～30位の間に位置していますが、沖縄県などは危機感から秋田県との人事交流で指導法を習得し、結果として最下位だった小学6年生の科目は上位6位にランクされ順位を一気に上げたと報じられています。この例から見て指導法が大きな力になることが証明されているわけでありまして。長野県教育委員会は「点数を上げることを先に目指すのではなく、子どもが授業を受けた結果として学力が定着するようにしたい」と言っています。それも一理ありますが、ならばなぜ子どもたちは塾通いをするのか。秋田と北陸3県の学習指導は塾に行かなくてもこれだけの成績を示しているのはなぜか。このギャップは県教委も真剣に分析、参考にすべきではないかと私は考えます。そこでお尋ねいたしま

す。町教育委員会の学力テストに対する考え方と、学校サイドの対応実態についてはいかがでしょうか。

○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。その前に今、北陸3県と秋田県の話が出されました。確かにこの4県は毎年のように上位にランクされております。私もなぜこの北陸3県と秋田が高いのかということをも自分なりに調べてみました。確かに今、議員言われるように授業の形態が長野県とかなり違うということですね。授業で先生と児童生徒という、こういうやりとりではなくて、子ども同士のやり取り、児童、生徒同士のやりとり、これを頻繁に行っているという。いわゆる児童、生徒、よく話し合う、お互いに話し合うと、これを徹底しているということ。それから1時間の授業の中で一人ひとり、個になって考える時間とそれを元に全体で考えるという、これがきちっとされているということ。それからもう1つ特徴的なことは学校教育ではなくて、この子どもたちが置かれた環境を見た時に、実は早寝早起き、これが上位にいるということ。それから朝食を確実に食べている、これも上位であるということ。ですから基本的な生活習慣がきちんと身に付いている。これらの県が共通しているのはいずれも核家族が進んでいない地域であるということ。だから親子3世代がいて、同居してという、そんな部分が大きいだろうなあと考えております。睡眠時間も全国平均よりも極めて長いと言いますかね。それから今、言われた塾は秋田県で言いますと、塾の利用率は全国最低ということになっておりますので、塾へ行くことが学力を上げることにはならないということだと思います。さあ、これを受けて辰野町としてはどうなのかという質問かと思えますけれど、既に前回の議会でも答弁させていただきました。辰野町は従来から広報などで辰野町全体の学力テストの結果はこうですよ、という公表はせずに、各学校において、その学校の結果を分析して、本校の課題は何なのかと。その課題を解決するためにはどういう指導をしていきます、ということの公表と。これ「学校だより」などで公表するというのと、懇談会などで学級担任がその子どもに、今度個表が来ますので、一人ひとりの。この個表を基に、ここの部分が弱いと、こんな指導、こんな勉強をしていきましょう、というような助言を行うということ。これを行うということで公表に替えていくということでございます。ですが今年度はちょっと町の教育委員会としましても1歩進めて、学校の指導をこういうふうにしていきます、というふうに公表するわけですので、その結果、どうなったのかという評価までちょっと踏み込んでみたいなあ

思っております。以上ですが。

○宇治（10番）

「詰め込み」か「ゆとり」といった「枠組み論」もさることながら、子どもたちにとって学年毎に習得すべき学力が、塾に行かなくても向上可能な学校教育と家庭学習、この改善に取り組むには今以上に毎日の授業の質の高い指導法が問われている、と考えるのは私だけでしょうか。一方、ここ数年で矢継ぎ早に導入されたり、導入が計画されている授業の1つに小学校の英語があります。私たちの時代は文法に力点が置かれ、頭で考える英語で、大人になっても話せない英語でしたから、国際化時代にあって会話を重視した外国語活動の充実は大変良いと思います。次は、中学校の武道です。必須化は礼節を重んじる日本の精神文化の指導にあるとすれば、悪いとは申しませんが、希望者に限られるとはいえ部活の武道との違いは何なのか。「礼に始まり礼に終わる」作法は何も武道に特化しなくても、日常の家庭、学校、地域が協力し共通のマナーとして一人ひとりが身に付けることでは、不十分ということでしょうか。3つ目は、道徳の教科化です。非常に難しいとされる評価方法について、文字による評価なのか、それとも5段階での数字による評価なのか、私の知る由しはありませんが、これらの3点についてどのような認識をお持ちか、質問をいたします。小学校の英語、中学校の武道、道徳の教科化の実際と課題は何か、という点についてお聞きしたいと思います。

○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。まず、今の小学校の英語、それから中学の武道、それから道徳の教科化ですけれど、この中で実際に町内の学校で既に行われているのは2番目の中学校の武道ということになります。辰野中学校ではこの武道の中でも柔道、剣道、相撲という3つがあるわけですが、この中の柔道をとっております。議員言われるように武道は我が国固有の文化でございます。特に柔道は相手の動きに応じて基本動作や基本となる技を身に付けて、相手を攻撃したり、相手の技を防御したりすることによって勝敗を競う楽しさ、あるいは喜びを味わうことができる運動だということで、2012年から平成24年度から必修化されております。辰野中学ですけれど、柔道を選択しているわけですが、2年生は必修で12時間、3年生は選択で8時間の時数を確保しております。受け身、それから礼法、作法、それから固め技、立ち技の基本などを学んでいると聞いております。礼儀やマナーを守る、それから相手を尊重する、全力で取り組むといった人間として大切にしたい事柄を実践的に学ぶことができていると

いうことです。また中には球技が得意でない子どももおりますので、そういう子どももより喜んで取り組んでいる。そんな面も見られるということです。「全身を使って力を出し切る。それから体と体が触れ合う競技ですので、柔道で培った心構えだとか、これが人間関係づくりだとか学級づくりにも生きているのではないかな」という現場の声でございます。ですが、その一方で特に柔道においては安全確保というのが最優先でございますので、どうしてもそれ最優先にしていきますと技とか技能を正確に身に付けるためには時数がやや足りないかなということ。それから安全に関わってですけど、柔道の専門家の先生がいないと、どうしてもこれを行うことができない。指導者の確保というのはどこの中学校でも悩みの種でございます。次に小学校の英語化ですけど、これにつきましては2020年から、現在5、6年生、小学校5、6年生が正式な教科ではない外国語活動を行っているわけですが、これを3年生に前倒しをしていく。そして5年生からは現在の外国語活動を教科に格上げして、英語が導入されるということになります。ですから当然、検定の教科書が使われるわけですし、成績も付くということになってまいります。現段階では事業時数が3、4年生の外国語では週1～2時間。5、6年生の英語になりますと週3時間程度とこう言われておりますけれど、この道徳同様、小学校から英語教育を、という部分においては賛否両論でございます。「どのように評価をするのか」というようなこと。それから、「まず日本語、母国語を大事にすべきではないのか」という、こんな意見もありますし、一方では逆に「英語は小さいうちから、幼児期から教えるべきだ」というね、さまざまな意見があるわけですけど、いずれにしても次の学習指導要領を待たないと何とも言えないかなと思っております。英語教育が小学校に導入されることによって発音がどうだとか、聞き取りがだとか、学習内容がと、さまざまな心配もあるわけですけど、私はもっと軽くと言いますかね、肩の荷を降ろして英語が話せたらカッコいいじゃんとかね、自分も英語で、英語って楽しいじゃんというそんな思いを小学生のうちには身に付けさせることも大事じゃないかなと思っております。日本代表のサッカー選手の長友選手は「物心付いた時から僕はボールを蹴っていた」と、こう言っておりますので、小さい頃から英語というものは身近にあってやっている。それが、そんな感覚が大事なのではないかなと思っております。ただ、これには大きな課題がございます。これは日本中そうなんですけれど、今度は教科になりますので、誰が指導するかということでございます。今までの外国語活動ですと、学級担任が指導して良かったわけですけど、今度は教科になります。検定の教科書を使われて評定

も付けますので、英語の免許がなければ、これ指導できないということになります。です。この日本中の小学校において英語の免許を持った教員が確保できるのかどうかという部分は、これは非常に大きな課題だろうなと思っております。しかし2020年ということになりますと、もうすぐでございます。2年後の2018年ころからはボツボツ先行実施なんていうことも聞こえてくるかと思えます。もう既に目前に迫っているわけですが、一方で準備しなければいけないこと。環境整備しなければいけないこともたくさんありますけれど、時間はそうないなと思っております。道徳についてでございます。これも今までの議会でも質問がございましたけれど、特別な教科として位置付けていくの小学校は2年後の2018年から。中学は翌、2019年からということになっておりますけれど、なかなか人の心のありようを担任が数値で評価するというのは難しいだろうということで、文科省の方としましても数値での評価ではなく、議員言われるように記述の評価になるんだろうと思っております。この道徳の教科化においてもやはり賛否両論がございます。今まで正式な教科でなかったので、学級担任によっては本当はまずいわけですけれど、おざなりに扱ってきた、そんな部分もあったんだろうと思えますし、あるいは他の教科に流用されてしまうという、そんな部分もあったかと思うわけですが、この教科化を契機に道徳教育を充実させること、これは大事だろうなと思っております。一方で教科化することによって、多様な価値観が育ちにくいというそんな意見もあります。いずれにしましても私は教科化になる、ならない、に関わらず学校現場で先生方が萎縮することなく、心の教育を伸びやかにやっていただければありがたいなと思っております。以上でございます。

○宇治（10番）

評価の難しさという点で、制度として近年広がりを見せているのが「コミュニティ・スクール」もその1つかと思えます。そもそもこのコミュニティ・スクールは平成16年に制度化され、今ひとつ広がりには欠けていた制度ですが、近年の「いじめ問題」等で地域に開かれた学校の必要性が高まり、国も県も力を入れるようになって、一気にそれを取り入れる自治体が増えているのが現状だと思います。辰野町でも、文科省型に取り組む学校組合立両小野学園と、信州型を進める町内小中学校かと思えますが、学校による温度差もあると聞きます。そこでお尋ねをいたします。町内各小中学校のコミュニティ・スクールの取り組み状況とその評価のほどはいかがでしょうか。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。議員、言われるように町内6校のうち、両小野小学校は文化省型のコミュニティースクール、それ以外の小中学校は信州型のコミュニティースクールという形をとっているわけですが、地域とともにある学校という意味ではどちらも共通だろうと思っております。辰野町ではこれに関わってはかなり成果を上げている、そんな気がしております。この根幹になるものは、各学校に設置されます学校運営委員会というものでございます。両小野の場合には学校運営協議会となりますけれど、この運営協議会が学校と地域と願いを共有したりして、そして学校運営への意見を聞きながら、各学校の実情に応じてボランティアなどが入って、支援をしていくというこういう形になります。実はこの学校運営委員会を設置するというのは各学校にとっては非常に厳しいことなんですね。人選から始まって進め方につきましても、ですからこの部分が多く市の町村がなかなか踏み込めないと言うか、浸透していかないという1つだろうなと思っておりますけれど、辰野町におきましては教育委員会の中に辰野町地域教育協議会というものが設置されておまして、これが町全体の学校の学校運営委員会的なことを行っております。ですから、町全体の方向付けを行っておりますので、各学校が地域と本当に苦勞して人選をしたり、会合をしていくということではなく、学校の方も無理なくできているのかな、そんな気がしております。学校支援という部分でいくとするならば、町内の小学校、中学校とも学校支援ボランティアの方が通年を通して入っております。子ども登下校を中心とした安全確保、それから環境整備に留まらず、学校行事への支援、学習への支援、キャリア教育への支援等を行っております。事業支援だとか、クラブ支援等では特に今年度は御柱の関係もありましたので、地域学習の一貫として御柱学習ですね。これを地域の方で行ったという、木やりの体験だとか、文化伝承に関わる特別授業を行ったという学校も聞いております。いずれにしても、子どもたちにとって身近にいろいろな立場、いろいろな職種、いろいろな年代の方々と接することができるということで、大人への信頼感が高まるだとか、あるいは地域への理解も進むのではないかな、というふうに理解をしております。以上ですが。

○宇治（10番）

ぜひ、先生方の負荷を考えると、なかなか大変じゃないかなという思いもありますけれども、地域とともにある学校という意味での取り組みにご尽力いただければと思います。各学校には学校図書館があります。くしくも今年8月には初めて東京で学校図書館

の国際大会が開催されるとあって、全国学校図書館協議会は2016年を「学校図書館年」と定め、学校図書館の更なる発展を期すとしています。「読書は頭の栄養源」と言われる通り、子どもにとって読書は大切な分野でいろいろの本をたくさん読むこと、本に親しむ習慣を身に付けることが重要とされています。松本市菅野中学校は、昨年度生徒一人当たりの図書貸出し冊数が年70冊を超え、県の全公立中学校189校では一人当たりが10～29冊という学校が大体7割を占めている中、2倍以上の好成績だったと報じられています。しかもこの1年だけでなく8年連続して増えていることがむしろ評価されているとのことで、図書館が日常化され1つの居場所になっているというものであります。続いてお尋ねいたします。町内小中学校図書館の利用実態、年間1人当たりの貸出し冊数、新刊図書の選定方法、はたまた学校司書の任務についてどのような状況になっているかをお尋ねいたします。

○教育長

はい、議員の質問にお答えをしたいと思います。まず町内小中学校の児童、生徒の昨年度1年間の図書館の本の利用状況でございます。これ各学校によってバラつきがございますけれど、全校読書だとか、あるいは読書の時間、更には授業などで本を読む、本を扱う、これらも全部含めた数字で県の教育委員会に報告してある数字でございますけれど、川島小学校120冊、辰野西小学校119冊、辰野東小学校117冊、辰野南小学校162冊、両小野小学校231冊、そして辰野中学校32冊ということでございます。極めて利用状況は良いなと思っております。特に小学校においてはどの小学校も休み時間は図書館が子どもで溢れております。2つ目のその新刊本購入に当たってということですが、これは先ほど議員言われるように図書館の司書の先生がおりますので、この司書先生が中心となって各種の巡回図書展示というのがございます。その機会に先生方、あるいは子どもの意見も聞きながら希望をとったりして、あるいは教科の先生の意見を聞きながら、本の選定をしているということでございます。この図書館司書の先生の仕事ですけれど、一般には図書館の管理、蔵書の管理、本の貸し借りというふうに見られがちですけど、それだけではなく読書週間の企画だとか、各学級でこんなことをやっているという時にはそれに協力をする。全校読書、あるいは読み合わせなどの、こんな活動の準備もしてくれております。いずれにしても読書の習慣付けということではこの図書館の司書の先生というのは、かなり影響が大きいなあと思っております。それから各学校12学級以上の学校においては図書館司書の先生のほかに、司書教諭の先生を置か

なければならぬとなっておりますので、町内では西小学校、東小学校、中学校が該当してまいります。図書館の司書の先生、これは司書の先生とは異なって、専門的な立場で図書館司書の先生を指導する立場の先生ということになります。この3校につきましては司書教諭の先生と司書の先生とか連携をして子どもたちの読書環境を整えているということでございます。以上ですが。

○宇治（10番）

学校図書館に期待されることは、専門家の言葉を借りれば、小学1年生の場合は「本は楽しい」という思いをもたせる工夫。中学生には読書の質を高めることに重点を置くなど、図書担当教諭と学校司書の連携を密にすることが欠かせない、ということをおっしゃっております。まさに今、教育長言われたように辰野においては十分、行われているようにお聞きしてきました。さて、ちょっと地域に目を移してですね、町教育大綱の1項目に「地域文化の保護と育成」が載っております。辰野町歌にも唄われる「小野の歴史」の代表例の1つは「小野宿」だと思います。その小野宿も近年は空き家が増え、いかにしてこの街並みや景観を維持すべきか地元でも苦慮しております。折しも5年前からは「小野宿市」が始まり、小野宿への関心も徐々に高まっていますが、一方で空き家対策も必要で、現在空き家になっている「油屋」に対しては関係者によって小野宿交流館油屋保存会を立ち上げ、旧小野郵便局建屋についての有効活用も検討されております。更には「明倫館」についてもNPO法人、建造物明倫館保存会が耕地総会で承認され法人化手続きが進行しているなど、地元住民の取り組みも始まっています。こうした状況を集約して眺めた時に、辰野町として象徴的な県宝小野宿問屋だけでなく、小野宿の街並み全体を考える時期に来たと私は実感しております。そこでお尋ねいたします。小野宿街並み保存のための行政主導の取り組みが必要かと思っております。例えば環境づくり、あるいは景観条例等の取り組み、更にはふるさと納税等をですね、行き過ぎたふるさと納税がいろいろ話題になってはいますが、辰野においてはそういうことはありませんので、ぜひ、小野宿の景観保全に1項目入れていただくとかですね、そういった財源の確保なども意を置いた行政主導の取り組みも必要じゃないかと、こんなように思うわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○生涯学習課長

ご質問にお答えいたします。小野宿などの町並みが近隣の該当ですね、存在する宿場の景観と比較して大変優れていることは教育委員会でも承知しております。現在でも、

長野県宝に指定されている旧小野家住宅、小野宿問屋ですね、を活用して小野宿問屋保存会の皆さんとともに小野地区の歴史的背景も含めて、町内外の方々に対して普及啓発活動にも努めているところです。これまで平成2年に辰野町の建造物小野宿の町屋として宿場の建造物の調査報告書を発行したのを初めとして、空き家となった建造物の保存について、所有者と交渉し保存に向けて動き出した事例もあります。また、空き家を主な対象として建造物の詳細な調査も随時実施しているところです。近年、諸般の事情により宿場の景観を保つために欠くことのできない重要な建造物が消滅する恐れがあることに大変危惧を抱き注視しているところですが、教育委員会としても町並みの保存に向けてどのような方策があるのか、学習会等実施して、地元の皆さんとともに考えていく予定でございます。

○建設水道課長

私の方から景観条例等の関連についてお答えしたいと思います。宇治町議さんの24年の6月議会にも質問されているわけなんですけれども、その時に小さな地域で景観を守るという観点で、景観育成住民協定として知事が認定を行う制度があるということで、お答えをしております。町では平成17年に上平出地区が「ほたるの里景観形成住民協定」というものを結んでいるところでございます。その後の動きの中で上伊那の広域で取り組むということで、上伊那全体で平成32年までに上伊那自治体が景観行政団体への移行を広域連合として推進していくということで辰野町の計画では来年、平成29年から3年計画で景観行政団体への移行を計画しているところでございます。以上です。

○まちづくり政策課長

ふるさと納税の活用の面からお答えをしたいと思います。辰野町のふるさと納税、ふるさと辰野寄付金でありますけれども、自然環境の保全、福祉医療・子育て、教育文化、そして町長が選定する政策などの活用する、おまかせの4つの使い道を設けて今、希望を出していただき事業に充当しているわけであります。ちなみに昨年度は、寄付総額が1億6,646万8,000円。うち、自然環境が3,649万1,000円。福祉医療が2,368万7,000円。子育て・教育・文化5,207万1,000円。おまかせが5,421万9,000円といったような使い道となっております。平成23、24年度に限り辰野病院の建築建設資金を寄付金の活用方法として募集した時期がございます。その時にはまだ、ふるさと納税自体があまり注目されていなかった時代ですので、2年間で18万円しか集まらなかったというような経過もございますが、今、ふるさと納税はその自治体を応援したいという純粋

な気持ちが寄付金となって現れるはずですけど、現在の制度はお礼の品目当てで寄付をするということが問題となっております。その中で寄付金の活用方法としまして、プロジェクトに対して寄付を募るという方法もいくつかの自治体で採用を始めているところです。クラウドファンディングと言うそうですけど、プロジェクトを示して目標金額を決めて期間を決めて募集するというやり方、返礼品はございません。特徴あるプロジェクトじゃないとなかなか目標額が集まらないということですけど、小野宿のこの町並み保全に使うかは現時点はちょっと何とも言えませんけれど、新しいやり方として研究はしてみたいと思っているところであります。以上であります。

○宇治（10番）

まずは地元住民や関係団体が一つの方向性を共有する必要性がありますが、明日、教育委員会のお力添えで、初めての学習会が県から講師を招いて開催されます。これを契機に一步一步前へ進めるために、行政との共同によるルールづくりや景観行政団体への移行、これは上伊那では3市町村が移行済みで、箕輪町が取り組み中ということでありまして、財源の確保なども念頭にした計画的な活動が必要と考えます。是非とも行政の主導で地域と一体的な取り組みについて検討いただくよう要望いたします。

最後の質問になります。このほど福寿苑跡地の土地、建物が「つくば開成学園」に譲渡し、新たな教育の拠点が町内に誕生することになりました。結果としてこれは喜ばしい方向付けであると私は考えます。ところで相手先が学校法人で通信制高等学校ということですが、その受け入れ内容や評価はいかなるものかお尋ねいたします。「つくば開成学園」の町への進出のネライと教育的視点からの教育長の評価をお尋ねいたします。

○議長

質問時間が少なくなりましたので、簡潔な答弁をお願いします。

○教育長

議員の質問にお答えしたいと思います。「つくば開成学園」県内には3つの学習センターがございますけれど、この県内のセンターを集約させたいとして3方に開いた交通の要素である辰野町に声をかけていただいたと、こういうふうに私理解をしております。この2月に実際に牛久市にあります、つくば開成学園を見に行きました。真剣に学ぶ姿、それから友だちと関わって学ぶ姿、熱心に指導している先生方の姿、それから進路指導、理事者の話などを聞いて、一人ひとりに寄り添ったカリキュラムを作って指導しているということを実感をいたしました。そして何よりもほかの通信高校、通信学園と違うの

は出口を保障しているということ。卒業後の進路を保障してくれていること。これを私、高く、評価したいと思います。以上ですが。

○宇治（10番）

時間がまいりましたので、以上で私の質問は終わりいたします。

○議長

ただ今より昼食をとるため暫時休憩いたします。なお再開時間は午後1時30分いたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 52分

再開時間 13時 30分

○議長

再開します。質問順位4番、議席1番、岩田清議員。

【質問順位4番 議席1番 岩田 清 議員】

○岩田（1番）

それでは午後の1番バッターということで通告に従いまして、2つの分野「地方経済の活性化」と「教育問題」について順次質問してまいります。まず最初に、「地域経済活性化の施策の評価」についての質問でございます。つい先ごろ、政府は消費税10%への増加を見送ったとの報道がございました。安倍首相は、昨年10月に上げる筈の消費税を2017年4月には必ず上げるからとのことで、値上げを見送った経緯があります。今回、2年半後に再度見送ったのは、我が国の経済が低迷しているという現状があると思われまます。これにより増え続ける社会保障費の財源をどこに求めて行くのか不安でございますけれども、世界経済においてリーマンショック級の天変地異がない限り実行すると言っていた首相ができないと言うことは、「アベノミクス」という経済政策は最大の正念場、あるいはピンチを迎えているのではないかと感じております。さて地方経済は、相変わらず低迷を続けているわけでございますけれども、小さな施策を積み重ねて何とかこの厳しい時代、夜露を凌がねばならないと思っております。そこで昨年実施しました2つの明るい事業を質問に取り上げました。いずれも私の調査したところでは成果を上げていると感じている事業でございます。それでは事業の継続及び更なる発展を願う立場から質問いたします。資料がございますので、見ていただければいいと思っておりますけれども、これは産業課の方で作られたと思っておりますけれども、パンフレットでございます。これは「合宿等補助金交付事業」でございます。まずこの制度と趣旨についてお尋ねし

ますけれども、資料としてお配りしました、意外と議員の方も課長さんでも見ておられない方も多いと思いますけれども、パンフレットのコピーに従って、事業規模、今年度の交付金の割合、前年との比較などを含めてご説明いただきたいと思います。

○産業振興課長

それでは、制度と趣旨につきましてご説明を申し上げたいと思います。お手元のカラー刷りの資料をお手元に置いていただきながらご説明を申し上げます。まず、この事業の趣旨の方から先に申し上げます。町への滞在型の観光客を誘致し、交流人口を拡大をすることで地域の活性化と観光産業の振興、移住定住の推進を図るため町外からの合宿や、体験教育活動を行う団体に対して補助する制度を立ち上げたところでございます。合宿などを行う若者を滞在型の観光客というふう位置付けまして、積極的に合宿を誘致するために検討を始めましたところ、平成27年度の地方創生先行型（上乘せ分）という事業がありまして、それに採択をされまして平成27年度の補正予算の中で事業を開始をいたしました。この要綱は平成27年12月1日に施行をいたしまして、特に補助金の制度設計としましては、まず冬場に薄い宿泊数を町内の宿泊施設の増加のためのテコ入れも目的の大きな1つでございました。制度の概要を申し上げます。補助対象は町内の宿泊施設に宿泊し、1回の延べ宿泊人数が20人以上となる合宿などでございます。補助金の額は1人1泊当たり、4月から11月までが500円で12月から3月は1人1泊当たり1,000円といたしまして、1合宿など当たり20万円を上限で補助をするものでございます。また、合宿期間中に町内におきまして地域交流活動と言いまして、例えば有料の観光施設、美術館などの見学も含まれますが、そういったものの利用や農林業体験、地域との交流を行った場合には参加した人数に500円を掛けた額を1合宿5万円の範囲で補助をする仕組みでございます。以上です。

○岩田（1番）

大変、好調に推移して私が調査しましたパークホテルでも例年オフシーズンと言われる12月から3月の、特に2月当たりだと思えますけれども、トータルで宿泊数が3割り以上も伸びたということを支配人により確認しておりますけれども、まさに、小さいながらヒットした施策であろうかと思えます。この要因ですね、ヒットした、なぜこんなに利用者が多く、うまくいったのかということについてはどのように把握と評価をしておられるか、簡単に一言で。

○産業振興課長

今、町議分析の、あるいはパークホテルの聞き取りのとおりでございますが、パークホテルの利用状況を分析しますと愛知県が4団体と多く、岐阜や東京、埼玉、新潟、そして県内が各1団体っていうような形で中京圏の大学サークルの利用が多い傾向でございます。また、9団体のうち26年度からのリピーターが2団体で、残りの7団体が新規ということで新規開拓がこの制度でできたのではないかと、まず言えるかと思えます。また要因の分析でございますが、合宿エージェント回りや、商談会を東京や中京圏で積極的に展開をいたしました。また、バス代が1.5倍ほどに高騰する中で、団体によっては20万円の上限枠まで補助を受けるケースもありまして、バス代のアップ分を補填する効果があったというふうに分析をいたします。また、通常であればバス代の高騰によって近隣の県の合宿先を選択するという中で、長野のこの辰野町まで一步遠心をするという選択肢が増えることになったのではないかと思えます。また、学生さんの場合、まずは安さというのが優先されるために、これまではこのような同様の合宿補助を先に展開しておりました北陸方面に流れていたものが、長野県への選択肢がプラスされたというふうに言えるかと思えます。県内を見ますとこうした補助制度を持つ自治体はまだ少ないため、差別化が図られ特色を出しやすい、またアピールしやすいツールの1つと云えるのではないかと分析をしております。以上です。

○岩田（1番）

はい、分かりました。ここに3月までの利用者サークル名と宿泊者数のデータが産業課の方でいただいたり、パークホテルでいただいたのがございますけれども、最大を見ますと1泊の人数では49名の団体。それから宿泊数では最長3泊。大学だけではなくてこれは実業団でも良いと思うのですけれども、テニス、野球、フェンシング。文化系では英会話クラブ、演劇サークル。あるいは特殊なところでは下諏訪向陽高校の勉強合宿などというのもあります。このへんの好調の原因で質問をしたいんですけれども、この好評を博している事業が、先ほども申されましたように課長申されましたように12月、昨年の27年12月から28年3月までが端境期で1,000円の補助と。それから4月以降、11月までが500円ということでございますけれども、500円でもここに予定表をいただけてますけれども、もうパークホテルでは満杯だと。簡単に言いますと例を言いますと、4泊で延べ240人。4泊延べ200人とか、本当に受けきれないという状態でございます。それで本事業を更に発展させるにはどうしたら良いかということで、3つほど提言をし

たいと思いますので、お聞きいただきたいと思いますが、まず、産業の活性化の観点から、今後、補助金を交付金の当てがなくても今年度もそういうことで単独でやっておられるという話も聞きましたけれども、更なる好調な需要があれば予算の上積みを考えても良いのではないかと。それから資料によれば、予約はパークホテルに偏っていると。パークで満杯の場合、ほかの所を利用するかといいますけれども、エルボンさん辺りに1、2まわったり、それからかやぶきも2件くらいしかないんですよ、予約が。ですからほかの宿泊施設を可及的と言うか自動的と言うか、そういう形に紹介できるようなシステムづくりを作って、利用希望者に代案として提示できないかというのが1点でございます。それから2番目は、温泉のない施設には湯に行くセンターの入浴券をサービスする。あるいはシーズン中でも500円プラス、例えば町特産品の500円の券を付けてそして、ホテルの中の土産物で買っていただいても、あるいは外で何か特産品などを買っていただいても500円で終わるケースもないので、活性化に繋がると思うんですよ、他の産業の。で、宿泊施設だけでなくほかの商業も巻き込んでプラス効果が狙えないかということでございます。これが2点目でございます。それから3番目でございますけれども、宿泊利用のクラブや団体と町内の学校や町民が交流ができないかということです。利用団体を見ますと、英語教育で著名な南山大学の英語サークルや、スポーツ選手を輩出している中京大学、大学進学では全国で灘高とともにトップを争う進学校、筑波大付属駒場中・高等学校ですね、これ「筑駒」って東京では言っているんですけども、その有名な学校のバスケット部などが来ています。こういうチャンスを利用して、町のPR、それから町民や町の中高生との交流を図りレポートに繋げて町をより多くの都会の人に知ってもらえる機会とすることが大切だとも思いますけれども、今の3点を含めまして町長、及びもしできれば教育長の所見をお聞かせいただきたいと思います。

○町 長

今、議員さんおっしゃられました予約の関係でありますけれども、今そういうことで混んでいるとほかの所を紹介しているっていうことあります。ただ、目的によって体育施設だとどうしても遠くの方は難しいってことありますけれども、そこらへんのところはこの前、支配人とも話しましたけれどもできるだけそういありますので、そういったこともこれから進めて、町内のほかの施設、旅館でもかまいませんので、そういった所とうまく連携を取っていける。そういったことが必要だろうとこんなふうに思っています。

す。商品券だとか、温泉券、そういったことも状況を見ながら考えていくことは良いか
と思います。ただ、外のあれですけれども、合宿の人たちって大人しくずっとあそこでも
持っているわけじゃなくて、かなりコンビニだとか、ほかの商店とかへは頻繁に出かけて
いるようでありまして、多くの消費を生んでいるということは現実だと思いますので、
かなり経済効果は上がっているのではないかと、こんなふうに思います。ちょっと近く
に一杯屋さんでもあれば、なお良いかなとこんなふうに思っていますけれども、そのの
ところはあれです。それから交流だとかそういったことで非常に重要なことだと思っ
ています。それで、今 500 円の交流の部分を上乗せということでやっておりますので、そ
ういったことを提示しながら交流だとか、そういったことをすれば 500 円の上乗せが別
に付くんだよっていうことをご案内して、そういうふうに進めていければと、そんなよ
うに思っています。少年野球と言うか、だとかは地元の中学と交流試合を実際にやって
いますし、そういったこともサッカーだとかそういう等もできます。多分、サッカーな
んかは、高校のサッカーだったら専用の素晴らしい協議ありますので、そういった所を
紹介してやれば十分できると思いますので、そういった交流も文化的なものも向こうが
邪魔でない限りは提案していければ良いと、こんなふうに思っています。以上でありま
す。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。辰野中学でもさまざまな運動部活がござい
ますけれど、特に近年力をつけてきている、今町長サッカーと言われましたけど、サッ
カーあたりは結構、北陸辺りまで行っているんですね。招待されたりとか、あるいは山
梨へもと、こうありますので、来ていただいた時にそういうことは十分に調整さえでき
れば可能だろうなあと思っております。いずれにしましても町全体見ますと、さまざま
なスポーツ施設というものがあるんじゃないのかなと思っておりますので、かなり、何
て言うか受け入れる要素はあるんだろうと思っております。よろしいでしょうか。

○岩田（1 番）

ちょっと私、落としましたけれども地域の交流費の補助を上乗せしているわけですね。
これまたちょっと説明していただければ長くなるので、多分あれですけれども、もう予
定の中には、プラスアルファで滋賀大のオーケストラのグループが交流人数 50 人とい
うことで 2 万 5,000 円の上乗せ、名古屋工業大学の吹奏楽団が 60 人で 3 万円。これは
パークホテルのロビーでミニコンサートを開催すると。同じような形で明治大学の管弦

楽団と。こういうようなことができますので、こういう大学がいくつも揃って、規模があれば何て言うかな、大学同士の交流のコンサートなんかも開けたり、小中学生を招待してそういう機会に触れさせるなんてこともできると思いますんですけど、いずれにしましても非常に発展性のある補助事業だと思いますので、ぜひ今後も検討していただければと思います。持てるものと持たらざるもの、東京と田舎のこの格差が広がっているわけですけど、とても我々は勝ち組にはなれないことは明白ですけれども、しかし何とか力を合わせて「かなわぬまでも、もがくべし」という言葉がありますけれども、小さな施策を積み重ねてこの隘路を切り開いていくことを要望したいと思います。それから、前回も聞いて町長も「いろいろな形で無理だよ」と言いましたけれども、これだけそういう事情があれば宿泊施設の新築や、それから先ほどこちょっと中谷議員も「うちも民泊の申請をしたい」なんて言っていますので、そんなことで結構大きな所が万五郎の辺りでも住宅ございますので、その辺を東京オリンピックじゃないですけど、民泊のちょっとそういうことの研究もしたらどうかということで提言しておきたいと思います。

続きまして、プレミアム商品券の発行についてを質問したいと思います。これも資料がございますので見ていただきますけれども、前議会の一般質問において、この事業の評価について、町長の回答はあまりに芳しいものではございませんでした。消費の延長というような声も聞こえる中で、効果を多少疑問視されているという感じを受けましたけれども、そこで今回、商工会がアンケート取りました。これは商業者側のアンケート結果でございますけれども提供を受けたものでございます。お配りしたペーパー以外にも、私の下には今週の初めにまとめた大型店と個人商店別のアンケート結果の資料もありますけれども、まず、2の所で「来店者が増加したか」という項目では47%が増えた。個人商店でも45%を記録しております。それから「売り上げの増」ということでございますけれども、個人商店で51%が増えたという結果でございます。また、「今年この事業を実施した方が良いと思うか」の設問では、実に個人商店で87%、大型店では回答数は4ながら100%でございます。このアンケートの結果について町長、担当課の所見を伺いたいと思います。

○町 長

この前の質問で効果の方がよく聞こえて来ないという話をしたんで、こういった結果が出てきたかと思っておりますけれども、総じてそれが有効に使われているんだろうなあと、こんなふうな感想を受けました。ただ、また評価って言うんですか、いろいろの分析等

も課長の方でしておりますので、どういうふうなっていう分析もあると思いますけれども、一番と言うんですかね、いろいろの中で言われているのは消費の先食いと言うんですかね、そういったことで特にそれが全体の中の活性化に繋がっているかっていう、もちろん繋がっているわけですがけれども、それが過ぎれば、また全然こういうふうになってってしまうというのは一時的な効果があっても継続的なものではないっていう、そういったことでありますので、なかなか思い切ってできないっていうのは現実じゃないかと思います。この前は、国の交付金を使わせていただいて大々的にやったわけでありましてけれども、そういった要因があれば、またそういったことも簡単にできると思うんですけれども、なかなか単費を投入してやるっていうことは難しい面もあろうかな、こんなふうに思っています。状況等また考えながらでありますけれども課長の方から分析だとか、そういったことについてご報告申し上げたいと思います。

○産業振興課長

商工会さんの方で取っていただいたアンケートの調査結果を見まして、合わせて私の方でお願いをしまして今、ご案内の大型店とそれ以外のアンケート調査にも少し分けて、同じ項目にわたって分析をしていただいて、その結果を元に少し私なりに検討してみました。アンケート調査の1におきましては販売促進活動を行った店は17%という形で少ないわけでございます。この事業がそうしますと、やはり一過性のものになるのではなくリピーターに繋がるような取り組みをして、魅力ある店となるように取り組めたのかという観点では若干不十分であったと言わざるを得ないのではないかと考えます。今後昨年のような経済対策の一環で実施の見通しが出てくれば、実施の可能性もあるわけですがけれども、実施の際には各店舗の創意工夫を凝らしたサービスを合わせて展開をされることを求めていますし、行政としても商工会とともに寄り添う形でそのへんの後押しをしていきたいと考えております。補助金を実施するにあたりまして、行政は昨年度の例をとりますと、子育て世代とか、非課税世帯の助成金とも組み合わせて行いました。行政の立場でいきますと経済的な厳しい面をお持ちの世帯に、いかに平等にお配りするかという視点になってしまいがちなんですけれども、事業の基本はやはり商店がいかに稼ぐかが重要になろうかと思えます。プレミアム商品券という部分を福祉政策という側面よりも、やはり活性化の施策という形で位置付けてまいりたいと考えます。そのためには自らが商品やサービスを作って、そして営業をして売って、稼ぐということを基本に取り組んでいただきたいというところを、また一緒になって考えてまいりたい

と思います。以上です。

○岩田（1番）

町の財政状態も大変厳しいところで、分かっているだけに私も要望しにくいわけですが、1つの基準としまして前議会で私は、日経平均株価が1万6,000円辺りで低迷するか大幅に切るような事態になった時には、秋口から年末ぐらいに検討すべしという要望をしておりますけれども、前段申し上げましたように消費税を上げないというような事態はアベノミクスの効果がなく、そして何か経済に起爆剤が必要と。地方も何か決め手はないので今の課長の答弁が前向きと言うか、もっともでございますけれども、今後機動的に秋辺りの景気を見ながら年末にかけてぜひ、検討していただきたいと思えます。ただし、先ほど言われましたように、このアンケート結果の1の「プレミアム商品券事業に合わせて貴店独自の販売促進活動を行いましたか」というところが「実施した」というのが14%なので、このへんをまた商工会が指導しまして、いろいろの課題があると思えますので、あるいは手数料、事務量、事務費も全部行政側におんぶに抱っこっていうことでは、民間の活力ということではいかがなものかとも思えますけれども、いずれにしても、ここ土曜日、日曜日、あるいはウィークデイを通しまして辰野駅から下辰野、更には宮木の商店街のこの閑散とした現状を見ますと、少しでも何とか活気づけるためにこの事業を頭の隅に置いていただきまして、ちょっと秋口の景気動向などを見ていただきたいと思えます。そういうことですね、1番目の施策についてはそういうことでございます。

それでは教育問題の方に移りたいと思えます。午前中の宇治議員の最後の質問でもう時間がなかったですけれども、つくば開成高等学校が誘致されたということについては非常に明るい材料だということで、私も喜んでおりますけれども、残念なことに先月18日の各種の記事によりますと、教員による盗撮事件が起こり、県迷惑防止条例違反の疑いで伊那市内の28歳の教諭が逮捕されたということでございます。3年程前でございますけれども2013年の頃、県下の教員の不祥事が頻発したことを受け、県教委は徹底した再発防止策を取ってきたはずでございます。そこでまず最初に質問でございますけれども、各種の報道の中で「非違行為」ですね「非ず」それから「違反の違」ですね「非違行為」と言う聞きなれない単語が盛んに使われていますけれども、これは違法な行為でなくても該当するというケースがあるのでしょうか。このへんの「非違行為」というものの定義をまず、教えていただきたいと思えます。

○教育長

はい、議員の質問にお答えしたいと思います。「非違行為」どういうものが当てはまるのか、基本的にはこれやはり法律に違反をしているというふうに私は理解をしたいと思います。というのは教師というのは最大の教育環境であると言われておりますので、この教師と子どもたちとの関係が損なわれてしまうならば教育はできないということでございますので、セクハラだとか、体罰なんかも含めて、それから車の運転の時のスピード違反だとか、法令違反、これらも全部「非違行為」に含まれるだろうと思っております。以上ですが。

○岩田（1番）

私もネットで調べたところによりますと、例えば国家公務員法は懲戒処分の対象となる行為、これを「非違行為」と通称すると。これは違法な行為はもちろんでございますけれど、健全な社会常識に照らして判断するという、職務上の行為に限らず違法な行為に限られるものではないともされていますけれども、今回の場合は完全に法に抵触しているということでございますね。それで、この事件の概要と言うかそれはもう報道のとおりだと思いますけれども、現在、辰野町及び県で行われているこういう非違行為を防止するための研修、その他対策について、どういうことが行われているのか教えていただきたいと思っております。

○教育長

はい、質問にお答えをしたいと思います。この件が起きたからというわけじゃなくて、もうずっと毎年、年に何回も各学校では非違行為防止に関わる研修を行っております。いずれにしましても先ほど述べましたけれど、教育は信頼関係が崩れたら成り立ちませんので、まずそこの認識に立っていただきたいということでございます。ただ、今回の教諭も報道によりますと、自分でも犯罪ということは分かっていたと。しかし、見つからなければいいというそういう認識があったと、こう言っているわけですね。これはとんでもないわけで、頭では十分にこれはまずいことだと認識をしていますが突然、こうスイッチが切り替わってしまうという、これは同じ男性として私自身も大変情けない気持ちで、これは多分、岩田議員も同じ情けない気持ちだろうと思うんですけどもね、教員であれば当然、身に着けていなければならないはずの倫理観だとか、教員だけじゃないですね、人間としてですね当然、身に着けていなければならないはずの倫理観だとか、善悪の判断、このブレーキが残念ながら突然スイッチが切り替わることによって機能し

なかったということは言えるかと思います。一方で、こういうような不祥事が起こるたびに対策として研修を強化しろだとか、あるいはもっと元である教員の採用に当たってのその評価をもっと見直せというような声も挙がるわけですが、なかなか一方ではこういうその非違行為っていう生身の人間の内面に關わる問題ですので、非常に難しくて有効な手段が講じにくいというのも一方であるわけですね。一方では研修をやっている。でもなかなかこの内面までという難しい部分がございます。ですけれど、私たちは諦めることなく、様々な形の研修を校内研修だとか校外から講師を招くというようなことをして、大方の子どもたちや、それから保護者の信頼は揺ぎないものであるということをして、元気を出して子どもの前に立ってほしいなあと考えておりますし、それによって、子どもたちの方からも、うちの担任は絶対そんなことを起こす人じゃないなとか、うちの学校の先生にはまずあり得ないという、そういう先生方あるいは学校を信頼できる、そんな状況をこれはもう日々の実践の中で、取り組みの中で作っていくしかないだろうなあと考えております。いずれにしても地域、地域住民、更には子どもたちの信頼を得なければ、学校は成り立たないと思っておりますので、引き続き研修は大事に取り組んでいきたいと思っております。

○岩田（1番）

多分、相当な時間がかかってまとめた、平成25年ですね、その事件が頻発、昨年になりますかね、3年前ですか。信州教育の信頼回復に向けた行動計画というのが長野県の教育委員会から出ております。もう書いてあることは、もういちいちごもっともですけども、そこの最初のページで「不祥事再発のための取組」ということの中に、いくつも項目あるんですけど、1つは1番目に「教育委員会の対応力の強化」という項目とそれから2番目に「開かれた学校運営体制の整備」ということになっております。それで6ページにわたるものでございますけれども、その第1ページの取り組みの、その再発防止の取組の項の中の、いろいろな強化策がここに書かれているわけがございますけれども、1つに、コンプライアンス協議会を各市町村で整備していくという項目があります。これについて教育長はご存知かどうかということとともに、辰野町ではどういうふうに整備しているのでしょうか。

○教育長

はい、確かに2年前に信州教育の信頼を回復するためにということで、これ全学校の校長先生はじめ、教頭先生、それから一般の先生方も研修を受けたものでございます。

当然、当時の教育委員会の関係も研修受けているんだろうとっておりますけれど、いずれにしましても例えば今回の事例もそうですけれど、どこで起こってもおかしくないというふうに一方では考えられますので、これ常に起こらないように車の定期点検じゃないですけど、定期的にやっぱり研修をしていく、自分を振り返るっていうことをしていかなければならないんだろうと思いますし、事が起こった時には教育委員会としまして、いじめの時と同じような対応、迅速にこれしていかなければならないだろうとっております。

○岩田（1番）

そういうことで教育長の方の気持ちとすれば忸怩たるものがあると思いますけれども、やはりその中で2番目の項目として「開かれた学校運営体制の整備」となっております。私は校内コミュニケーションの整備ということを言われますけれども、例えば月1回、必ず教育委員会開かれるわけですけども、何回か傍聴もさせてもらっていますけれども、教育委員さんが、要するに何て言うかな任意と言うか、ランダムに学校訪問、視察を行ってそして生徒の様子や若い先生との交流を図る中で、問題意識を発揮して教育委員会の中で必ずそういう問題意識を持っている方が教育委員でしょうから。ところが実際の教育委員会の様子を見ますと、教育長が素案を作ったレジメの中で動いていて、自由闊達という感じにはなっていないんですけども、今回、開かれた学校という形の中で、そうですね辰野は比較的一般の人を、私もクラブ活動の碁や将棋の時に入っているんですけども、教育委員さんももっとそういう所へ出て行って実際の現場を見る、そしてその中でまた月1回の教育委員会の中で意見を言いながら反映させていく。あるいは、学校評議委員はそういう方法があるのかどうか、ちょっとそれは分かりませんが、そういう方法を考えられないかと思っていますけれども、ちょっと教育長の所見を伺いたいと思いますけれども。

○教育長

実はあまりこれは知られていないことだと思いますけれど、辰野町の教育委員会では昨年度から各教育委員さん、結構学校へ自由に行ってもらっております。これにつきましては定例の教育委員会の中で大きく扱わないし、ここの部分におきましては学校の諸問題ということで非公開の部分になってしまいますので、外には出ませんが、結構日常的にっていうことじゃないんですけど、行ってもらっていてそれはありがたいないと、フリーな立場で行ってもらって授業にふらっと顔を出すなんてことでやっても

らっております。ありがたいなと思っております。それに辰野町の小中学校は議員ご存知のように非常に多くの地域の方々が常日頃入っておりますよね。登下校だとか環境整備だけじゃなくて、日々の授業などにも入っております。小学校で言えば図工だとか、あるいは総合的な学習だとか、中学で言えば美術だとかね、所に入っておりますので、そういう中で地域の方かなり入っておりますので、こういう方たちが結構学校を、それから先生方を見てくれている。これはありがたいなと思っておりますので、私、今頭の中で考えているのはこういう地域の方々の力も先生方の研修にこれから使っていけたら良いなと思っているところでございます。

○岩田（1番）

それは知りませんでしたけれども、そういう形のことを現場から直接、声を吸い上げたり、肌で感じてもらって教育行政を進めていただきたいと思います。それでは最後の質問になりますけれどN I E、これはNewspaper In Educationの略でございますけれども、推進事業についてでございます。つい先日、長野日報社の紙上で県新聞活用教育推進協議会からN I E研究指定校に西春近南小学校、伊那弥生ヶ丘高校など7校が指定を受けたとの報道がされました。私ども日頃、余り耳にしない事業でございますけれども、この事業は私が調べたところによりますと、歴史は古く1930年代に「教育に新聞を」ということでアメリカの新聞社の提唱によって生まれた運動でございます。日本では日本新聞協会が児童・生徒・学生の活字離れや社会的無関心の傾向を改善させる目的で、1985年から取り組みを始めているということでございます。そこで質問いたします。この事業の目的やネライ、県下における歴史・経緯及び実績の評価について伺いたいと思いません。

○教育長

今、このN I Eがスタートした経緯については議員、お話いただいたとおり1930年アメリカで始まったと私も承知しております。日本では確かに昭和60年からというふうにかこう聞いております。そうですね、広く日本で広がり始めたのが平成になってからだというふうに思っております。最初は東京の小学校1校、中学2校でスタートしたものが平成8年になってN I E実践校制度がこれ取り入れられて、47都道府県にそのまま広がって行ったってこうに言われておりますけれど。それで長野県の場合ですけれど、今言われましたように昨年度、7校ということになりますね、小学校が3校、中学校、高校がそれぞれ2校ということでございます。昨年度ですと継続校もございますので合わ

せますと13校ということになっているかと思います。そんなに大きく広がっていくわけではないわけですが、また縮小もしていかないというそんな活動かと思っております。いずれにしましても、この新聞を読むと今、活字離れというのが叫ばれているわけですが、子どもの読む力だとか、それから漢字の力だとか、更にこのN I Eは複数の新聞を読み比べることがございますので、比較検討する力、更にそれを発表する力などを期待ができるのではないかなと考えております。

○岩田（1番）

午前中に宇治議員の方から英語教育についても出たわけですが、まず日本語をしっかり読み書きできるということが一番大事じゃないかと思います。その面では私も中高生の頃、新聞一面下のコラム、これは朝日新聞で言えば「天声人語」、毎日新聞で言えば「余録」、読売は「編集手帳」ですか、それから信毎が「斜面」、それから日報は「八面観」ということで先生がそういうことが熱心な方で「天声人語」をよく読んで、私もそれに憧れまして学校新聞のコラムを書いたことも思い出して、その頃が一番、自分も国語の力が上がったなと思っております。それで、過去1999年には辰野高校、またそのほか近隣市町村で調べますと高遠中、岡谷神明小、南箕輪南部小なども実践研究指定校に選定されております。授業に新聞を活用することでは、先ほど教育長も言われましたように学習指導要領にも記載されていますように「思考力、判断力、表現力の育成」「言語活動の充実」が非常に新聞の効用があると、こういうことでございますので、そして過去のこれらを実践した学校に対しておける評価は非常に大変高いものもございます。児童、生徒の学習意欲が高まり積極的な学習態度が身に付くし、社会への目も向くという研究成果が発表されております。今までコミュニティースクールが辰野は著名だったわけですが、ぜひ辰野町内の小中学校でも採用に向かった検討を要望したいと思いますけれども、このへんについて前向きな答弁をいただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○教育長

まず、お答えする前に町内の各小中学校の新聞活用の現状についてを話をしたいと思います。町内の小中学校の新聞活用例としましては、例えば川島小学校では5、6年生が週1度、自分で気になる新聞記事をスクラップをして感想をまとめるという学習を宿題として取り組んでおります、これ昨年度です。今年度もこれ進めていきたいと。昨年度の例ですが、中には毎日、新聞の記事を集めているというそんな子どももいると

聞いております。社会に関心を持っている子どもがいるなあ、とっております。それから地域学習の一環とすれば先日ですけれど新聞社に協力を依頼して、得て、これは長野日報社ですけれど、長野日報社の協力を得て児童数分新聞をいただきまして、そして新聞記事を活用して御柱の学習をやったという、これ西小ですけれども。それから5年生の国語、これ新聞を読もうという单元があるんですが、この单元で発展として、発展学習として気になった記事、あるいは地域の記事を扱った東小や南小、自らテーマを決めて記事を収集し、自分の意見をまとめる両小野小学校、このような取り組みがございます。中学校では今、議員が言われたような信毎の斜面がございますけど、あの斜面の視写、書き写すのですね、最近これ注目浴びていますけれど、これを斜面ノートを利用して週末に実施をして世の中のできごとに触れさせるとともに、語句調べだとか、漢字調べ、内容を理解する力、内容を要約する力、コメント力を伸ばそうとこうしております。活字離れの叫ばれている今日でもありますので、改めて複数の新聞を読んで、各新聞の記述を客観的に比較検討することによって、文章を要約するだとか、自分の意見をまとめて発表するという、そんな学習ができるということで注目しております。それで、議員は辰野をぜひという話でございました。さまざまな良い点挙げられておりますので、議員の意見を参考にしながら、一步でも踏み出せたらいいなと私もっております。

○岩田（1番）

今、辰野の取り組み、それから教育長がそういう取り組みも今後チャレンジしていく。チャレンジする中でまた人間というのはモチベーションも上がっていきますので、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。午前中からいろいろ教育問題もありました。実際に町長が今回、つくば開成高等学校を呼んでいただいたことは、非常に評価したいと思いますけれども、なぜ、これ教育をやるかと言いますと、これから結局若い世代が住む、住みたい町、村っていうのは教育環境が整備されていなければいけない。あえて言わせてもらえば町長、教育長は例えば今の小中は6・3で動かさないというような考え方だと思いますけれども、そうしますと諏訪、伊那、近隣の市町村に遅れを取るという言い方は申し訳ないけど、独自のこれがあればそれで教育の理念があれば良いんですけれども、結局、力のある教育熱心な子育て世代はそういう市町村を選んでいくということをぜひ、胸に置いて欲しいんですよ。それで逃げて行った家族も私も2家族くらい知っています。やっぱり教育環境の整備が次世代の町村の生き残る最大のキーワードだ

と。また、機会を改めて教育立町については論じたいと思いますけれども、いずれにしましても今回このN I Eの推進事業をぜひ、教育長の方に頑張ってもらいたいことをお願いしまして、お願いと言うか要望ですけれども、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長

進行いたします。質問順位5番、議席3番、向山光議員。

【質問順位5番 議席3番 向山 光 議員】

○向山（3番）

今回は、主要地方道下諏訪辰野線の改良計画に関わること。森林、とりわけ共有林等の維持管理に関すること。森林や遊休荒廃地の維持管理に関すること。そして熊本地震を教訓とした町の災害対策についての4点について質問いたします。まず、主要地方道下諏訪辰野線の改良計画に関わることについてであります。3月の定例会において時間の関係上、十分に質疑を尽くすことができませんでしたので、改めて質問してまいります。道路対策は、第五次総合計画後期基本計画策定に際しての町民アンケートや、各地区での「よりあい会議」の結果からも明らかなように、辰野町の最も重要な政策課題の1つであり、道路網の整備は町民が等しく望むところでありますが、その実現のためには、多額な費用と多くの時間を必要とします。何よりも狭隘な辰野町の地形の中で、どのような計画、ランドデザイン、長期ビジョンとも言うべき実現可能な大きな構想を描いていくのかが、最も基本的な課題であります。これらの点については、この間、各定例会において同僚議員から質問されておりますが、多くは国道153号を中心とした町の西側の幹線道路についての議論であります。そこで私は、東側の幹線道路、いわゆる東県道の整備について質問いたします。東県道には、平出交差点から南側の主要地方道伊那辰野停車場線、いわゆる竜東線と北側の主要地方道下諏訪辰野線とがあります。更に、東側、有賀峠を通る主要地方道諏訪辰野線が平出交差点で交わり、この平出交差点は3つの主要地方道が交わる町内でも最も交通量の多い交差点であると思います。まず、東県道を中心とした竜東地区の道路や交通状況について、町長のご所見をお伺いいたします。

○町長

向山議員さんにお答えをしたいと思います。まさに今、おっしゃられるようにあの交差点がそれぞれの分岐点と言うんですか、合流点となっております、それぞれあの近

辺を中心として多くの人たちが、ご努力いただいて交差点改良から進んできたところでありまして東小学校を抜ける道が歩道ができるとか、上平出側に向けて改良され、更に下諏訪辰野線が改良されつつある、そういうことでもあります。諏訪辰野線につきましても途中まで改良されておりますけれども、その上の方はまだ改良が十分でないという状況でありますので、そういったことも含めて、それぞれの路線ごとに竜東線の同盟会だとか下諏訪辰野線の同盟会、諏訪辰野線同盟会、そういったものを通じてそれぞれ関係機関にお願いをして進めるような、そういった努力をさせていただいている交差点であるということで、交差点と言うんですか、地域だということで認識をしております。以上です。

○向山（3番）

今、答弁にもありましたが平出交差点改良事業が取り組まれて、平成17年に完了いたしました。続いて、伊那辰野停車場線、竜東線は東小学校までの改良工事が終了し、関連して平出下町の町道法性神社線の改良も昨年、完了しまして、生活道路、通学路としても安心して利用できるということで、住民の皆さんも大変喜んでおられるところであります。一方、平出交差点から北側の下諏訪辰野線は、有賀歯科医院までの間が改良されておりますが、そこから北は歩道が狭く、高低差があり、2つのカーブもあると。これらからくる見通しの悪さや路面も傷んでいるということで、夜間の大型車両通過による振動、騒音被害については周辺住民からも随分以前から苦情があり、皆さんの苦痛は大変なものがあります。特に、上平出地区も含めて小中学生の通学路となっており、交通事故も多く発生している箇所であります。現在、上野川橋から北側については、側溝の整備が少しずつ進んでいますが抜本的な解決になっていません。地元、平出上町地区では交通対策委員会を立ち上げ、町や伊那建設事務所のアドバイスもいただきながら、現地調査、ワークショップ、竜東地区振興会でも取り上げていただいて陳情等を重ねてきています。そこで3月定例会でもお答えいただいておりますが、現時点における下諏訪辰野線の改良計画について、概要、どのように進んでいるのかお尋ねいたします。

○建設水道課長

議員の質問の下諏訪辰野線の改良状況なんですけれども、平出のその交差点北側、有賀歯科さんの所から高德寺の入り口までということで、全長約240メートルの区間において県の方で平成26年度から防災安全交付金事業ということで、両側の幅員2.5メートルの歩道を整備するという工事に着手しております。昨年、平成27年6月には買収単価

の提示がございまして個々の物件調査、立木とか住宅がございしますので、個々のその物件調査を行って、昨年10月から個別に用地買収の交渉に着手しているところでございます。一部買収済みとなっているわけでございます。なかなか一部で進まない物件もございしますので、町も一緒になって交渉に行ったりしているところでございます。また、町長の答弁にありました要望活動においても、昨年9月には平出区とその地元の上町交通対策委員会と一緒に、下諏訪辰野線の改良期成同盟会長である岡谷市長さんに要望活動を行って、その岡谷市長さんが中心となるこの本同盟会も11月に県に早期整備に関する要望活動を行ったところでございます。本年度も引き続いて、用地買収の進捗を図り、ある程度まとまった範囲の用地が確保できた時点で工事説明会、歩道設置工事というような流れで進んでいくと思っておりますけれども、本年度は用地買収に力を注ぐということで、県から連絡が来ているしだいでございます。以上です。

○向山（3番）

この間、町からも適切なアドバイス、対応をいただきながら進んでおりまして、対策委員の1人としても感謝いたしたいと思っております。下諏訪辰野線ではこの高德寺入り口から先の改良をどうするかということもあります。いずれにしろ、地権者の皆様のご理解にも感謝をしなければなりませんし、事業の確実、早い実現を望むところですが、この事業に係る町の負担、そしてこの区間に接する町道、特に清水橋からの交差点、いわゆる山口小路との交差点など、町側の事業として対応が必要となってくるものもあると思っておりますが、そのあたりについてはどのようになっているかお聞きいたします。

○建設水道課長

この下諏訪辰野線の先ほど言った240メートルの区間には、町道と交差する部分が6路線ございます。大小含めてになりますけれども、6路線ありまして町としては町議さんおっしゃった山口小路の拡幅計画というものが特に定めてございませんので、現時点では県道との交差部については交通の障害がないように、既設の町道を接続していくというような予定となっております。以上です。

○向山（3番）

下諏訪辰野線につきましては、ほかの幹線道路と同様、岡谷へ抜ける道が1本しかなくて、雪で車が立ち往生した場合どうしようもないという課題もあります。これは、国道153号のバイパス問題とも共通の課題であります。更に先ほど来、申し上げておりますように、平出地籍では有賀峠からの主要地方道諏訪辰野線も平出保育園の園児の通園

路などとして利用されておりました、また平出交差点から西側の改良も約 100 メートルまででその先の改良事業は喫緊の課題であります。事前に建設水道課からお聞きした数字で言いますと、国道 153 号の交通量は12時間で 1 万 3,000 台ということでありましたが、県道下諏訪辰野線は 1 万台。諏訪辰野線は 4,000 台。伊那辰野停車場線は 1 万 1,000 台。この平出交差点合わせると 2 万 5,000 台ということで、国道 153 の 1 万 3,000 台を遥かに上回る数字であります。こういった問題について、現在の幹線道路網の中で、バイパス等を考えずに改良ができる、対応できるものというふうに考えられます。そういう意味では県の事業ではありますけれども、引き続き切れ目のない形で進むことが重要と考えますが、この点についてのご所見をお尋ねいたします。

○町 長

先ほどお話申し上げましたように主要地方道の下諏訪辰野線についても、1日も早く完成できるようにお願いしているところでありますけれども、引き続きご提案のとおり、続いて、今度は諏訪辰野線、こういったものができるように要望活動を続けてまいりたい、こんなふうに思っています。それにもそういったことには地元の皆さん方のご協力、特にあそこは竜東振興会、そういった活動も盛んでございますので地元の皆さんともどもそういった方たちと進めてまいりたい、こんなふうに思っています。以上です。

○向山（3番）

ありがとうございます。それでは2つ目の質問に移ります。振り返りますと、私が昨年の3月に辰野町役場を定年退職して1年余が経過しました。職員として38年間の在職中は、樋口、小沢、垣内、矢ヶ崎、そして現在の加島町長と、その時々町長に仕え、「辰野町をより住みやすい町にしたい」という思いで、職務に励んできたつもりであります。自分の意見も出し議論もしましたが、トータルとしては役場全体の合意に基づいて職務に従事してきました。町長の方針の下、様々な施策は進められてきたわけであり、もちろんそれは全体としては正しい方向で進められてきたものと確信しています。しかし一方で、その時には正しい方向として進められてきた施策も、時代の変化とともに見直しをしなければならない場合もあるわけで、むしろ全ての施策は常に検証をし、必要に応じて新たな展開をしなければならないと思います。近年、行政においても使われていますP D C Aサイクル、即ちP l a n、計画し、D o、実行し、C h e c k、評価し、A c t、改善する、これを継続的に行い業務の改善を行うという手法は第五次総合計画後期基本計画においても取り入れられています。長年、行政に身を置いてきた者が、外

からの眼で過去において自ら担当した業務のいくつかについて、施策の見直しを提案していくということはなかなか言いにくいことではありますが、ある意味、私に課せられた責務でもあるのかなと思うわけであります。役場という組織の外に出てみて、初めて気が付く課題もあるわけです。そういう視点から、見直しをする必要があると思われる課題としてまず、私は昨年6月の一般質問において、空き家対策の一環として空き家を取り壊した後の固定資産税の住宅用地特例並の措置の実施について、提案し考え方を質問いたしました。また12月定例会の一般質問では、下水道・農業集落排水施設の受益者負担金の見直しについて。また、河川・道路沿線の樹木の倒木事故に関する損害賠償問題について、それぞれ提案してまいりました。これらについては機会を改めて、考え方や進捗状況を質してまいりたいと思っておりますが、今回は森林の維持管理。とりわけ少子化、担い手不足と市況低迷の中で、山をどう維持していくのかという点について質問いたします。今年去る5日に長野県で52年ぶりとなる全国植樹祭が行われました。また「山に親しむ機会を得て山の恩恵に感謝する日」として今年から8月11日が山の日として国民の祝日となりました。これに先立って長野県では一昨年、7月の第4日曜日を「信州山の日」と決めました。制定の理由をこの貴重な財産である信州の山に感謝し、山を守り育て、生かしながら次世代に引き継いでいくため、としています。山の恩恵に感謝とか、貴重な財産と言われております。ところで辰野町においては面積の85.7%が森林ということになっておりますが、そこでまず、山の恩恵、貴重な財産と言われている森林の持つ様々な機能についてどのように捉えておられるのか、ということからお聞きいたします。

○町 長

はい、森林の持つ機能、まさに日本が世界地図というか、その地球のこの間の人工衛星ですか、見た時に青く光っていると言うか、そういった面で日本は非常に緑色って言うんですかね、そういったことで森林がいっぱいあると。そういった印象を皆さんが持っていると思いますし、長野県もそうでありまして、町もそういったことでは森林の中にある町であるところなふうに思っています。森林の持つ機能は木材の生産のみならず、水源の涵養ですとか、災害、土砂流出の防止、二酸化炭素の吸収、地球温暖化の防止など様々な公益的な使命を持っているんだ、こんなふうに思っています。そういったことで辰野町は特に森林が多い、そういうことでもありますから重要な財産だところなふうに考えています。基本的にはそういうことだろうところなふうに思っています。

○向山（3番）

かつては森林は木材の供給源として、また薪、炭の供給の入会地として経済的な価値、私有財産としての価値が極めて高かったわけですが、そういう価値は、現在では極めて限定的になってきています。そういう点から見れば、森林の持つ公益的な役割が増加しているということであり、森林の維持管理についての公的役割、責任の分担が増えていくのではないかと思うわけですが、この点についてのお考えをお聞きいたします。

○産業振興課長

それではお答えいたします。先ほどの町長の答弁と重複する部分があるかと思いますが、森林の持つ機能を発揮できるような関わりを国、県、町は公的立場として持つことも必要であると考えております。その中で土砂流出など災害の危険がある箇所につきましては治山事業を国や県に要望して安全確保に努めております。また、森林の健全な育成につきましては国県の補助による間伐事業を進めておりますけれども、地域ごとに森林経営計画を作成することによって補助を受けながら森林整備、特に間伐などを進めることが必要であると考えております。町全体としましては、辰野町森林整備計画を策定し、計画的に森林整備を進めているところでございます。以上です。

○向山（3番）

森林の持つ公益的な役割ということで、日本学術会議ですからかなり権威のあると言うか日本の第一級の学者の集まりかと思いますが、ここの調査結果がございまして、先ほどの山の持つ機能の中で全体で年間約70兆円の価値があると。具体的には地球環境保全で1.5兆円、土砂災害防止、土壌保全で36.7兆円、水源涵養で4兆円、それから保健、レクリエーション機能で2.3兆円。これはですね物質的な生産機能を除いたもので年間約70兆円の価値があると。1ヘクタール当たりだと280万円。国民一人当たりだと70万円ということになります。これだけの価値がある山が今非常に維持管理に苦勞しているということになろうかというふうに思います。国有林、町有林については本来、森林の持つ公益的機能という観点よりも、合併時に財産として国有、町有ということになったというように考えております。いずれにしても、こういう価値があるものでありますけれども維持管理は国有林、町有林については維持管理が公的資金で賄われていますので、今回の質問からは外していきますけれども、民有林の中でも共有林が多くを占めているわけですが、こういった内訳ですね、森林面積112.59ヘクタールだと思っておりますけれども、この所有形態別の面積がどのようになっているかお聞きいたします。

○産業振興課長

これからご案内いたします面積や割合は統計データにより多少違いがありますので、ここでは長野県のホームページで皆さん閲覧することができます。民有林の現況、平成27年度版でございますが、これによりご案内を申し上げたいと思います。それによりますと国有林はパーセントで割合で申し上げますが、国有林が28.8%、町有林が2.7%、財産区などが6.1%、私有林が62.4%との割合となっております。以上です。

○向山（3番）

私有林ですね、その中でも共有林が多く占めていると思いますけれども、そのうち、法人格を持っている財産区、生産森林組合、地縁団体の所有となっているものはどのようなになっているのかお聞きいたします。

○産業振興課長

はい、申し上げます。財産区は面積、ヘクタールで申し上げますが175.12ヘクタール、生産森林組合が1,648.51ヘクタール、山林組合など集落を含む地縁的団体は3,340.12ヘクタール、地縁団体のみでございますと196.02ヘクタールとなっております。以上です。

○向山（3番）

かなりやっぱり共有林が占める割合が多いわけですがけれども、もともと共有林的な性格、あるいは入会林的なものであったものが、生産森林組合へ移行して法人格を持つことになったものが多くあります。この生産森林組合になることによるメリット、デメリットといったようなもの。負担増等についてどのように捉えておられるのかお聞きいたします。

○産業振興課長

メリットといたしましては、法人として登記されますことで土地の所有が明確化されたこと、あるいは印鑑1つで処分ができるというようなことがメリットになるかと思っております。デメリットとしましては、各生産森林組合の負担増、特に法人税等の税負担とともに法人登記なんです、役員さん大体2年に1交代されるということで、そういった折での法人登記の手間ですとか、税の申告、こういったものが課せられてくるといったことがデメリットです。更に組合員の減少と高齢化、林業の不振などが考えられると思います。以上です。

○向山（3番）

共有林的な性格を持って生産森林組合があったものが生産森林組合に移行してきたと

思っております。ただ、そういった生産森林組合が他の共有林と大きく異なる点として、法人税、法人住民税の負担があります。その負担の状況について、税情報ですからあれですが差しさわりのない範囲でご答弁いただければと思います。

○産業振興課長

私どもの立場ではこのようにご回答申し上げたいと思いますが、生産森林組合にはその利益によりまして、国、県の法人税や法人住民税が付加されております。森林経営に伴う税負担を緩和するために、町の一般財源によりまして法人住民税均等割りの2分の1を補助しております。9団体のうち、8団体は均等割で13万円の2分の1で6万5,000円ずつを補助しております。また1団体は5万円の2分の1で2万5,000円を補助している仕組みを実施しております。以上です。

○向山（3番）

今、ご答弁いただいた、要は税についてはほかの共有林の性格を持つ団体と別に税の負担が多いということの中で、町が補助をしているということについては一定の理解をしたいと思います。生産森林組合では場所によりますけれども、キノコ山の売却収入や間伐等への補助金を除くと収入が極めて限定されておまして、一方で今お話のあったような税負担もあるわけです。そのほか生産森林組合が抱えている課題として、組合員の減少があると思いますがその実情についてお聞きいたします。

○産業振興課長

町内には9つの生産森林組合がございますが、それぞれの総会の資料を見ますと設立の当時から比べまして平均で組合員数はおよそ45%の減少となっております。組合員の減少の主な原因としましては高齢化や、木材価格の低迷等によるものが考えられますが、それ以外の細かな実状までは把握できていない現状でございます。以上です。

○向山（3番）

今、ちょっと平均値でお話いただきましたんで私の方でちょっといただいた資料に基づいて特徴を申し上げますと、9つの生産森林組合があるわけですが、宮木は組合員数が設立時215人だったものが54人ですから4分の1に減っております。宮所が106人が56人、2分の1ですね。平出が500人が230人、2分の1以下、ここらへんが非常に組員として減少の大きな所であります。それから組合員1人当たりの面積をこれで割り返しますと、組合員が減っておりますので1人当たりの財産としての所有ということになるわけですがけれども、逆に言うと維持管理をしていかなければならない山が、小横川が

約2ヘクタール、樋口も同じです。赤羽が2.5ヘクタール、沢底に至っては3ヘクタール、それから平出が1.5ヘクタール、ほかはいずれも1ヘクタール以上、一人ひとりの山の森林所有面積と言えれば良いんですが、維持していかなければならない面積ということになると思います。これらの森林造成には多額な費用がかかって、一方で収入を得るまでには長い年月が必要となります。そこで公費で造林し、将来の収入からその費用を補填するという、分収造林が町内の森林において行われています。その実態についてお聞きいたします。

○産業振興課長

町が関わっております分収造林につきましては相手が旧営林署、現在の森林管理署と契約する官行造林が3団地、317.15ヘクタールあります。契約の終了年は平成31年から平成41年でございます。伐期の考え方は契約終了で分収契約が切れる際に今後の対応を考えていくこととなります。また相手が長野県と契約をする県行造林は8団地、537.99ヘクタールございまして、契約終了年は平成32年から平成43年、伐期の考え方は再度変更契約を行い、伐期を延ばし優良な木材生産を目指すことを考えております。以上です。

○向山（3番）

あと10数年、伐期までかかる。その時に本当に収入になるのか。あるいはそこまでは何とか持ち堪えても、それ以降、組合員の減少等で本当にこの生産森林組合を維持していくことができるのかということを生産森林組合の担当者からお聞きしております。生産森林組合の実態にも、様々な違いがあるようです。先ほど申し上げましたように組合員が設立時の半分にも落ち込んでしまっている所、特に都市化が進んでいる地区の組合はその傾向が強く、所有森林面積が広ければ、残された組合員と組合の負担はますます大きくなるため、更に組合の脱退に拍車がかかる。また、当面保有財産としての価値に乏しいにも拘らず評価額が多額であるため税負担が重くのしかかっている所、そして、いつ収入になるかわからない分収造林の行方はどうなるのか、また、放置していて、災害を起こす事態となれば大きな責任がのしかかる。このような要素が複合的に絡み合いながら生産森林組合の経営者、すなわち役員の方々は悩んでいるのが実情と考えます。組合員の減少には、少子高齢化による後継者不足、組合使役、出払いへの負担感や出不足金の負担感があります。森林の持つ公益的な機能を維持していくという視点からも、これからの課題に行政が寄り添うことは大変重要なことと考えます。これらの課題について、生産森林組合に特に多くそのような課題があると思いますが、他の共有林も

含めて情報を共有し、今後のあり方について研究する場が必要と考えます。そのような場を設けることについて、お考えをお聞きいたします。

○産業振興課長

お答えいたします。町内9つの生産森林組合は上伊那地区の生産森林組合連絡協議会に参加しております。そういった協議の場も1つございます。また、上伊那地方事務所林務課並びに上伊那森林組合伊北支所と一緒に各山林団体に出向き、個別に森林経営計画など造林について話し合いを行っております。また間伐などの補助制度につきましては生産森林組合を含む町内全ての山林関係団体を対象に説明会などを随時開催しております。本年は7月の12日に予定をしておりますので、このような中で各山林団体の情報窓口を開いておりますし、向山議員おっしゃられたようなテーマも司会進行する立場では、ぜひ場での情報共有ということで、そういった場を捉えてテーマとして挙げてみたいと思いますし、また県、国等ですね要望等の場があれば、こういった生産森林組合に対してできることならば経営指導体制の確立の支援ですとか、役員を対象とした何らかの運営手引きの作成の支援ですとか、そういったものの支援などの要望も挙げていきたいと考えております。以上です。

○向山（3番）

場は設けられているということでもありますけれども、そののところ、本当に悩みを出し合えるような雰囲気づくりと言いますかね、改めてそういう場を作ることも大事なかなと思っております。生産森林組合は、昭和50年代前半に集中的に辰野町では設立されました。昭和41年にできた「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」という法律に基づいて国、県の助成を受けて、町がかなり積極的に進めてきた経過があります。余談になりますがこれに先立つ、昭和26年に丸太関税の撤廃、それから39年に木材貿易完全自由化ということで、昭和41年という今からちょうど半世紀前になるわけですがけれども、まさにT P Pと関連するような形で木材の自由化が先行して行われてきた中で国が手を打ったわけでありまして。私も町職員としての5年目から、その設立事務に従事しました。当時、近代化のイメージとして入会林野でゴルフ場を開発、経営するというような都市周辺での例も示されていまして。しかし、今や状況は大きく変わってきています。また竜東線を伊那方面に向かいますと東山が赤く松くい虫の被害で染まっているというような状況に愕然としているわけでありまして。対策を打つにも森林整備が必要であります。生産森林組合のあり方、本来、地域の共有財産であったこと、そして、

森林の持つ公益的機能という観点から、大胆な検討が必要と思います。また、法制度上困難な課題があれば、国や県へ是正を求めたり、特区制度を活用する等の方法もあると思います。一部、地縁団体へ移行した所もあると聞いておりますけれども、地域の事情の中から地縁団体へ移行できそうな所はほかに数えても2つ、3つあるかどうかというところだと思います。例えば、生産森林組合の制度を維持しながら生産森林組合と地域、当該の区とで維持管理と収入に関する契約を結んで、実質、以前の共有的な実態に戻していくとか、あるいは、NPOやボランティア団体のようなものと所有森林の一部であっても同様な契約を結ぶ等、実現性はともかく、様々なアイデア、知恵を出しながら研究を進めていくことが急務と考えます。ぜひ、そのような場を設けることを強く要望いたします。

3つ目の質問に移ります。私がこの1年間取り上げてまいりました、空き家の問題、支障木の問題、そして、ただ今指摘いたしました森林の維持管理の問題の中で、共通する課題として私が懸念をしている課題であります。私はこれがかつて「負の財産・負債」としないように、という表現で取り上げました。空き家やその土地も、森林も、あるいは荒廃農地も、かつては経済的な価値を持ちながら、やがて、その価値が失われ、更にはそれを所有していることが負担、即ち「負の財産」となりつつある財産についてどう対応していくのかということでもあります。しかも、その課題は急速に大きくなっています。なぜ、このような事態が進むのか、少子高齢化に伴い相続人がいなかったり、相続放棄された不動産が増えていると思います。そこでまず、これら相続人がいない、あるいは相続放棄された不動産について、その所有権と管理責任はどのようになるのかお聞きいたします。

○税務担当課長

向山議員の質問にお答えします。納税義務者の観点から説明させていただきます。固定資産税は登記名義人に課税するとされており、相続人に課税しますが、相続人が複数である場合は、代表者等を届けていただき課税いたします。相続人がいない、または相続人がいても相続放棄した不動産については戸籍等を取り寄せ、相続関係を調査し、相続人が権利放棄をしていないか裁判所に照会するなど調査をいたします。相続人が存在しない不動産については、課税できないものになります。現在5件ほどございます。民法では相続人の存在が明らかでない時は相続財産はこれを法人、いわゆる相続財産法人とするとされています。ただ、相続財産の管理清算のみを目的とする消極的な法人と

なります。所有権と管理責任についてですけれども、管理責任がどこにあるかっていうような回答にはならないかもしれませんが、税務の観点から説明させていただきます。相続人の存在が不明であれば、被相続人の死亡と同時にその相続財産は法律上、当然に法人となるという判例があることから、管理責任は何かあった時に管理の責任を問えるかどうかは別として、管理者は所有者である法人ではないかと推測いたします。以上でございます。

○向山（3番）

管理については民法 940 条で相続放棄した場合でも、新たな相続人に所有権が移るまでは自己の財産におけるのと同じの注意を要する、というような既定があるかと思えます。いずれにしろ、登記をしない限り土地の所有権は現在の名義で残っていき、なおかつ実質的な所有者もいないとなれば、そこから生じる様々な問題に対して誰が責任を取るのかということが出てまいります。荒れて放置されていく森林は山崩れの原因となり、また、危険な家屋やその土地、荒廃した農地は、防犯、防災、防火、衛生、景観維持等の大きな障害となります。また、移住定住を進める上でも大きな障害であります。結局、現場に最も近い「公」である自治体、市町村が対応せざるを得ないのが実情であると思えます。何か災害等があれば小さくても、大きければなおさら市町村が対応せざるを得ません。であるならば、災害等の問題が起きる前から、市町村が対応をしていく仕組みをきちんと作ることが大事であると考えます。それには、このような不動産について簡便な手続きによって市町村の仮所有というような形にして、維持管理の義務と利用を認めていくこと。そして、それは国土保全、先ほど来、申し上げてあります公的機能であります国土保全や災害防止等の公共の福祉のためでありますから必要な経費を国が交付税等で措置をする、このような仕組みが現実的であると考えます。町長の所見をお聞きいたします。

○町 長

まさに土地だとか、財産、そういったものが維持管理ができなくなって、なかなか良い時には大事になかなか手放さないものが、逆の立場になったら最後は行政が何とかしてくれるんだろうと、こういうことは非常にこれから増えてくるんじゃないかっていう危惧もあるんですけれども、そういったことを今議員さんがおっしゃられるような手続きが取れて、そういった方法があればですけれども、一般的には土地とか財産を目的もなくむやみに取得するって言うか、そういったことは行政としてあんまり好ましいこと

ではない、こんなふうに思っていますけれども、特定の災害だとかそういった事前のものが必要だっていうことになる場合には、また違うのではないかとこんなふうに思っています。ですからそういった方法があるとすればですけれども、知っているところではなかなかそれに抵当権がかかってたりだとか、いろいろの関係でとても難しくて簡単にはいかないっていうのが現実ではないかと、こんなふうに思います。ぜひ、そういった仕組み作りができればそういったものも進んでいくのではないかと、こんなふうに思っています。以上です。

○向山（3番）

先ほどの日本学術会議の数字ですけれども、毎年、森林の持つ物質的な生産機能を除いて、つまり山の木材だとか、辰野特殊で言えば、キノコ山だとかそういった物質生産機能を除いて年間70兆円の価値があると。それは国民1人当たりで言えば、まさに70万円ですね、これを森林が生み出しているわけであります。一方で木材の年間成長量は7,000万立米。木材の需要はちょうど同じ、大体7,000万立米、にかかわらず国内の生産量、つまり木材として供給されるのは1,800万立米、3割に満たないという、これをいかに活用していくかっていう課題がきちんと克服できれば良いわけですが、なかなか国ではその有効施策を出しておりません。昨年、7月に県内の町村議員の研修会がありまして、その場でもこのような視点から問題提起の発言をしましたが、東京から来た講師との議論は全くかみ合いませんでした。人口を増やす、あるいは人口減少を防ぐ、そのことは大事ですが現実に進んでいる人口減少と高齢社会の中で、国土を守っていく方策を考えていく必要があると思います。県を通じ、あるいは直接国へ強力的に訴えていかなければならないと思います。

時間が少なくなりました。最後の質問でございますけれども、4月14日から16日にかけて28時間の間に震度7を2度記録した2016年熊本地震は、最初の震度7が前震とされたり、テレビカメラの前で住宅が崩れ落ちたり、あるいは市役所庁舎の1階が潰れるなど衝撃を与えました。まず、この熊本地震についての町長の感想というようなものについてお聞きいたします。

○町 長

熊本地震とか、そういった所でもって被災されて今なお、困っているって言うんですかね、助けの手を待っている、こういった人たちが大勢いるということでもあります。本当に残念と言うんですか、何と云えば、表現できない状況であります。さて、私たちの

所が今ここで起きるかもしれません、というふうに言ってもですね多分大丈夫だろうってほとんど人が思っていますので、なかなか熊本のあったことをすぐここでもって、じゃあ起きたらすぐどうしようって、そういったことが思ってもすぐにそれが発想できないっていうこの現実があるわけでありましてけれども、規模がどの程度の規模になるかによって全然、その対応が変わっています。熊本も非常に大きな地震があったんで、大きな範囲があったんで、もうにっちもさっちもいかない状況だったろうとこんなふうに思います。ここら辺は分断されてもそれ自体が全体を覆うっていうことありませんので、そういった面ではいくらか救われるかなっていう部分もありますけれども、かえってそれがまた、隣へ行けないっていうこともあるわけでありまして、難しいなって思っています。特にこの前の18災の時もそうだったんですけども、災害を受けた人たちに罹災証明、こういったものを出すについてそれぞれ担当決めてやったわけですけども、今回はあまりにも多くてひどすぎて、罹災証明の調査ができないっていうことですので、今なおその罹災証明が発行できないで補助も受けられないっていう人たちがいっぱいいるってこういうことを聞いた時に、やっぱり準備をしてもそういうふうになってしまえばなかなか難しいかなって、特に思っているのが私の最近の感想であります。以上です。

○向山（3番）

時間になりましたので、打ち切ってまいりますけれども、私ほかに同僚議員の質問もございまして、そこに委ねたいと思っておりますが2つだけ申し上げておきたいと思っております。事業継続計画、これについて後ほど同僚議員の質問もありますが、もう1つはやっぱり辰野町の地形の中で今町長からも答弁ありましたけれども、集落ごとに孤立していく場合ってということについても十分にこれから検討、備えが必要かと思っております。以上、申し上げます。私の質問を終了いたします。

○議 長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は3時20分といたしますので、時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 15時 9分

再開時間 15時 20分

○議 長

再開いたします。質問順位6番、議席5番、山寺はる美議員。

【質問順位 6 番 議席 5 番 山寺 はる美 議員】

○山寺（5 番）

先に通告しましたとおり 3 点について質問をさせていただきます。まずはじめに、辰野町にもシニアの学びの場「シニア大学」を開設できないかという質問でございます。今年も県シニア大学、伊那学部の入学式が 5 月 13 日に執り行われました。上伊那地域では 96 人、辰野からも 13 人が入学したとのこと。しかしながら、学んでみたいと思っても県のシニア大学というところちょっと構えてしまう人。伊那まではなかなか行かないという人がいるとお聞きしました。そこで規模は小さくても良いのですが、辰野町独自のシニア大学的なものを開校していただきたいと思いますが、担当課長のお答えをお願いいたします。

○生涯学習課長

質問にお答えいたします。長野県シニア大学は 2 年間の受講、年間 15 日で 1 日 4 時間の学習を行い 1 年 1 万円と教材費と経費がかかるようです。目標として、人生 60 年輝きと成長のためにシニアの皆さんが社会参加活動のきっかけを掴み、卒業後、地域社会の一員として自覚を持って地域と関わることのできる人材育成を目指しています。地域活動を行うための幅広い分野の学習ができるよう多彩な講座を設けており、実践、教養、実技からカリキュラムを編成しているようです。辰野町ではシニア大学のような養成に関する具体的な取り組みは行っていません。現在、公民館講座で生涯学習にかかわることについて参加して体験していただくこと、学んでいただくことを狙いとして「男の和（なごみ）」「ふるさと大人塾」で取り組んでいます。しかし、そこで学んだことを各地域で発表するなどの生かせる機会の場合などについては取り組んでいませんが、仲間同士で新たなサークルを立ち上げ、講座以外の場で仲間の輪を広げてきています。県のシニア大学と同じような取り組みとして考えた場合は、年間の受講料、講師の手配など必要と考えられます。また、受講者に対しての受講内容や参加者の需要のこと、あるいはある程度開催期間に関する会場確保の問題、多くの町民が参加できるような環境づくりなどさまざまな検討課題があります。県で行っている規模、市で行っている規模、町村クラスで行える規模についても検討が必要でありますけれども、現状、公民館活動で同様な趣旨の講座もあつたり、参加者の固定、発展性がなくなっているようなこと。この現況を踏まえながら公民館講座ではなく、生涯学習の一環として大学を行い、地域リーダーの育成や高齢者の学習意欲を向上させるため社会教育公民館運営審議会に諮り、意

見を聞きながら模索していきたいと考えております。

○山寺（5番）

はい、前向きに考えていただけるということですね。先週、駒ヶ根市で行われました「キャリア教育産学官」の交流会に参加してきました。今、子どもの教育も家庭や学校だけでなく、地域で子どもを育てようというキャリア教育の大切さを謳っています。そんな中、経験豊富なシニア世代が大いに活躍してもらう場はあると思います。また、辰野町の5ヵ年計画を実施するにあたって、17区に地域支援員を置いて地域の問題を解決していくという計画もされています。先ほど課長も言いましたが、県シニア大学の目的はシニア世代の仲間づくりと知識と教養を高めながら、生きがいと健康づくりを図り、卒業後は地域の一員として自覚を持って地域と関わることのできる人材育成を目指しているとのこと。しかしながら、学ぶ人たちは南は中川から飯島、それから辰野までと広域のため卒業後、地域に貢献しているのは個人域で終わっていると聞いています。辰野町独自のシニア大学を開校していただければ地域に役立つ人材の育成の発掘にも繋がるとは思いますが、町長の所見をお聞かせください。

○町長

シニア大学の関係であります。シニア大学って長野県でやったり、各市でやったり町でやったり村でやったりと、いろいろの形態があるかと思いますが、やっぱり大学というのはそれぞれ規模が多くて、それなりの内容が充実されているのを多分、大学って言うと思うんですけれども、同じようなものを作ろうとしてもそれは無理だということ、おっしゃられておりますので、それを規模を小さくしてもってという話であります。そういったことに積極的に参加されて、それで地域に貢献をしたい、それから仲間づくりをしたいってそういった人たちが多くおられるということは、本当に敬意と感謝を申し上げたい、こんなふうな思いです。町でそういったものをやった時に、今も公民館講座等やっていても特定のとても広くに門下を広げているんですけれども、ある程度同じ人たちが何年もずっとそのままやっていきたいとか、裾野があんまり広がっていかないものもあるわけでありまして、そういったものをどういうふうに打開していくかっていうことが多分あるかと思いますが、そういった面でシニア大学だとか、そういったことを県や大きな所でやっているカリキュラムを作って「これをどうぞ」、っていうこういう方向も1つの方法ですけれども、そういった人たちが集まって自分たちが何をやりたいか、どんなことをしたいかっていうそういったことを大学としてお互いに

講師を務めたり、いろいろしたりとかってそういったもので協力を外へ求めたりしてやっている、こういったものがやっぱり違う意味での何て言うんですか、まとまりだとかその教養を高めたりそういったことができるんじゃないかとこんなように思います。ですので、県やそういった所のコピーでなくて、また違ったことがどういうふうにしていったらできるかなって、そういうふうなことで考えていけば非常に大きなまた違った面で発展していくんじゃないかとこんなように思いますけれども、私はそんなふうに考えていますが、そんな答えでよろしいでしょうか。

○山寺（5番）

今、答弁された町長のお答えは公民館講座の「男の和」とか「大人塾」のような発想だと思うんですが、それよりもワンランクちょっと上と言うか「男の和」は自分たちで何か計画しているようではすけれども、そうじゃなくてちゃんとカリキュラムをきちんと組んだ中で、例えばホテルのボランティアをするような人のホテルの生態についてとか、この町に役立つようなこともそのカリキュラムの中に入れて、そして学ぶって。だから学んで必ず卒業があって良いと思うんですよ。例えば1年でも2年でも。それで地域に貢献する人が育ってくれば理想ではないかと思えます。

○町長

そういった町ではそれぞれの課で福祉の関係だとか、いろいろの関係、いくつもの講座と言うか勉強会だとか、講座とかいろいろやっていますので、そういったものを取り込んでいろいろのものに参加するとか、そういったことも場合によればできるかもしれないですね。ですから形に捉われないでやっていく方が良いかなということではすけれども、別に私がそういうふうにしろって言っているわけじゃなくて、1つの方法としてそういったこともあって、ただ、コピーしたようなものは町で同じようなことをやれって言ってもそれは機能的に無理だと。そういうふうには思っていますので、名前はどんなふうにかけても良いんですけれども、それはそれでまた皆がこんなことをやってみたい、その中には今言ったようにいくつかのものを入れて、後はっていうことでも良いと思うんですけれども、これから今ここで何をやるっていうじゃなくて、そういったやりたい人たちが果たして継続的にそういったことで参加していただける人がいるかどうかということが問題ですので、そういったことも含めて検討していくべきだとこういうふうには思いますけど。

○山寺（5番）

この問題は、昨年の町政懇談会の時に婦推協から出された問題です。その時にも明確な答えはいただけませんでしたので、また今度、再度させていただいているわけです。近隣市町村、箕輪町では「ふきはら大学」ですか。伊那は「まほら大学」、このところ南箕輪も始めましたし、岡谷もやっています。やっていないのはこの近隣の市町村で辰野だけです。だからそういう所も参考にされて、私は好きなもの同士が集まってただ勉強するとかそういうふうじゃなくて、やはり分からない、分からないと言うか自分の知らない分野のものもちゃんとカリキュラムの中に入れて、それを勉強していくっていうことも大切だと思いますので、ほかの市町村もやっている所が結構多いので参考にさせていただいて、ぜひ辰野町独自のものを考えてやっていっていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは2番目の信州フューチャーセンターの設置についてお尋ねします。辰野駅近く、元パルティスの後に7月設立予定しているという信州フューチャーセンターとは、町民のほとんどの人は知りません。社会的解決のために町民、行政、企業の多様な立場の人々が集い、解決策を話し合う場だと言うが新しい試みのせいか、今ひとつ分かりづらいです。まず、この開設にあたっての目的と内容について担当課長からお答えいただきたいと思います。

○産業振興課長

それでは山寺議員の質問にお答えをいたします。開設の目的と内容についてでございます。今、ご案内のとおり信州フューチャーセンターは辰野駅横の現在の辰野町観光情報センター、通称パルティスを活用して設置を計画するものでございます。ではフューチャーセンターとは何かということですが、未来の価値を生み出すセンターとして北米で生まれましてヨーロッパの公的機関に広がり、現在の複雑な課題を解決するために多様な人材や利害関係者を集めてオープンに対話をする場として発展をしております。一方、日本では、大手の企業が組織の壁を越えて経営革新を図るためのものとして企業の内部に導入が図られたとされております。フューチャーセンターはさまざまな地域課題に対して関係者の対話により合意形成と解決を図るもので、コーディネーターの調整、仲介により円滑な解決を促進させるための拠点となる施設のことであると考えております。実現すれば、全国的には5番目となることとございまして、行政が立ち上げた代表的なものは、富山県の氷見市が有名でございます。この氷見市は廃校となった高等学校の校舎をそのまま市役所として活用し、建物の一部をフューチャーセンターとして

活用しております。私ども職員も視察に行つてまいりまして研究をし、辰野町の場合、役場のこのパルティスが分室というような形で観光情報センターの施設を活用していくことといたしました。辰野町では当面でございます。当面、次の2つの目的を委託事業として実施を既に行つております。まず、インターンシップの活用促進事業、そして2つ目がU I J ターン希望者と町内企業のマッチング支援事業、この2つでございます。昨年からはじめた実践型インターンシップにつきましては、町内の中小企業の経営革新を図り、事業組織の発展に資する目的でございますけれども、取り組んだ企業さんには非常に効果的な事業であると好評をいただいております。また、求人やインターンシップ情報サイト、「たつのしごと」の運営によりましてU I J ターン希望者と町内企業のマッチングをさせることを目的とし、町内企業を訪問して取材をしたりしております。この2つの事業を既に展開をしているわけでございますが、町議ご案内のとおり7月予定というものにつきましては、パルティス内部の内装工事を今後発注する形でございますが、今、設計上の協議を進めている形で遅れております。そのような形が目的と内容でございます。以上です。

○山寺（5番）

開設の目的は分かりました。これは県の補助金で始める事業でしたよね。ここの管理と運営はどこが行うんでしょうか。

○産業振興課長

管理と運営なんですけれども、まず施設の維持管理にかかる具体的に申し上げますと、光熱水費などの支出につきましては町の一般会計の中で行つてまいります。この施設を活用して行う、先ほど申し上げました委託事業、これについては一般社団法人、タグボートという組織でございます。この法人は共和堂新聞店に置かれておりまして、法人の目的は企画立案などのコンサルティング業務を行う法人でございます。業務を担う技術者は平成26年度に町内17区で行われた「よりあい会議」のファシリテーターの委託業務を務めた方々でございます。この法人はフューチャーセンターの企画そのものが平成27年度の長野県が募集した「人口定着・確かな暮らし実現」戦略モデル助成金事業、所管は長野県企画振興部の地域振興課活力創出係というところが所管しておりますけれども、このチャレンジ部門に採択されたことを受けて、辰野町にこの観光情報センターにおいてフューチャーセンター立ち上げの提案をいただいていたものでございます。以上です。

○山寺（5番）

この県の補助金はずっと来るもんなんですか。それとも今年1年だけのものですか。

○産業振興課長

チャレンジ部門の採択という、そのものにつきましてはこの企画を県が何て言う、先駆性のある事業であるという形で認定したというような形でございますが、この法人のその企画が信州フューチャーセンタープロジェクトと言うんですが、これは今年度、県の事業の地域発元気づくり支援金の対象事業に採択をされまして、現在、先ほど申し上げました委託業務の2つに加えて、今後、次の事業を展開するということで準備を進めております。先ほどの2名の技術者ですが全国で12名しかいないというイノベーションファシリテーター、これ直訳すれば企業の経営革新によりまして、企業に寄り添いながら推進できる専門家とでも申し上げましょうか、その資格保有者が2名おりますが、そちらを中心にフューチャーセッションという課題解決の場というものを設けてもらいまして住民による課題解決の場が持たれて、若者と企業を繋ぐマッチングイベントなどを通じてインターンシップに繋がったり、また中小企業の活性化を目指すという取り組みを展開をしていきます。また、いろいろなネットワークがありますので、都会のコワーキングスペース、コワーキングスペースと言いますのは開放的な空間での社交や懇親が図られる働き場ですね。こういった場が都会にはいくつもありまして、こういった所と相互連携しながら都心の若者と信州の若者とを繋ぎ、地域の魅力を引き出すなどの事業効果が期待できるところでございます。以上です。

○まちづくり政策課長

すみません、今、産業振興課長が県の補助金と申し上げましたが、今年度のこの信州フューチャーセンター事業につきましては、地方創生の加速化交付金の方を利用しております。1,431万円を申請しております。なお、この交付金につきましては今年度、単年度だけの事業でありますので、来年度からこの事業を継続するようでありますと、単費を持ち出さなきゃいけないんですが、町の一般財源ですね。ただ、これにつきましては今まで地方創生交付金につきましては全て、その年だけの活用になっておりますので、1年だけでもって終わる事業ではいけないということで3月の補正予算でですね、27年度の補正予算で1億4,200万円を交付税で来ていた人口対策に関する部分の交付税です

ね、地方交付税の分を地域振興基金の方に積み立てを行っておりますので、来年、今年
は27年度の事業について、28年度のものについてはまたその来年度からはその基金を利用
して活用をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○山寺（5番）

はい、分かりました。そうするとこの施設は管理は町で、その運営というか、運営に
関するお給料はその2名の方と考えて良いですか。

○産業振興課長

給料と言いますか委託事業として、業務委託をしておりますので、こちら側の先ほど
まちづくり政策課長申し上げました地方創生の交付金の事業で賄われているということ
です。ただ、場所にはもう1名、地域おこし協力隊をつけておりますので、この事業に
つきましては特別交付税措置の中で1名が主としてこの事業を担っております。

○山寺（5番）

なかなか、ちょっとややこしくて頭のあれの弱い私には、あまり理解できませんが。
信州のフューチャーセンターのこれからの事業に対しての将来の期待するものというの
は何なのでしょう。

○産業振興課長

2つありまして、1つは更にインターシップU I Jターンと、やはり若者を辰野町に
呼び込むということが更に加速化することが期待できます。もう1つは地域課題の解決、
さまざまな地域課題があります。少子高齢化だとか、人口、空き家問題とか、道路問題
とか、さまざまなこの地域課題がこのフューチャーセンターの場で通常の意見交換と言
うか、協議とか、そういう場ではなくて、このフューチャーセッションという専門家が
コーディネートする場の中で解決に向かっていくということも期待できます。これにつ
きましては、よりあい会議に参加された方は多少ご記憶にあらうかと思いますが、あ
あゆうような雰囲気、場でもってさまざまな地域課題の解決の糸口が見出され、解決の方
に向かっていくというようなことが期待できます。以上です。

○山寺（5番）

なかなか難しい場所のようですが、町民、誰もが参加してって言うか、おじゃまして
利用して良いわけですね。

○産業振興課長

お見込みのとおりでございます。開かれた場ですので、委託事業者の中で調整をしな

がらテーマを決めて、垣根を越えたさまざまな皆さんが集う場所になろうかと思えます。以上です。

○山寺（5番）

じゃあ、期待しております。町と民間事業が共同で産業活性化施設を運営するという事です。地域内に事業所を増やし、雇用の創出、町の活性化へ繋げるための施設だということが分かりました。大いに私たちも活用させていただいて、その効果を期待したいと思えます。

3番目の質問にまいります。高度成長時代、道路はどんどん造り、環境美化のために歩道に植えた樹木や木が大きくなり過ぎて歩道を盛り上げてしまったり、倒木で歩いている人に当たって死傷者が出るとか。今、全国的にどこの市町村でも対応に苦慮しています。ご多分に漏れず、辰野でもイチョウ並木のイチョウが大きくなり過ぎて、ここ何本か歩道にあるイチョウが切られております。歩道の樹木、花壇の管理はどこで行っているかという質問をいたしますが、国道は国の管理、県道は県の管理、町道は町の管理だということだそうです。今回、町道の歩道の樹木、生垣、花壇に特化して質問をさせていただきます。町道の歩道にある樹木、生垣、花壇の管理はどのようにされていますでしょうか、お聞きします。

○建設水道課長

町道の街路って言いますか、花壇等の維持管理につきましては町の管理としましては臨時職員の補修班、道の補修も含めてなんですけれども、そういう方たちが精力的に作業を行っておりますが、町道全路線をカバーすることはできませんので、多くの町道については地域の方たちに担ってもらって法面の草取りとか、道路維持、景観保持をしていただいているところでございますが、本日の町議の質問に合わせたわけではございませんけれども、都市計画道路、町の都市計画道路にそういう街路樹っていうものが多いんですけれども、それにつきましては、よく言う選択と集中ではございませんけれども、従前よりほたる祭りに合わせて、このごろ「おもてなしの心」とか言いますけれども、景観と環境保全という見地から町道8号線ですので、役場の北側のよく大幹線という先ほどイチョウの木を伐採した道ですけれども、その草刈りと清掃、それから町道17号線、まさに町議さんの前の宮木桜町線という都市計画道路になるんですけれども、その歩道の街路樹がハナミズキでして、これからほたる祭りに観客が訪れて駐車場からホテルを観に行く時に通行の妨げにならないようにということで、まさに昨日なんですけれど

も、枝切りを実施したところでは、なかなか定期的に3ヶ月、4ヶ月に一遍、街路樹を整備するというのが難しい状況ですので、くどいようですけれども選択と集中で街路樹の整備を行っているのが現状でございます。以上です。

○山寺（5番）

年に1回だけ、ほたる祭りの前に街路樹の整備をするということは承知しております。それではあまりにもちよっとずさんと言うか、木や花は生き物です。年に1回だけではとても景観を保つことはできません。私の住んでいる上辰野地区では、上辰野ボランティア環境美化の会という会がありまして、会員21名ほどで県道、町道の樹木の下草取りとか、花壇の整備を行っています。今後の管理方法としてそれぞれの区の街路樹、花壇の整備は区の責任で行っていただくことはできないでしょうか。

○建設水道課長

山寺町議さん言ったように上辰野地区には上辰野のボランティア環境美化の会という会がございまして、これは県道を含めて伊那建設事務所で管理している道になるんですけれども、それに県の行っているアダプト制度っていうのを活用して、上辰野の会の皆さんは活動していただいているわけなんですけれども、このアダプト制度っていうのは養子縁組っていう意味で、地域の住民が道路の一定区間の里親となっていただいて、道路管理者と伊那建と協定を交わして継続的に道路等の清掃、美化活動というものを行うものです。辰野町の中にも道路で4団体、河川で10団体はその協定を交わして活動をしていただいておりますので、全部が全部、区にお願いするっていうんじゃなくて、自分の所の道の前の街路樹をきれいにするっていう観点から、そのようなアダプト制度みたいなことをやっていただければ何らかの手当てを町も考えていきたいと思っております。以上です。

○山寺（5番）

その県道で行っている方式で良いと思うんですけれども、区と協定を結んで、ぜひそういう方向にもっていただきたいと思います。いずれにしても街路樹と花壇の管理を町民の善意のある方だけに依存しては一貫性がなく、環境美化どころか町の景観を悪くしています。これを機会に建設課できっちりとした管理体制を整えていただきたいと思います。最後に町長の所見をお願いいたします。

○町長

その今まで、地域がその沿線の住民の皆さん方の善意をいただいて守ってきたわけで

ありまして、そういったことに、もう熱心に取り組まれているというより、義務感にかられてやっていただいている方も多いかと思います。そういったアダプト制度だとか、そういったことも取り入れる中で、今、進んでいるところでもありますけれども、できるだけ自分たちの地域は自分たちで守るっていう、そういったことをこれからもう進めていかないと、行政が全てに手を出すっていうことは、なかなか厳しいところがございますので、ぜひ、ご理解をいただいて継続していただきたい、こんなふうに思います。町としてもできることはやらなきゃいけない、そういうふうに思っていますけれども、ちょっと話のついでで、今のお話をお借りしてなんですけれども、街路樹の関係、今、言われた街路樹をイチョウを切っているところなんですけれども、歩道が狭い中で木があって、まごまごすると人が何人も歩く時には車道に下りて歩かないといけないような状況ですので、できるだけ木を整理して、ゆくゆくはあそこをフラットにして車イスの人も通れるようなそういったふうにした方がより現実的かな、もう景観だとか、そういったことも必要ですけれども、場所によって狭い歩道については歩行者優先にするべきだと、こんなふうに思っています、そういったものの一步をやらせていただいていると、こんな感じです。ちょっと枯れて均せるまでには時間がかかるかと思いますが、そういった方法がより良いのではないかと。そうすれば手もかからなくなりますので、あれなんですけれども、そういったことを今、念頭に置いてやらせていただいています。以上です。

○山寺（5番）

この歩道の街路樹の問題は、私が5年前、やっぱり女団連にいた時にも質問をさせていただきました。3年前ぐらいも、どなたか議員がこの質問をしたそうです。病院と同じで何回も質問しているわけですので、ぜひ早急に今回は結論を出していただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。以上をもちまして、私の質問を終わります。

○議長

進行いたします。質問順位7番、議席12番、垣内彰議員。

【質問順位7番 議席12番 垣内 彰 議員】

○垣内（12番）

それでは通告に従いまして、本日、辰野ぴっかりナビについて、荒神山公園の植栽、城前の街路樹、欒について、LGBTについて、その3項についてお聞きしてまいります。

す。まず、辰野ぴっかりナビについてであります。3月18日にリリースされました、観光アプリと言うんですかね、ふるさと田んぼアプリと言うんですか、その辰野ぴっかりナビですが、この制作、そしてこのリリースにまで至った経緯について簡単にご説明いただきたいと思います。

○まちづくり制作課長

この事業でありますけれど、平成27年度に、昨年度ですが地方創生交付金の先行型、上乘せ交付金のタイプⅠ、このタイプⅠにつきましては先駆的な事業に対して採用されるわけなんですけど、このタイプⅠに応募しまして国の外部有識者を招きました国の審査会で審査され採用されたもので、事業名は「みんなでふるさと紹介しよう事業」と言います。申請額に対し国の予算の関係で2分の1が交付金措置されましたが、実績額を抑えることによりまして、ほとんどが交付金で対応できました。事業概要としましては、タブレット160台を購入し、学校に153台、地区ガイドボランティア用に7台に貸与を予定しております。観光アプリとしまして辰野ぴっかりナビ、このタブレットを使ってみんなで辰野町を紹介できるアプリとしまして、辰野ぴっかりナビを構築いたしました。このぴっかりナビについては現在、辰野町のホームページの方で公開をしているわけがあります。以上です。

○垣内（12番）

私も説明を受けて思い出しまして、そういえば何問かあるタイプⅠの1つ半分通ったんだなあというのを11月の臨時議会で説明を受けたのを思い出しました。それで今回のアプリケーションのリリースを受けて、すごく個人的には大歓迎で喜んでいるんですよ。というのも、昨年3月に新町発足60周年記念事業の1つとして私は辰野版の「高遠ぶらり」というそのアプリが伊那市で作られてですね、私も使っているんですが、非常にユニークなアプリなんですけど、その辰野版ができないかなと以前から思っていて、その昨年3月に新町発足60周年記念事業で何か提案があったらって言われて、私もその「辰野ぶらり」じゃないですけど、似たようなアプリを提案したんですが、委員の賛同を得ることなく採択されなかったものですから、がっかりしていたところなんですけど、こうして「辰野ぴっかりナビ」というのが同じようなのが出て来たのでうれしかったんですが、この「高遠ぶらり」というのは歴史と文化の町、高遠を江戸時代の古地図を現代のGPSデータを重ねて、過去と現代を行き来するようなタイムスリップを体感できるような面白さが1つあるっていうのと、それから古地図上にあるデータで

すね、それで現在残っている遺跡って言うかね、史跡をタッチすると情報が出てくると。ぴっかりナビもそんなような仕組みにはなっているんですが、古地図、それから中村不折の書、現存する名所、旧跡、それらをコンテンツとして使うっていうところが特徴があるわけなんです。この特徴、もう1つありまして、高遠ぶらりっていうアプリケーションのプラットフォームは公開されているんですよ。できあがっているところに新しい情報だけ入れていけば、「あーら不思議」っていう感じで、これが例えば高遠ぶらりが伊那谷ぶらりになったりするわけです。この伊那谷ぶらりっていう古地図には辰野の情報も少しですけども載せられているわけですよ。私が提案、60周年記念事業で提案させてもらったのも、そういったプラットフォームを使うと20万円ぐらいでできるので、どうでしょうかっていう提案をさせてもらったんですが、今回のぴっかりナビ制作に当たってそういった既存のアプリを使うっていうような検討はされたんでしょうか。

○まちづくり政策課長

ちょっと補助金事業でありますので、今回の補助金につきましてはソフト事業があつてそれに付随する備品購入というような形になっておりまして、ソフトの関係を充実していないとこの購入ができないというような状況がございました。なので、本来は経費を抑えるためにはそういった既存のアプリも利用できれば良いんですけど。もう1つ、今回の目的としまして辰野町をみんなで紹介していくんですけど、その紹介に当たっては行政が作るものじゃなくて、例えばタブレットを使って子どもたちがそれを利用して地域の名所だとか、隠れた良い所ですね、そんなような所を紹介していただけるようなものがないかということで、その元になるものを構築させていただいたわけありますので、よろしく願いいたします。

○垣内（12番）

そういった既存のアプリだと補助金がおりにないっていう、ちょっと苦しいところがあつたんだと思うんですが、批判しているわけじゃなくて、このぴっかりナビはそのAR機能っていう高遠ぶらりにはない機能もあるので、それで課長、今おっしゃったようにこれから子どもたちがそこにいろんな情報を上乗せして、構築していく、拡大していくっていうかね。そういう発展的な仕組みになっているプラットフォームだつていうところは大いに期待しているところなんです。なので、ぜひこういった既存のプラットフォームにはない機能っていうのを、ぜひ、有効活用して子どもたちが大いに辰野に関心を持てるようなアプリに今後、発展させていってほしいと思うわけなんです。もう1

つ、今回、第1番目にぴっかりナビ、取り上げさせてもらったというのは、もう1つ理由があってその各校に157台、配布されるそのiPad、これをそのぴっかりナビに使うって総合学習や何かに、社会科か分かりませんが、そういったところだけに使うっていうのではもったいないなっていう思いからなんですよ。iPadを教育現場でどう活用するかっていうところ、これも各校にそういったその検討委員会なり、研究会みたいな組織を立ち上げてアプリの開発とか、使い方のスキルアップみたいなものを研究していく必要があると思うんですが、そういった活用委員会とか研究委員会みたいなものっていうのは現在あるんでしょうか。それか、設置するようなお考えはあるんでしょうか。

○教育長

垣内議員の質問にお答えをしたいと思います。まず最初にですけど、このタブレットですけど、実は両小野小学校に一足先に昨年度の半ばに導入をさせていただきました。まだ、完全じゃないわけですけど、そこでいろいろ実験的にやってみていただきたいということを教育委員会としてもお願いをして、今、議員が言われるように、その高遠ぶらりですか、そのことは私も全く知らなかったわけですけど、例えば総合的な学習の時間、このアントレプレナー学習と言うんですかね、この時に子どもたちが班ごと、そのタブレット持って、たのめの里を周りながら、地域住民にインタビューをしたり、その場で感想だとか思いを書き込んだりだとか、動画だとか映像を撮ったりして、たのめの里の紹介をしようということをやっていたいております。既に半年くらい経っておりますし、授業でも一部ですけども、私も実際に見させていただきましたけれど、国語の授業だとか理科あたりでもタブレットを活用した授業などを仕組んでおります。ですが、あくまでもこれまでは試験的にお願いしている部分でありまして、今、議員が心配されております委員会だとか、研究会というものはまだ立ち上げてございません。ですが、辰野町の教育委員会としましては学校現場にタブレットが導入されるとい、この機会にぴっかりナビだけではもったいないので、広く学校教育に活用したいと考えております。昨年度の末から中学とも何回か協議を重ねてきて、こんな方向なら使えそうだねっていうような部分、今、課長が言われたように地域へ出て辰野町を紹介するという総合的な学習の時間、地域を調べるというもののほかに、各教科ではどのようなことができるのか、どのようなことが期待されるのかという部分についても国語、社会、理科、それから音楽、更に体育で結構使えるんですね。体育、それから総合的な学習時間の郷土学習などで、こんなことは期待できるよね、ということは今、出させて

いただいております。いずれにしても今、タブレットを中心とした情報機器というのが非常に急速に学校現場に入って来ております。ですが、一方ではこれ影もありますので強い光の所には必ず強い影ができますので、この影の部分もしっかりと児童、生徒には指導していかなければいけないということありますし、そしてまたこれに関しては子どもたちの方がはるかに情報を多くもっています。使い方は子どもたちの方がもしかすると、私の孫もこれ使えるんです、指がね。こんな状態ですので、倫理観だとか、道徳観というものをきちっと教えていかなければ、もうこの部分につきましては既に、各学校にもう数年前からパソコンが入っている段階で指導しておりますけれど、今度はパソコン教室から出て、それぞれの教室へ、あるいは校外へ出ていきますので、更にこの部分の指導というのはしていかなければならないんだろうとっております。それで、委員会、先生たちもしっかり研修してもらわなきゃいけませんし、これはあくまでも、これをタブレットを使うのが目的じゃないわけですので、タブレットなど情報機器はあくまでも学習の一手段、ツール、道具ですので、使えることが目的じゃないのでタブレット使うことによって逆に逆効果も出てきてしまうと。タブレットを一所懸命やっついて学力低下っていう、こんな事例も正直なところあるわけですので、そうならないように、どこで使わせることがより効果的なのかっていうところを十分に見極めた上で、子どもたちに使用させていかなければならないだろうということ、これから研修等が大変になってくるかと思えます。もちろんそれは校内での研修も必要ですけど、校内の研修だけでは多分、限界があると思います。外部の力、あるいは辰野町にはこれだけボランティアが入っておりますので、ボランティアの力も借りるということもこれから必要になってくるんだろうと思えますけど、これについてはまだ設置どうするかっていうことまでは検討してございません。

○垣内（12番）

教育長の話で安心、少し安心してきたんですが、多分、辰野中学、あるいは両小野小学校中学校ですかは、先進的に取り組んでいられているので分かると思えます。そのほかの学校というのは多分、まだこれからではないかなと。何に使うか検討したり、インターネットの付き合い方っていうのについての倫理観というか道徳観っていうのの醸成っていうのも、これからかなと思うんですが、そのへんも辰野中学と同じレベルに各校均等に進んでいると判断してよろしいんでしょうか。

○教育長

ひとまず、中学の方で整備をして、これ先ほど課長言いましたように150台、これが小中学校合わせてということですが、その中で中学校の方は2クラス分、80台ということになります。こちらの方がどうしても先行していくんだらうと思っております。その中学での事例だとかを参考にしながら町内に、小学校はやっぱり同一歩調でいきたいなと思っております。

○垣内（12番）

多少、辰野中学とか先行している学校の先生には負担になるかもしれませんが、そういった情報を共有するっていう場を横の連絡組織みたいなのを作っていただいて、何て言うんですかね、事故の起こらないような配慮をぜひお願いしたいというのが1つとですね、それから問題になっているハッカーと言うか、ウィルスに感染したりとか、そういったそのセキュリティーの問題だとか、あるいはそのインターネットに接続していろんな情報を調べるつもりが、変なサイトへ行ってしまったりというようなことがあるもんですから、そのへんのスキルとかっていうのは、その落札業者にはそういったレクチャーに費用とかが入っていないわけですよ。

○まちづくり政策課長

タブレットにつきましては、現在、業者をお願いしまして情報を閲覧、登録を行うための準備を今、行っております。なのでちょっとまだ配布が先になっておりますが、学校へ貸与するタブレットについては、安全に利用するための設定、有害サイトへのアクセス禁止も合わせて今行っております。なので原則、学校内でのみインターネットの接続が可能で、外に出るとそれが遮断されるような仕組みになると思います。またガイドボランティア用のタブレットについては屋外でも利用可能ということで今、設定をしているところであります。

○垣内（12番）

やはり、両面あるもんですから、あんまり心配ばかりして外の世界との接続を絶っていってしまうと、せっかくのiPadの良さが発揮できないまま終わってしまうので、そのへんのそのバランスで、とても大事だと思うのでちょっと勇気を持って冒険しながら、そこ安全にっていうような微妙なところで、うまいことやってもらって、それで大いに活用していただけたらと思います。次のことに移っていきたいんですが、荒神山公園の植栽とか、それから城前の桜並木、あるいは城前の櫓についてなんですが、先ほど山寺

議員からの質問もあったように、町道1号線のイチョウが今週根元からバッサリ何本か切られているのですが、ちょっと通告にはないのですが、これ今後はどういうふうに、町長は広くして、あるいはまっ平らにして、車イスも通れるようにするっていうようなお話、先ほどされましたが、町道1号線について例えば宮木駅から西小学校までの間は並木はなくなるということなんでしょうか。

○建設水道課長

先ほど、町道8号線の話だったんですけども、町道1号線につきましても、もう歩道の構造物がイチョウの根等によって大分歪んできたりしている部分がございます、地元の宮木区さんと相談する中で、地元の意見を聞いて今回の伐採の手続きをとったしだいでございます。以上です。

○垣内（12番）

今は、数本しか切られていないんですが、統一された形になるわけですよ、将来的には。例えば花壇は残って今、大きなイチョウだけ根元切られているんですけど、花壇は残すのか残さないのか、あるいはずっと全部イチョウはこれから切ってしまうのか、っていうところは最終形と言うんですかね、それはどういうふうになるんでしょう。

○建設水道課長

花壇の今後の存在も含めまして、歩道としての機能が損なわれないような形で歩道の街路樹については整備していきたいと考えております。以上です。

○垣内（12番）

そうするとイチョウではない、何か街路樹を植える計画ということですか。

○建設水道課長

現時点では何を植えるかとかじゃなくて、歩道としてイチョウがあることによって機能しない部分を解消する方向で進めていきたいということですけども。

○垣内（12番）

歩道に支障のある木は切って、まだまだ影響が少ないっていう所は残してあると。切った後、何年かして根で盛り上がった所っていうのは修復して平らにしていくと。花壇については今後、区や近隣住民と考えながら決めていくというような解釈でよろしいですか。

○建設水道課長

今の垣内議員さんのお答えと言いますか、提案のとおりの方で進めていきたいと思

います。以上です。

○垣内（12番）

やっぱり町長の目指している景観と課長の描いている景観が微妙に違うような気がするし、今、私がこういうふうにしてほしいなっていう動きと課長はもう本当に良かれと思って、宮木区うるさいし、いろいろ問題を起こす前に切っておいた方が安全だっていう判断も分かるんですよ。ここで本筋に戻るんですけども、街路樹の問題もそうですし、荒神山の植栽の話もそうなんですけど、最終形をとにかく皆で納得できる形っていうのをまず決めましょうと。決めてほしいですね。それに向かって我々ボランティアできるものは何でもやりますし、協力もしますけれど、ここは「今日は切っておけや」

「いやこっちは伸ばせや」って言うんじゃないか、景観に統一感がないですね。今も下辰野もそうなんですけれども、1丁目から4丁目までですか、花壇も植栽っていうのはもう好き勝手っていうふうにイメージできるんですよ。ああいうのも、ご近所の人によかれと思って植えたものについて、町は「抜け」と言うわけにはいかないっていう立場も分かるんですよ。だからそこで、例えば街路景観はこういう形にしますよっていうパス図か何かがあれば、そうすれば「あの、すみませんね、地元の人たちこういう形にやってもらえませんか」って言えると思うんですよ。とにかく全体計画っていうのを繰り返しになるんですけど、どこかの部門と言うか課で決めて、それでそれを住民の合意する形にもっていかなきゃいけないと思うんですけど、そういったその、もう1個ずつ分けるんじゃないかと、例えば荒神山もそうだし城前もそうだし、各街路樹でもそうなんですけど、どこが主体的に責任を持って決めるか、その部門と言うか課はどこなんだろうかと。

○建設水道課長

現時点では、道については建設水道課、公園については教育委員会の生涯学習課っていうふうに分かれているんですけども、全体的な計画となりますとちょっと横断的なことも必要ですので、今後内部で検討していくっていうような答えになるかなと思います。以上です。

○垣内（12番）

荒神山に関してはそれで、生涯学習課の方で全体計画をいつか立ててくれるんだろうと思うんですけど、じゃあ街路については課長の所で決めるんですよ。なので、今までその計画にしたがってイチヨウを植えたり、花壇を作っていたと思うんですけど、それを

宮木区あるいは近隣住民が、「とにかく歩道が傷んでてしょうがないから切ってくださいよ」と言われた時にその計画を変えたっていう経緯はあるんですか。

○建設水道課長

町道については建設水道課の方と先ほど言いましたように、地元と話し合いながらどんなふうにしていったらいいかということを決めながら今回の伐採等を行ってきましたので、特に今まで計画があってそういうことをしたっていうような経緯はございません。

○垣内（12番）

そうすれば、宮木区の担当とよく話し合って、私たちも区民ですからこんな道にしてほしいっていう具体的な計画案を建設水道課の方に提示して了解をもらえれば、アダプト・システム、あそこはまだアダプト・システムになっていないんですけど、やってもらうにはやぶさかではないというようなスタンスですかね。

○建設水道課長

費用とか経費が発生する事案もございますので、そこらへんは話し合いの中で、決定していきたいと思います。

○町 長

歩道のイチョウの関係でありますけれども、石川島と役場の西側ですか、あの道路については非常に歩行しづらい、歩道がくねっている、と言うかうねっている。それから擁壁も危なくなってきたと言うんですか、そういったこともありまして、あそのこの所を本数を減らすっていう話でありましたので、私の方でこの部分については指示をして石川島よりはイチョウがあって、すぐ隣にこれくらいを置いてコブシのありますので、そういったことも、もうほとんど必要ないだろうと言うか、非常に現状を見るとあれだっということ私の方で指示をして切るようにしました。それについては、すぐやるっていうじゃなくて地元の皆さんと話を、区と話をしてそれからやりなさいということで、最初に枝を払った時から時期がずれてしまいましたけれども、その間は遅くなったというのはそういうことであります。

○垣内（12番）

時間が限られているものですから、とにかく繰り返しになります。全体計画を早く住民、区、そして町担当課とすり合わせしながら、それからこのあと聞こうと思っていたんですが、城前の桜並木についても、あるいは美術館への導入路の所の桜の並木も相当傷んでいて、もう寿命だろう。これをどう替えていくか。持続可能な並木、景観を維持

するための方策っていうのを3月議会でも提案しましたけれども「検討します」っていうまま、多分この3ヶ月動いていないと思うんですが、例えば60何本かある桜を2年に一遍、4本ずつ替えていっても30年ぐらかかるわけですよ。そうすると30年もするとまた、最初に植えたのが駄目になってくるだろうっていうようなことで、また植え替えるとか、そういった何て言うんですかね、持続可能なシステムを早く作らないとバタバタって対処療法、今みたいに歩道が乗り上がったから切ろうとか、何か悪いものが出てきたら、それをもぐら叩きみたいに1個ずつ叩いてっていうのではなくて、最終形はこうだよって、そのためには毎年こういうことをするよ、あるいは2年に一遍こういうことはするよっていうふうに決めておくと孫子の代まで安心して、景観維持できるんじゃないかなと思いますので、ぜひ総合的にその検討していただきたいというふうに思います。

要求はそれぐらいにして、次のテーマに移りたいんですが、LGBTについてです。聞きなれない言葉ではあるんですが、最近新聞でも特集を組んでいますし、テレビなんかの報道でもそういったセクシャル・マイノリティの何て言うんですかね、悩みというか、それから偏見や差別について取り上げる番組も多かったですし、少しずつではありますが市民も認知をしてきていると思われま。性同一障害とか障がっていうような形で呼ばれることあるんですが、ここでは性的少数者、セクシャル・マイノリティということで話を進めさせていただきたいと思います。『広報たつの』の2月号で婦人教育推進協議会の会長の土屋由美子さんが、性的少数者である知り合いのお子さんの例に触れながら、次のように書かれています。「知人のお子さんは立派に成人され職も得ている。しかし、心のままに生きられない『生きにくさ』を抱え、社会に同化する為の悩みもきっとあるに違いない。性（ジェンダー）は生（ライフ）に通じる。『ひと』として生きる為には社会や地域に根を下ろし『自分らしく』生きられるようになることが必要だ。が、アメリカより半世紀遅れ・・・と言われるようにセクシャル・マイノリティへの受け皿はまだまだ整っていない。表向きだけでなく、医学や精神医学の講座などで正しい理解をすることは勿論だが、人権教育の場などで取り組むことも必要ではなかろうか。」と書かれています。そのとおりだと思うんですね。私の知り合いのお子さんもバイセクシャルであることを公表してLGBTへの理解を広める活動に加わって辰野で継続的な活動をされています。長野県では県教育委員会、心の支援課や各地教育事務所が人権教育講師派遣事業として県内の小中高等学校の生徒や教職員を対象にL G

B Tを含む心のバリアフリーなどについての講演会が企画されています。辰野でもそうした講演会を企画する必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

○生涯学習課長

質問にお答えいたします。辰野町には人権に関わるもろもろの問題を解決する意欲と実践力を持った町民の育成を目指す、人権同和教育推進を目的とした人権同和教育推進委員会や、あらゆる差別の根絶と町民全ての人権が擁護されることを目的とした人権擁護審議会が設置されております。今年度、人権同和教育推進委員会や人権擁護審議会ではLGBTの研修会を取り入れました。また、辰野町人権同和教育推進指導員として、分館長を任命し、研修会や毎年、町内3会場、今年は小野、赤羽、羽場地区で行われる辰野町公民館分館共催の人と人とのふれあい人権講座においてLGBT等の性的少数者への偏見や差別解消に向けた内容を含む取り組みを行う予定になっております。

○垣内（12番）

そういった情報を知らずに質問をいたしました。すみません、失礼いたしました。それで、一般市民、住民はそういった情報を得ることはできるんですが、学校、あるいは町内には短大も高校もあるわけですが、そういった所での生徒さんや教職員に対する、そういったLGBTの講座っていうんですかね、その研究会と言うか啓発活動というのはどのようになっているのでしょうか。

○教育長

議員の質問にお答えしたいと思います。実はこれ非常にデリケートな部分がございます。辰野町内に学んでいる方の中にもいないわけではないわけですので、学校現場では、先生方、特に先生方ですけれど、既に研修は行っております。自分の学校にそういう子どもがいるというところで今、温かく見守っているということもあります。学校現場では既に進んでおります。

○垣内（12番）

了解しました。それで、そういった認識が進むということも1つなんですが、そういったセクシャル・マイノリティの人々が暮らしやすい、ストレスを感じない生活ができる環境を整えていくっていうのも、行政の大事な役割だと思うんですよね。一説には17人に1人、そういったセクシャル・マイノリティがいるっていうわけですから、この会場にも2人や3人はいらっしゃるわけなんですが、そういった人たちが少しずつ悩みながら毎日暮らしているということも想像できるわけでありまして。例えば町の職員の人

たちがカミイングアウトできないで悩んでいたりしているかもしれませんが、何て言うんですかね、採用の時に「自分はそういったセクシャル・マイノリティである」と宣言とか最初に言いながら町に就職を希望する人が今後、出てこないとも限らないわけです。知り合いに言われたことは、例えばトイレ、あるいは更衣室が2つっていうのはおかしいよって言われて。3つあった方がそういった少数者のためには非常にありがたいというような話がありました。ぜひ、庁舎内の改修、あるいは学校の改修の時にそういった性的少数者にも配慮するような環境を考えられるような、先進的な町になってほしいというのが私の思いです。これはただその新しければ良いつていうんじゃなくて、辰野町が多様性に富んだ町であるというところをアピールする、良い機会だと思うんですね。さっき植栽の話をしましたけれども、昔はただきれいになれば良いということで荒神山なんかは草木を全部切ってしまうと、ツツジとかそういった花の咲く樹木を残して草は切ってしまうとコマツナギなんか絶えてしまって、それでミヤマシジミ蝶が絶滅の危機にあった。ここ3年ぐらいそういったコマツナギを残してくださいよっていうことで公園管理者にもお願いし、あるいはボランティアでコマツナギの多い所は自分たちで手刈りするというような活動を3年、4年続けて、去年、今年とミヤマシジミ蝶がすごく増えてきています。ホタルも出るし、そういった蝶も絶滅危惧種の蝶もいる。そういった生物多様性に富んだ町、あるいはしだれ栗もある。植物も多様性に富んだ環境の町であるというところを売りにしながら、UIJターンの人たちにそういった自然環境の豊かさっていうのをアピールするっていうのも、これ辰野町のブランド戦略に通ずるものだと思うんですね。ぜひ、そういった観点から多様性を担保するという意味でも性的な多様性というものも、辰野町の1つの売りにしていくぐらいの戦略的な視点を持って各施設の増改築、あるいは改修っていうのを考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○町 長

施設の改修とかそういった時にはそういったことも考える、って言うんですか、今そういう時代であれば、設計士さんが多分提案をしていただけたらとか、そういうことになろうかと思しますので、いつの時代になるか分かりませんが、そういったことも当たり前の時代がくるかもしれませんので、そういうことになろうかとそんなふうに思います。

○垣内（12番）

ぜひ、戦略的な見地でさっきの樹種の話もそうですし、景観の話もそうなんですけど、

全体、ランドデザインを先に考える、あるいはコンセプトを先に考えてから具体的なプランを立てていくってというような動きをしていただきたいと思います。考えていただけるということで、ありがたく言うか良いと思います。以上で質問を終わります。

○議長

お諮りいたします。本日の会議はこれにて延会としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会といたします。長時間、大変ご苦勞さまでした。

9. 延会の時期

6月8日 午後4時 36分 延会

平成28年第4回辰野町議会定例会議録（9日目）

1. 開会場所 辰野町議事堂

2. 開催日時 平成28年6月9日 午前10時

3. 議員総数 14名

4. 出席議員数 14名

1番	岩田	清	2番	根橋	俊夫
3番	向山	光	4番	中谷	道文
5番	山寺	はる美	6番	堀内	武男
7番	篠平	良平	8番	小澤	睦美
9番	瀬戸	純	10番	宇治	徳庚
11番	熊谷	久司	12番	垣内	彰
13番	成瀬	恵津子	14番	宮下	敏夫

5. 地方自治法第121条により出席した者

町長	加島	範久	副町長	武居	保男
教育長	宮沢	和徳	代表監査委員	三澤	基孝
総務課長	一ノ瀬	元広	まちづくり政策課長	山田	勝己
産業振興課長	一ノ瀬	敏樹	こども課長	武井	庄治
会計管理者	宮原	修二	住民税務課長	赤羽	博
保健福祉課長	守屋	英彦	建設水道課長	小野	耕一
生涯学習課長	原	照代	税務担当課長	伊藤	公一
辰野病院事務長	今福	孝枝			

6. 地方自治法第123条第1項の規定による書記

議会事務局長	赤羽	裕治
議会事務局庶務係長	菅沼	由紀

7. 地方自治法第123条第2項の規定による署名議員

議席 第6番	堀内	武男
議席 第7番	篠平	良平

8. 会議の顛末

○局長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議長

皆さん、おはようございます。傍聴の皆さんには早朝から大変ありがとうございます。定足数に達しておりますので、第4回定例会第9日目の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は一般質問であります。8日に引き続き一般質問を許可してまいります。質問順位8番、議席4番、中谷道文議員。

【質問順位8番 議席4番 中谷 道文 議員】

○中谷（4番）

皆さん、おはようございます。今日も元気でまいりたいと思います。よろしくお願ひします。私は、今6月定例議会一般質問では事前に通告してあります3点について質問をしたいと思います。1点目は、町の防災対策。2点目は、町の人口問題とその取り組み状況。3つ目は、「道の駅」を辰野町に造ろうと、この3点について質問やら提案をしてまいりたいと思います。まず1点目の防災対策についてであります。既にこの件につきましては向山議員より「熊本地震と町の災害対策について」と題して質問されておりますし、また後段、成瀬議員より災害時の対応、整備についての質問がなされる予定になっております。私は、そんなことから絞り込んで2項目のみお尋ねしたいと思います。項目はいろいろありますけれども、2項目の件についてお伺いをしたり提案をしてまいりたいと思います。昔から「災害は、忘れた頃やつてくる」と言われたものであります。今では「災害は毎年やつてくる」と言っても言い過ぎない状況にあります。古くは神戸淡路の震災、近くは東日本の津波大災害、ごく最近ではご存知のとおり4月の14日の熊本の地震。またその前の年には広島土砂崩れや和歌山土砂災害、また利根川の大氾濫。身近では、ちょうど10年になりますが平成18年の「18災」ということで、この伊那谷から諏訪にかけての大災害があったわけでございます。そこで、お伺いしますけれども、最近の特徴は地球温暖化や地下のマグマの影響で局地的に集中的に洪水や地滑りが発生したり、大きな地震が何回も重なって発生しております。学者は「中央構造線や南海トラフが接続しているこの伊那谷は非常に危険な地帯である」と、「30年以内に大きな災害に見舞われるのではないかと、こんな提案もしたり聞いておるところでございます。そこで質問をします。近年の地震や災害は、極めて広範囲で大規模に発生する特徴があります。かかる状況の中で、1点目として上伊那広域や箕輪町、塩尻市等近隣市町村との連携や協定等の取り組みは進んでいるのか、今後、検討の必要はあるのか、

どのような見解でおられるのかお尋ねしたいと思います。

○総務課長

それでは上伊那広域ですとか箕輪町、塩尻市との連携等について説明をさせていただきます。まず、上伊那広域でございますけれども、長野県市町村災害時総合応援協定というものを平成8年の4月に結んでおりまして、現在もその協定は生きているわけでございます。上伊那はブロック長が伊那市になっております。また、塩尻市とは消防相互応援協定を昭和41年の1月に締結をしております。また、常備消防が昨年より広域をされまして職員の交流も図れています。地域を知る隊員も増えてきている状況でございます。また、県の危機管理部では会議等を通じ、情報の共有を図っているところでございます。この3月30日には上伊那地域の消防団によりまして、総合応援協定の締結をしております。特に消防団の交流につきましては上伊那北部であります辰野町、箕輪町、南箕輪の消防団と毎年研修、それから合同の訓練を行っております。なお、箕輪町とは消防の第五分団が、それから塩尻市とは消防の第一分団が隣接分団ということでありまして、模擬火災訓練等の交流を行っております引き続きこういった交流ですとか、連携を深めていきたいというふうに考えております。

○中谷（4番）

ただ今、課長の方から説明をいただきまして、既に、近隣市町村等の連携や消防団を中心とした訓練、それから対応策について実際に行われたということをお聞きしまして安心をいたしました。また、安全安心のまちづくりには防災対策の整備は欠かせない事項だと私は考えております。熊本地震災害を教訓として再度防災について見直しをするようお願いを申し上げて、次の質問に移ります。防災対策の2点目の質問でありますけれども、国は東日本大震災や熊本地震に見るとおり、役場庁舎が全壊や倒壊寸前となった場合を想定して、災害時の行政サービスの維持が課題としております。そこで「業務継続計画（BCP）」を作成し、庁舎、職員、情報システム、電力、通信等の被害を想定し、限られた人員や設備で、どの業務を優先し住民にサービスをしていくか。その目標時間、時期等を定める計画であり、国は早期策定を呼びかけております。既に90%の県が策定済みであるとお聞きしております。ただ長野県は9%で7市町村しか進んでいないということで、全国ではワースト4ということで下の方に進捗率があると、こんなことも聞いておるところでございます。そこで質問であります、当町でのその策定についての考えや、もしもの時、庁舎はどこへ移転するとか、仮設住宅の建設予定地はど

これを想定しているか、また大規模災害時における「業務継続計画（BCP）」を作ることに
ついての町の取り組みや進捗状況についてお尋ねをしたいと思います。

○町 長

中谷議員さんにお答えをしたいと思います。業務の継続の計画、非常に大切なこと
あります。今ままで、どちらかと言うと個々のものについて検討がされてきて、そう
いった大規模の行政の機能が止まってしまう、こういった状況というのは想定はしない
わけではないんですけれども、体系的なものは作ってございませんでした。そういった
個々をまとめて、それを全体の計画としてまとめるということは非常に大切なことであ
りますので、個々のものをまとめ上げたものを一つにしていくとこういったことが大切
である、こんなふうに考えています。具体的な方法だとかについては総務課長の方から
お答えをしたいと思います。よろしくお願いします。

○総務課長

まず、議員ご指摘の「業務継続計画」でございますけれども、この計画につきまして
は災害時に行政が被災し、人、もの、情報等、利用できる資源に制約がある状況下にお
きまして優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応、手順、
継続に必要な資源の確保など、あらかじめ定める計画となっております。当町におきま
しては現時点では、できていない状況でございます。東日本大震災の教訓から都道府県、
また各市町村がこの計画を作ってほしいということで要請をされているところでござい
ます。現時点の進捗状況でございますけれども、業務継続計画に掲載すべき主要6要素
というものがございます。そちらの検討を始めております。その6要素につきましては
議員からもお話ありましたけれども、首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、
2つ目として本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3つ目が電気、水、
食料等の確保、4つ目が災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、それから5
つ目として、重要な行政データのバックアップ、6つとして、非常時優先業務の整理と
いうことで現在、その検討に入っているところでございます。また、先ほどちょっとお
話がありました当町におきます仮設住宅の設置と言いますか建設場所につきましては、
十数箇所ございまして、大きなもので言いますと荒神山の競技場ですとか、駐車場、そ
れからほたる童謡公園などが仮設建設場所ということで指定をしております。以上です。

○中谷（4番）

ただ今、町長の方から大変大切な取り組み、計画であるとの認識をいただきまして、

私も全くそのとおりだと思います。課長からは既にそれに類似した取り組みだとか場所だとか、即それに応じたような対策を進めていると、こういうことで安心をしましたがけれども、私は近い将来そういうものを正式に作っておく必要があると、こんなふうに思っております。そこで課長や町長の答弁では概ね理解をいたしました。現段階では地震とか各種災害については未然に察知することができないと、これはできればノーベル賞のものでありますけれども、いまだかつて災害が起きるといふことの予言があっても実際そのことが現れたことはないといふことで、非常に難しい問題でありますけれども、昔から「備えあれば憂いなし」の格言のとおり大災害を想定した対応策を十分検討しておくことは肝要かと思ひ質問したしだいでございます。

続いて大きな2番目の質問の人口問題の取り組みについて、実態やら提案をさせていただきたいと思ひます。まず1点目の移住定住促進事業について、その取り組み状況についてまずお伺いをしたいと思ひます。私は4月13日付けで辰野町第五次総合計画後期基本計画書をいただきました。一読しましたが、まず辰野町は人口減少をどう歯止めをかけていくかが最大の課題と悟りました。昔から町や村の発展状況を知るには、昨日の熊谷議員からもお話があったとおり、昔から人口の推移で推測できると言われています。町や、地域の発展はいかに人口増を図るかが全てあります。また町や地域がそのために何をどうするか、という取り組みが重要な課題であると思ひます。現在、国は人口1億人を死守し、東京一局集中をやめ、いかに地方に元気を出してもらうか、地方創生に向けて全力で施策を展開しているところであります。地方に働き場所を確保し、1億総活躍時代の展開に向け、総力上げて事業展開をしているところだと私は判断しています。私は、町の人口減少対策プロジェクトの活躍に大いなる期待をするものであります。そこで質問をいたします。既に現在、「町に新しい人の流れを作ろう」の取り組みが、かなり進んでいるとお聞きしています。特に移住定住促進の分野で進んでいるとお聞きをしています。どんな内容で取り組みが展開されているのか、その状況等についてご説明をお願いしたいと思ひます。

○まちづくり政策課長

今年できました第五次総合計画後期基本計画の中でも、この人口減少対策につきましましては重大な取り組みとしまして、まち・ひと・しごと辰野版の創生総合戦略の方を作成して、これを重点目標の1つとして今、実行をしているところであります。平成27年度から31年度までの5年間を計画期間としまして、今年度は2年目として様々な取り組み

を始めたばかりであります。この中にも移住定住の促進の施策としまして、移住定住情報の発信、移住定住の環境づくり、関係団体と連携した取り組み、中山間地への移住定住の施策があり、具体的な取り組みを今、始めております。取り組み状況としましては移住定住専用のホームページ「たつの暮らし」の開設や移住定住相談窓口の設置、辰野町移住定住促進協議会の組織化によります有料住宅や宅地、空き家の活用。地域おこし協力隊による地域支援活動。町内企業に対する移住者支援のための助成などを行っております。また、平成26年度の国の補正から作られました地方創生の交付金ですね、こちらの方を使いまして、平成27年度は昨日の質問にもございましたが学校等へタブレットの導入を図った「みんなでふるさと紹介しよう事業」だとか、40歳以下の子育て世代への住宅取得時の奨励金を出す、子育て世代への定住促進交付金。出会いの場を広げる「あのときめきを再び『年に一度は同級（窓）会』支援事業」、町内の子育てに関わる施設・サービスをまとめた「子育て支援マップ」の作成。イベント用お祭り屋台セットを無料で貸し出す制度や、ふるさとの名物マツタケの増産研究など、若者子育て世代への支援から、町の魅力アップの施策等を展開しているわけであります。今年、平成28年度も引き続きまして、これらの事業や補助を継続しておりまして、また28年度は、また今度新しい加速化交付金を使いまして「辰野町食の革命事業」また「みらいの『ひと』と『しごと』を創る信州フューチャーセンター事業」などを展開をしております。以上であります。

○産業振興課長

続きまして、移住定住促進協議会の事務を担う産業振興課の方で昨年度、行ってきましていくつかの事業につきましてご案内を申し上げたいと思います。まず、町が空き家バンクを活用して施策として行った移住定住の実績でございますけれども、空き家バンクの成約が8件、このうち伊北不動産組合という業者の仲介を通じたものが7件で、町が直接やり取りをしましたのが1件でございます。それから空き家改修費の補助金を適用しましたのが2件、空き家の家財道具などの処分運搬費の補助も2件でございます。私どもの窓口の相談件数でございますが、昨年度は51件ございました。そのうち、実際にこちらの方へ足を運ばれて面接と言いますか、面談までもっていったのが19件、面接以外の電話対応は32件ございました。移住者数ですが、これはあくまでも自然動態の中ではなくて町が施策として行った結果の移住者数でございますが12名でございます。このうち、県内の移住者は9名、県外からの移住者は3名、この3名のうちUターン者

が1名でございます。なお、県外からの移住者は関東圏からの移住者でございます。また、首都圏、中京圏でのいくつかのセミナーにも参加してまいりました。また、昨年行いました新たな施策としましては、ご案内のとおり、地域おこし協力隊を1名、1年間導入いたしました。また、新たに28年度ですが協力隊を2名確保し、現在業務に就いてもらっております。また、集落支援員というものを制度化しまして、これもこの28年4月から専従職で当たる支援員を1名確保し業務に就いていただいております。また、移住定住促進協議会の事業としましては、ちょっと興味の引く事業としましては空き家のDIY（Do it yourself）で行う改修モデル事業ということで、専門家の指導とそれからボランティアの参加によりまして入居前の空き家の壁の撤去や、床の張り替えなどのDIY改修体験を行いました。専門性のある水周りは業者が行い、それ以外の部分をボランティアの力を借りながら専門家の指導の下で、なるべく安上がりによって住めるようにするという改修モデル事業を行いまして、この事業は今年も展開してまいりたいと思います。以上です。

○中谷（4番）

両課長の方から取り組みの状況の説明をいただきまして理解をいたしました。非常に多くの問い合わせ等もあるということでもありますし、また、これからも力を入れていきたいと。それから支援員等も入り、その事業が着々と展開をされているということもお聞きいただきまして安心をしております。まず、移住定住等を先駆けに人口増加に一つ力を入れていただきたいなど、こんなことを申し上げておきます。一言、申し上げますけれども、現在、移住定住促進については各市町村とも躍起になっており、それぞれの地区の財政状況によって戦略が変わるというような実態がありまして、施策とサービスは競合合戦の状況を呈していると私は思います。そこで辰野町としては、恵まれた自然を売りとして地道に他地区と違った取り組みが非常に大切になるのではないかと、こんなふう感じておりますので、引き続いてこの移住定住促進の数字にあたりまして少し提案をさせていただきたいと思います。2番目の質問になります。1つは、内容は「東京朝日会」や「ふるさと辰野会」等、ふる里辰野を愛している皆さんと組織との交流を強化して、移住定住を促進してはどうかということをご提案したいと思います。私は、縁あってここ8回ほど欠かさず東京朝日会の総会に出席をさせていただいております。そこでいつも感じることは、ご他聞に漏れず年々出席者が減少して、なおかつ高齢化が進行しているということを感じています。この先、どうなっていくのかといつも心配が横

ぎります。昨年の総会では、東京側では特別講演という形でこの上野の隣の「鴻ノ田の地にコウノトリをもう一度と飛ばそう」という講演がありました。そして「鴻ノ田の鴻はコウノトリのコウで、昔コウノトリが飛んでいた」ということだそうでございます。そんな報告がありました。また、今年は辰野町側より御柱祭のビデオの放映をいたし、大変懐かしく皆、一所懸命見ていただきました。また東京朝日会では辰野中学へ金管バンドの寄付をいただき、全国トップクラスのクラブに成長させた大きな原動力となりました。先の御柱祭にはツアーを組み御柱祭の激励に訪れてくれました。心温かい、ふる里辰野町を心から愛し続ける皆さんにお会いできました。最後に皆で「兎追いし かの山 小鮒釣りし かの川」とふるさとを大合唱いたしました。私は、涙を禁じえませんでした。さて、そこで提案ですが、ただ今報告申し上げたとおり、心から辰野町を愛し熟知している皆さんの組織を通じ、移住定住促進を拡大することはどうか。また、この組織も高齢化が進行しています。さりとて、子どもや孫はふる里が東京となってしまいます。全く無縁となります。いつかは消滅するのではないかと不安でいっぱいあります。この辰野町の大応援団を今後、守り育てて行くことは辰野町として大変大切な取り組みと考えますが、町長のお考えについてお尋ねをいたします。

○町 長

都会に住んでいる人たちの心よりどころって言うんですかね。そういった辰野がなっている面もあると、こんな感じでありまして、私も何回か参加させていただきましてけれども非常に懐かしく皆さん方、喜んでおられるということで、ありがたく思っています。言われるように段々高齢化が進んできたり、出席人員も多かったり少なかったりとこんな傾向が続いています。それだけ若い人たちが、そういった中に飛び込んでいけないというんですかね、そういう雰囲気があるのかちょっと分かりませんがいろいろな機会を通じてそういったことに参加していただいて、やっていく。非常に大切なことだとこんなふうに思っています。辰野を広める、名前を広めるって言うんですかね、知っていただくのに少なくとも全然知らない人より、家族って言うんですかね、先祖が辰野の出身だっていう、そういった気持ちがあるだけでも全然違うと思いますので、そういった方たちへのいろいろな機会を通じてやっていくということは非常に大切なことだ、こんなふうに思いますので、中谷議員さんおっしゃられるとおり、そういった機会も大切にしていける必要があると、こんなふうに思っています。

○中谷（４番）

ただ今、前向きな温かいご返答をいただきまして、大変、意を強くいたしました。私は、そこで1つ付けさせていただきたいと思いますが「ふるさと辰野会」「東京朝日会」等のメンバーやその子弟を含めた活動を展開して、移住定住促進や交流人口拡大に繋がったらどうかと、こんな思いを持っておるものでございます。ほたる祭りや町の大きなイベントをはじめ、子弟の夏休み等利用した体験学習等の取り組みに繋がっていただければなど、こんなことを思っております。町の前向きな今後のご検討を提案するとともに特にふる里納税制度も進んできておりますので支援対策、バスとかそういうものについての支援とかいろいろ方法はあると思いますが、何か手を差し伸べていただいて辰野町へ来ていただくような企画や支援をぜひ検討したいと思い、ここに提案するしだいがあります。よろしくお願ひします。続いて移住定住の件につきまして2番目の提案であります。各地区の育成会の活動強化を通じて健全育成はもとより、将来再び、ふる里辰野へ帰るような良きイメージの醸成を進めてはどうかと。よく町長の提唱する町の合い言葉に「住み続けたい、帰りたい、住んでみたい、まちづくり」の1つの手法として育成会強化について町の取り組みや考え方等についてお尋ねをいたします。

○町 長

先ほどの質問も、どんなふうにあれかって課長たち一所懸命、材料作ってあったんですけども、発表する間がなかったんであれなんですけれども、今の地域を知っていただく、その気持ちを醸成していく、こういったことが将来に向けて辰野をまた知っていただく、そういうことにまさに繋がることだと思って教育委員会の方へお願いして、そういった機会を設けていただく。またそれに沿って先ほどじゃないんですけども、町をよく知って、子どもさんたちにその観光情報を作っていただくとか、そういった事業と結びつけてやっていただくとか、いろいろの面で総合的な中で何とかそういったものやっていきたい、こんな思いであります。今、課長の方から手が上がりましたので、内容等しっかり報告していただきたいと思ひます。

○生涯学習課長

各地域に育成会というものがあります。その育成会では子育て支援マスターが中心となって地域の所在を生かした子育て支援を行ってきています。その活動の中には地域の伝統的な行事「どんぶや」や「しめ縄づくり」など。また地域の自然とのふれあい、地域探検や川遊び、魚つかみ、またミニキャンプなど。そして地域の祭り、秋祭り、御柱、天神様といった体験的な活動が計画実施されています。特に今年は各地区で御柱が行わ

れて、大人だけでなく、園児から高校生まで幅広く「木やり」「踊り」とかに関わって早くから練習に取り組み当日に花を添えていただきました。祭りが終了した時には「次の御柱も参加したい、帰郷して関わりたい」と中学生、高校生から頼もしい声も聞かれました。このように郷土愛を醸成する活動が行われており、成果を上げています。しかし、ご指摘のように更に地域と学校が連携して行うふるさと教育のあり方を模索していく必要性を感じております。以上です。

○中谷（４番）

町長、課長からも前向きなご活動やら必要性のご回答をいただきましたので、安心しました。私も育成会総会等、いく度となく出席をしてお聞きしています。住民、区、町の会費や支援金で運営するも予算的な制約があり、活動も制約されているとのお話がありました。このことは、すぐに人口増に繋がるとは全く私も考えないわけですが、健全育成や将来のことを思考したとき、地道ではあるが、本当に地道な活動であります。大切な取り組みで、一つひとつ積み上げ、子どもたちの将来、人生の中でふるさとの大切さが分かり、またふるさとへ帰りたい、こんな気持ちが生まれることを心から祈念するものであります。町も財政厳しき折であることは十分私も理解しているつもりであります。将来に向けた投資として基金とか、ふる里納税の一部投入とか、方策を考え、何としてもこの育成会、健全育成と合わせて人口増に繋げるために帰ってきたいふるさとづくりのイメージを、ぜひ、植え付けていただきたいなってこんなことを心から祈念して提案したしだいでございます。

それでは続いて、質問を続けます。最後の３番目の大きな質問であります。私が勝手に付けた名前でございますけれども「ホテルの里、道の駅をつくろう」と題して質問をさせていただきます。まず町の産業振興や交流人口増加に向けて「ホテルの里・道の駅」をつくり、町の活性化に繋げようと考えて提案をするしだいあります。第五次総合計画にも辰野ブランド創設の項があり、重点施策として販売所や産地直売所等販売施設、加工施設の拡大を盛り込んでいただきました。この７月に飯島町に２つ目の道の駅がオープンするそうでございます。このことのせいかどうかは別として、多くの町民や、生産者から辰野にも「ホテルの里・道の駅」、これは私の付けた名前でございますけれども、造って欲しいとの要望が多く寄せられております。そこで、町長の基本的な考えや課長の思い等、ぜひお聞かせをいただきたいと思っております。

○町 長

道の駅であります。前々からそんなお話も多く出ておりました。なかなか道の駅っていうその看板を考えた時には、「まず、場所が」っていうふうに考えてしまいました、今までね。大きな場所をとって大きな建物造って、いろいろやるっていうことはなかなか大変なことだなんて、そういう思いがあったのが事実であります。行政がそういったものを補助を得たりいろいろして造っていくってことでありますけれども、そうすると、そこをじゃあ、どうやって運営していくか、品物をどういうふうに揃えていくとか、いろいろこういうふうに考えるとなかなか行政がそこを全部賄うっていうことは不可能な話ですので、そういったことがどういうふうに行えるかっていう、そういうことをまず、考えなきゃいけないかなと思いました。かやぶきの館を造ったわけでありまして、かやぶきの館も当初、地域の人たちが大きくするに関わって農産物だとか、山のものだとか、いろいろなものをそこでもって提供し、そこへ就労してってこういうふうにあれしまして、そこが始まったんですけども、地域の人たちだとかいろいろな人が多く参加して。段々にあっちが傷たんだとか、こうだとか、段々そういったこともあるわけでありまして、そういったことで運営主体、そういったものが、じゃあどういうふうになっていくかって、こういったことがいろいろの過去の経験でありますので「ものだけ造ればいいや」ってこういう話ではない、こんなように思います。各地でやっておりますので、いろいろどんなふうかっていろいろ考えるって言うんですか、情報も入ってくると思いますので、まず、その所でどういった規模のものをどういうふうに行えば、それが成り立っていくのか。それを支えてくれる人たちが果たしてどういうふうに行っていくのか。辰野は小さい所ありますので、農地、定期的にそういったものが確保できるのかどうか。こういったことを一気に言うじゃなくて、今のものからって言うんですか、考えている小さなものから進んで行って、やっぱりこういったことが必要だって、こんなふうになればそれは、素晴らしいことありますので、そういったことも視野に入れていくんではないかってこんなふうに思っています。

ちょっと課長の方からいろいろ検討しているとか、そういうことあると思いますので話させていただければ。私としてはそういうふうなことで、それは駄目だとかそういうことじゃなくてこれからのこういった動きの中で考えていけたらそれもまた良いな、こんなふうに思っています。

○産業振興課長

産業振興課の方でも少し動きをして、取り組みを始めたところですが、道の駅

につきましては国土交通省のホームページ見ますと、この5月現在で全国には1,093駅ありまして、そのうち長野県が43駅で北海道、岐阜県に次いで3番目に多い県ということで、飯島の例を今町議さん出されましたとおり、信州って言いますのは私が考えますのに、山国である交通事情、地形的な特性やら、それから信州固有の文化や農産物が豊かであること。それから地域の繋がり強いことなどがこういった全国で3番目に多いというようなことを生み出しているのではないかと推測するところでございますが、産業振興面で期待をしますのは、やはり農産物などの直売所でありまして、また交流人口増加で期待されますのは観光や移住定住情報の提供、またレクリエーション施設の併設やイベントの開催などで交流人口を拡大していくということが期待をされます。直売所につきましては、小規模で零細な農家が多い辰野町の実情の中で、まずは担い手の掘り起こしをしながら機運を高めることが必要であると考えております。産業振興課としましては、ほたる童謡公園を維持管理運営する部署として、小さい取り組みかもしれませんが、これまで、そして今年から行おうとしている取り組みについてご説明を申し上げたいと思います。ほたる童謡公園では昨年10月と11月の2回、上平出の農産物直売所「ふれいあい市場」におきまして14の個人、団体が参加して、そういった直売事業を行いました。参加者へのアンケートを踏まえまして、今年も仕組みを変えながら継続的に行おうということで、今、準備を進めております。新聞でもご案内がございましたが6月の26日の日曜日から「軽トラ市」の形式をスタートさせることが決まっております。毎週日曜日の午前8時から9時30分にかけて、ほたる童謡公園の上平出側の駐車場の一部で実施をすることとして準備に入り、11月末まで定期的で開催することといたしました。町営農センターとしましては昨年度は「のぼり旗」の製作の支援をいたしましたし、本年度は農業改良普及センターの職員に助言者として参画をいただいているところでございます。こうした取り組みを発展、拡大する中で行政ではなく、町長申しました運営主体の掘り起こし、担い手を増やして地場産の農産物を対面で売る楽しさ、農産物を作る楽しさを体感できる方を増やしていくことから地道に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○中谷（4番）

ただ今の町長、課長から答弁をいただきまして、私も概ね理解はしているつもりでございます。特に町長が言われたように「なかなか行政がやる仕事では難しい」とか、「町としても住民や環境が整備できれば、すぐどうだこうだと言えないよ」とこういう

こと、私も全くそのとおりだと思います。それから課長は地道な取り組みを進めて、その中で環境成就して将来はそういう方向へ進めたいと、こんな考えのように受け止めました。私も前々から質問しており、70回のほたる祭りには、ぜひこれが実現か、あるいはメインで出るようなそういう取り組みも進めてもらいたいと、これが私の信念ですが明日ということでは全くありませんので、これからも力添えいただきたいなど、こんなふうに思っているところであります。そこで私の思いを1つ述べさせていただきたいと思います。私は、「元気な町づくりに貢献する」を公約として活動しています。「ホテルの里・道の駅」構想は慎重に組み立て、運営方法の検討を重ね、提案していきたいと思っています。幸いのことに多くの議員や生産者の仲間からも支援を非常にいただいております。また、飯島町の例に見るように、この時期、地方創生や地方活性化の対策として、補助金も比較的導入しやすい環境にあることは事実であり、お聞きをしております。町当局の積極的な取り組みや検討を強く提案し、質問を終わります。さて、最後に終わりにあたり、一言報告をしたいと思います。昨日の新聞等でご覧になった方が大勢おられると思いますけれども、信州ゆかりの戦国武将、真田幸村の生涯を描くNHK大河ドラマ「真田丸」のこの経済効果は県内で200億円押し上げた、また観光客113万人アップと、日銀松本支店では試算しています。今回提案している「ホテルの里・道の駅」は有名になりつつある辰野のホテルと辰野の特産品や農産物直売をメインとし、食堂等を配し、宿泊客の確実なる町内獲得対策や近隣観光地との協力した周遊性を図れば、必ずや大きな経済効果が期待できると確信するものであります。また、現在辰野町は高齢化率が郡下トップ34.2%、高齢者の就業率は郡下最下位の20.6%と報道されております。この道の駅効果で特産品や農産物生産販売に携わり、元気で高齢者が活躍できるまちづくりに、このことは一歩、前進できるのではないかと確信をしております。加島町長の勇気ある取り組みと、仕掛けに大いに期待し、私の一般質問を全て終了いたします。以上で終わります。

○議長

進行いたします。質問順位9番、議席13番、成瀬恵津子議員。

【質問順位9番 議席13番 成瀬 恵津子 議員】

○成瀬（13番）

それでは通告に従いまして2項目について質問いたします。はじめの1項目めの災害時対応・整備について質問いたします。4月に発生しました熊本地震は想像をはるかに

超える大規模災害となり、多くの方々が被災されました。亡くなられました方々に心より哀悼の意を表しますとともに、ご遺族の皆さまに衷心よりお見舞い申し上げます。一瞬にして幸せな生活を奪ってしまう地震の怖さを、改めて強く実感いたします。このような大規模地震が近年、相次いで発生しており、いつ、どこでも起きるか分からない日本の現状を考えると、私たちの地域も地震災害が起きる可能性は決して低くないということは、皆さん改めて認識したのではないのでしょうか。更に大地震が発生するたびに新たな問題点、課題点が起きてくるのです。辰野町は防災士が増えておりますし、災害時対応・整備はされておりますが、このように相次いで大地震が発生しますと町民の皆さまは、いろいろな面で不安は募るばかりであります。以前、災害対策、耐震については質問しておりますが、熊本地震の教訓をもとに検証し、確認の意味で質問いたします。まず避難所について、いくつか質問いたします。避難所全てとなりますと、何十箇所となると思いますので、町の主な避難場所をお聞きいたします。

○総務課長

それでは避難場所の件でございますけれども、まず大きく2つございまして1つが指定緊急避難場所と申しまして、命を守るために一時的に避難する場所でございます、各学校のグラウンド等、広い場所を指定しております。トータルで15箇所ございます。小学校のグラウンドですとか、あるいは、ほたる童謡公園ですとか、それから大きな所であれば荒神山の公園なんかも入ってまいります。それで、その15箇所でございますけれども地震に対してはオッケーでございますけれども、災害の種別では、ほかに洪水ですとか、土砂災害というものもございますので、土砂災害に適している箇所は11箇所、それから洪水に適している箇所は13箇所でございます。また、2つ目の指定避難所というものがございまして、これは家が倒れてしまつて避難して生活する場所でございますけれども、こちらにつきましては全部で83箇所ございます。各地域の公民館を中心に指定をしております。こちらにつきましても災害の種別に応じて指定をしております。地震では59箇所、それから洪水では76箇所、土砂災害では48箇所を指定をしております。

○成瀬（13番）

今、いくつか発表していただきまして、本当に避難場所は辰野町多くあると思いますが、今回、熊本地震では避難場所が足りなくなりまして、生まれたばかりの赤ちゃん、また小さなお子さん、高齢者、病人の方々でも避難場所に入れない状況で、多くの方が車の中で生活している様子がテレビでも何回も報道されておりました。テレビを見てい

まして、本当に気の毒で仕方ありませんでした。このような事態は常に辰野町としても考えておかなければならないことと思います。先ほど発表していただきましたが、これが多いのか少ないのか足りるのか足りないのかっていうことは分かりませんが、本当にこういった事態が起きることのないような対策は、この熊本地震のように避難場所が足りなくなるというような、こういう対策は町でどのように考えているか、お聞きいたします。

○総務課長

大規模な地震と言いますか、災害が起きた時に避難場所が充足されているかということになりますと、おそらく厳しいものがあるだろうというふうに思っております。大規模と言いますか、広範囲に広がった場合については先ほど申し上げた83箇所と言いますか、あるいは15箇所では足りないのではないかとというふうに想定をしております。毎年防災計画の見直しを行っておりますけれども、特に今回の熊本地震を教訓としまして避難場所、あるいは避難時に起きる運営と言いますか、そういったことについても見直しをかけていきたいというふうに考えております。

○成瀬（13番）

先ほど「見直しをかけていく」という答弁がありましたので、本当にこれは早急にやっていくべきことと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。熊本の益城町、本当に災害が大きな所ですが、この益城町では老人施設から避難してきた高齢者や、中には車イスの方もおりました。避難場所に入れず外のテントで一夜を明かし、結局、もとの施設に戻ったと報道がありました。こういう方々のために福祉避難所はきちんと決めておくべきと考えます。辰野町の場合はこの福祉施設の場所というのは、きちんと定めてあるのかお聞きいたします。

○総務課長

福祉避難場所でございますけれども、防災計画では1箇所指定をしております。場所につきましては、老人福祉センターでございます。要援護者に配慮したバリアフリー化が図られた避難所ということで指定をしておりますけれども、こちらについても充足しているかと問われれば、ちょっと厳しいなというふうに思っています。また、避難所の指定ではございませんけれども、協定によりまして社会福祉法人、サンビジョンさんが運営する「グレースフル辰野」、それから「第2グレースフル」、また上伊那福祉協会で運営しております特別養護老人ホーム「かたくりの里」につきましては受け入れ、

全部ではありませんけれども、ある程度の受け入れが可能というふうになっております。

○成瀬（13番）

ただ今、発表していただきまして、一応、福祉施設は対応されているということですが、これも本当に足りるかどうかということがありますので、また更にきちんと対策を考えていっていただきたいと思います。次に避難所生活は時には何ヶ月もという長期になり、精神的ストレスは本当に計り知れないものであります。東日本大震災、そして熊本地震でも避難所の中でのプライバシーを守れる環境整備の声は本当に多く出されたと聞いております。特に女性の皆さんからの声が非常に多かったようであります。「衣類を着替える場所がない」「小さなお子さんが泣いても周りに気を遣わなくてもよい場所がほしい」「つい立が必要」等、避難所内の環境の整備は地震が起きてからではなく、事前にきちんと決めておくべき大事なことであります。町はこういったことについて、どのように決めてあるのかお聞きいたします。

○総務課長

避難所でのプライバシーの件でございますけれども、避難所での例えば、間仕切りをするというようなユニット等の資材はあるわけでございますけれども、当町では常備はしていない状態でございます。ただし、赤十字の方でそういったものを常備している関係で、必要であれば対応していただけるということになっております。また、プライバシーを守るための決まりと言いますか、そういったことにつきましては特に決まりごとを作っておりませんけれども、実際には一般的なモラルをお願いをしているような状況かなと思います。町ではこのようなことから、防災士の方などをお願いしております避難所運営訓練をこれからも積み重ねていただいて、ノウハウを蓄積していきたいというふうに考えております。いずれにしましても、先ほども申し上げましたとおり地域防災計画を見直しているところでございますので、こういった点についても防災計画になるか、あるいはマニュアルになるか分かりませんが、整備をしていきたいというふうに考えております。

○成瀬（13番）

以前、老人福祉施設でHUGをやって本当にこういう方はどこへ入れるか、例えばいんな毛布とか、そういうもの来た時はどこへ置くか、そういうことをきちんとHUGの体験の中でやりました。本当にそのやった時に本当にそのテーブルの上で結構皆さん戸惑うんですね。病人の人はどこへ入れたら良いか、小さいお子さんはどこへ入れた

ら良いのか、本当に話し合いの中で本当に戸惑って、テーブルの上でさえ本当に戸惑って、なかなか進まなかったということを私もそこへ参加させていただいて経験いたしました。実際にこういうことが起きた時には、本当にパニックになってどういうことを、どういうふうにしたら良いかということが、なかなか対応しきれないと思いますので、本当にいつでもすぐ対応できるような状況は、きちんとやっておいていただけたらと思います。次に熊本地震では、4月とは言え避難場所は非常に寒く厳しかったようであり、この避難場所の寒さ対策は必須の課題であります。各避難所の防災対策はどのようになっているか、すぐ対応できるようになっているのかお聞きいたします。

○総務課長

避難所の対策ということは、あれですかね。電気とか水道とかそういった関係のことでよろしいのでしょうか。

○成瀬（13番）

今、お聞きしたのは、この寒さ対策であります。本当に熊本で本当に寒かったということで、先ほど初めの方で避難場所の個数を発表していただきましたが、各避難所の暖房は本当に、例えば災害というのはいつ来るか分からないです。夏ならまだ良いんですが、冬来た場合は、本当に寒さが皆さんどのように、その寒さを凌ぐかっていうことでありますので、その寒さ対策というのは各避難所はきちんとされているかということをお聞きしたいと思います。

○総務課長

おそらく冬場の場合の寒さについてだと思いますけれども、ストーブですとか、あるいはエアコンと言いますか、そういったことだと思いますけれども、特にストーブについては石油ストーブなんかは特に使えるんだと思いますけれども、燃料の関係につきましては以前、石油商業組合とも協定を結んでおりますのでご協力いただけるものと思っています。また、電気を使ったようなストーブにつきましては当然、電力会社であります中部電力さんの方へ、停電時については早急に復旧するような要請を行っていくことになろうかと思っています。

○成瀬（13番）

地震の場合は停電になる可能性が非常に高いです。電気を入れて使うようなストーブとか、エアコンなんかは多分、使えなくなると思いますので電気が必要のないようなストーブという確保もしておく必要があると思いますので、その点もまた今後の課題で検

討していただけたらと思います。次に2番目であります、災害が起きると水道、電気、ガスは止まってしまいます。これらが止まると電気、ガスはその会社の対応で復旧工事をするわけですが、飲料水、また食糧、生活必需品は待ったなしであります。これらは人間が生きていく上でも、最も必要なものです。先日、南箕輪村では大手飲料メーカーが災害時に無料で飲料水を提供する協定を結んだとの記事が新聞に載っておりました。こういったすぐに配給する必要のあるものに関しましては、町の対応はどのようになっているか、お聞きいたします。

○総務課長

それでは私の方からは水道以外の件でご説明をしたいと思います。まず電気についてでございますけれども、先ほど申し上げたとおりであります。中部電力の方へ協力を要請してまいります。また、電気に伴う配線等の工事につきましては、辰野町電気工事事業組合と協定を平成20年に結んでおりますので、そういった形の中でご依頼をしております。飲料水につきましては南箕輪村さんは無償のようでありますけれども、辰野町では平成19年の7月に北陸コカ・コーラボトリングと協定を締結しまして、被災時には優先的に飲料を、こちらは1割、有償提供ということになります。それから生活必需品につきましては生活共同組合コープながの、と平成11年の1月に協定を締結しております。こちらにつきましても災害時には優先的に有償提供という形で協定を結んでおります。また、備蓄食糧でございますけれども防災計画では目安として、人口の5%の2食分ということで謳ってありまして、現在4,500食を備蓄をしております。

○建設水道課長

それでは水道、上水道の関係で、いよいよ自力で復旧が不可能になった熊本地震のような場合なんですけれども、地震と渇水により被害を受けた場合、長野県の水道協会の水道施設災害相互応援要綱により応援復旧等の要請を行うことになっております。もし町で被災した場合ですけれども、まず南信地区の理事であります飯田市へ要請を行います。そこで飯田市から各地区の会員との連絡調整が行われて、まず第一段階として応援業務が行われます。それ以上の大きな被災になった場合は今度、県外への要請が必要になってきますので、次に日本水道協会の長野県支部から全国に7支部あるんですけれども、日本水道協会の中部地方支部へ要請することで国、協会本部、その他関係機関との調整が行われ、応援業務が行われることになっております。先の熊本地震の際も、最大で44万戸を超える断水となったわけなんですけれども、先ほどの協会内の相互応援を定

めた中に地震等の緊急時対応の手引きがございまして、それに基づいて1班は応急に給水を支援する班と、もう1班は今度、応急に復旧をしていく班と2班を最終的に全国の7支部から支援チームが派遣され、概ね1ヶ月で応急復旧を終了したところであります。以上です。

○成瀬（13番）

それぞれの所で協定を結んでいるということで、安心はいたしました但し本当に万が一の時に、このような困ることのないような対応をお願いいたします。熊本地震では避難所にいる方には食糧等が配給されたそうですが、避難所以外にいる方たちに食糧などの配給がなく、大変つらい思いをしたとの報道でした。辰野町といたしましては避難所にいる方以外の方々への対応策も今後きちんと決めていかなければいけないことだと思いますが、そのことについてお聞きいたします。

○総務課長

今、議員ご指摘のとおり熊本地震の際は、そういった場面がテレビ等で報道されておりました。昨日の向山議員さんの方からの「熊本地震からどんな教訓を得られるか」というご質問が最後にあったんですけれども、その時に申し上げようかと思っていたんですけれども、やはり何と言うんですかね、いわゆる支援物資の受け入れの問題。品物はたくさん来ちゃった。必要なものじゃないものがいっぱい来ちゃったとか、あるいは逆に欲しいものは少なかったとか。それから配布に当たっては避難所優先になってしまったとか、そういったことでありましたので、こういったことも教訓にしながら防災計画の方を見直しをしていきたいというふうに考えております。

○成瀬（13番）

熊本地震を教訓に、またぜひ検討をよろしくをお願いいたします。次に熊本地震で避難所生活された皆さんが本当につらい思いをした中に、トイレ問題がありました。トイレの数が少なかった、トイレ環境が劣悪になり水分を摂らずにトイレを我慢し、体調を崩すという健康に悪影響を及ぼす方がとても多くいられたようであります。また、水がなく手洗いができないため、ノロウィルスが発生するという最悪の衛生状況になってしまったのであります。こういったニュースを聞くと辰野町が避難所生活を想定した場合、トイレの数はどうなのか、環境は十分満たせるような対応をされているのかが心配となります。町として決めてある避難所のトイレ数、環境整備はどのようになっているかお聞きいたします。

○総務課長

例えば83箇所の避難所のトイレの数等は、まだ把握をしているわけではございませんけれども、大勢の方がそこに入れば当然不足することは、もう目に見えて分かっております。したがって、町ではどうするかということになりますと、仮設トイレの設置ですとか、あるいはこの後、ご質問ありますけれども、なかなか難しい問題ではありますけれどもマンホールトイレ等も検討しなければいけないかなと思っております。ただ、仮設トイレにしても、すぐにいっぱいになってしまうというようなものでありますので、いくつじゃあ設置するんだとか、そういったことについてもこれから検討しなければいけないだろうと思っております。

○成瀬（13番）

ただ今、マンホールトイレの件が出されましたが、辰野町は辰野病院敷地内にマンホールトイレが整備されておりますが、今後この公園等にこのマンホールトイレを増やす考えはないかお聞きいたします。

○総務課長

辰野病院にマンホールトイレっていう件でございますけれども、現在4基設置できるような状況でございます。その他の施設と言いますか、公園ですとかには設置できる場所は現実ありません。できないという状況でございます。また、大きな管がないといけませんから、そうなりますと公道上に本管があるわけでございますけれども、そちらについては現時点では設置できないというような状況でございます。新たにこういったマンホールトイレを設けるには大規模な工事が必要になってくるということでございますので、なかなか難しい問題だというふうに考えております。町では現在、トイレの関係につきましてはダンボールトイレ、家族4人で3日分のトイレが20箱、それから携帯のトイレを33回分とりあえず備蓄をしております。

○成瀬（13番）

先ほどマンホールトイレは公園等には設置できない状況になっているということですが、大きな工事ということですので、今後、設置できない、大きな工事ということは、じゃあ今後全く公園にはマンホールトイレというのは設置する考えはないんでしょうか。

○建設水道課長

先ほどから出ています町の防災計画の中で、災害時のマンホールトイレを検討して造っていくということになりますと、国交省でも防災安全交付金事業っていうのがありまして、今、下水道は耐震化の事業をその交付金でやっているんですけども、その中にマンホールトイレシステムっていう交付金事業の対象となる事業がございますので、まずは町の防災計画において、そのマンホールトイレの設置について検討していただいて下水道部門において、この交付金を受けて事業化をしていくというような流れになるかなと思います。併せて、その交付金事業を実施する場合は下水道の総合地震対策計画においても計画を載せていく必要がございますが、そういうような交付金事業で国が行う事業があるっていうことは、こちらの方でも認知しております。以上です。

○成瀬（13番）

交付金があるということでまた今後、また検討していただけたらと思います。私がこのマンホールトイレについて質問いたしましたのは、国土交通省は今年の災害時に対応できるマンホールトイレの運用指針を発表しております。高齢者や障がい者でも利用しやすく、環境も良いと言われております。いつ、災害は起きるか分かりません。町民の皆さんが安心して暮らせるよう、あらゆる事態を想定し、日ごろから備えていくことを要望いたしまして、この項目の質問は終わります。

次に2項目めであります。町の姉妹都市交流について質問いたします。辰野町は現在ニュージーランドのワイトモ、千葉県の大原町と姉妹都市交流を行っております。ワイトモとの交流は昨年20周年を迎え、毎年3月には中学生のホームステイを受け入れていただいております。大原町からは毎年ほたる祭りに来町していただき、ともに本当にうれしいことでもあります。姉妹都市交流は民間から始まった交流でありまして、長い歴史を刻んでおります。民間主導で行ってきたことにより、携わった皆さんが一所懸命となり交流のために働いてくださっていることに、心から敬意を表します。辰野町は一昔に比べ、ホテルの里の町として県外にも名前が知れ渡ってきているように感じます。辰野町の将来の発展を考えた時、もっと積極的に外に打って出て姉妹都市交流を増やしても良いのではないかと考えます。そこで質問いたします。ワイトモ、大原町とはこれからも大切に交流を続けていくべきと考えます。その上において、観光、産業、農業また、更に災害時においての協定、それらの面で辰野町の発展に繋げられる新たな姉妹都市を作っていくべきではないかと考えます。これから辰野町を担っていく若い世代の方々の財産にもなると思います。町の考えをお聞きいたします。

○まちづくり政策課長

辰野町、今、ニュージーランドのワイトモ・ディストリクトと国際姉妹都市提携を行っております。また、国内では千葉県の鋸南町と、これは友好都市の関係にあります。2つとも本当に良い交流が今できておりまして、特にニュージーランドのワイトモにつきましては昨年、姉妹都市提携20周年を迎えまして向こうからはブライアン・ハナ町長はじめ、9人の子どもたちを含むワイトモの皆さんを迎えたり、また議員おっしゃるとおりに辰野町の中学生のワイトモへのホームステイですね、こちらの方ももう交流人口は中学生で191名、また高校生も21名交流ということで、その体験がその後の子どもたちの人生を大きく変えたというような話も聞いておりまして、大変、有意義な交流になっているのかなと思います。またワイトモとの交流につきましては、確かにきっかけにつきましても信州豊南女子短期大学の時代ですね、現在の豊南短期大学なんです、ニュージーランドの国立クライストチャーチ教育大学、現在のカンタベリー大学ですね、こちらと交流協定を提携する中で、土ボタルが生息する洞窟があるということで有名なワイトモとゲンジボタルの辰野町が交流したら良いのでは、ということから始まったと聞いております。また、千葉県の鋸南町につきましては昭和42年から両町の青年団の交流が始まり平成元年度に提携しまして、以来27年度を経過しまして、いろいろな交流が今、行われております。特に最近では、例えば指定管理でお願いしておりますパークホテルの管理業者が鋸南町フェアを開催していただいたり、日本水仙や干物などを鋸南町から仕入れてホテル内で販売していただいたり、また町内出身者のレストランでは鋸南町から魚を定期的に仕入れ、好評を得ているなどという話も聞いております。こちらでも民間レベルの交流に繋がってきておりまして、また平成10年には災害時における総合応援協定を鋸南町と締結しまして、平成18年の辰野町の豪雨災害の際、また東日本の大震災の際ですね、そういった時にもお互いに連絡を取り合い、物資等の心配をし合ったりして良い関係が続いているのかなと思っております。ただ姉妹都市提携をしている都市同士には自然環境が類似しているだとか、歴史的または文化的な繋がり、あるいは提携前から町民レベルで交流しているなど、姉妹都市あるいは友好都市となるべく理由や提携のきっかけになる事象があったのかなと思います。交流自体も人的交流、文化交流、更には技術、経済交流といった共通の目的を持ち、総合協力まで発展していくものであり、その効果は計り知れないものがあり、町の発展や元気づくり推進にも寄与する良い

きっかけかなと思っております。ただし、やっぱり相手があることでありまして、提携の理由、きっかけ、提携に至る過程は重要なことかなと考えているところであります。議員に言われまして私も思いつくものを考えてみましたけれど、例えば小野光賢、光景の横浜市だとかですね。こちらちょっと横浜市ですので規模的に相手が受け入れてくれるかなという感じもしますが。また「たつの」の名前で兵庫県たつの市、ちょっと遠いかなとも思いますが。また現在ホテルサミットにつきましては全部で7市町が参加しているわけなんですけど、ちょっと辰野町につきましては休会をしておりますので、またちょっと再開をしないと無理かなと考えているところであります。ホテル繋がり市町村ですね。あと町花が福寿草と一緒に奈良県の河合町や高知県の大豊町などがあるそうです。今、これ思いついたこと言いましたけど、やっぱりでも思いつきの交流でなくて、また行政的な交流ばかりでなくて、民間レベルの交流など今までの下地があって初めて提携がされるものだと思うので、すぐにとということではなくて長い目で検討していく構想かなと思っております。

○成瀬（13番）

私もこの質問にあたりまして、どこか良い姉妹都市交流できる所はないか一所懸命考えましたが、ちょっとなかなか思いつかなくて非常に残念ですが、この新たな姉妹交流を始めるにあたりましては、ワイトモもそうですし、鋸南町もそうですが、どこが良いかということは、やはり町民の皆さまから募集して、長い目で見て今すぐにとということではありませぬので、長い目で見て町民の皆さまから募集していただいて、民間主導で行っていくことというのが本当に長続きいたしますし、一番良い方法と考えますが、町長どのようにお考えかお聞きいたします。

○町 長

今、おっしゃられたとおりだと思います。相手もあることですので、じゃあ、こっちが「お願いします」って「はい」っていう話には、なかなかないと思いますので、きっかけとか、そういったものを大切にして今言われたような、これから先どういうふうになっていくかちょっと分かりませんが、そういったことを進めながらお互いに必要だなってこう思う所があれば、そういったものも進めていく、そういうことではないかとこんなふうに思っています。決して、なければならぬ、やらなきゃいけないとか、そういうことでもないわけでありまして、お互いが必要であれば、とこんなふうに思っています。最後はちょっとよっこなことだったかもしれませんけれども。行政

同士だけっていうのは、なかなか人が代わってっちゃうと言うんですかね。そうすると疎遠になっていったりとか、いろいろ考え方も変わってきますので、そこらへんのところが非常に厳しいところがあるかなと思います。おかげさまで辰野の場合には、うまくやらせていただけてますけれども、特にここのところ町村合併が一気に進んじゃって、対象になるようなところが極端に減っちゃったんで、そんなこともあるんじゃないかってこんなふうに思います。

○成瀬（13番）

本当に町民の皆さまからアイデアをいただければ、必ず辰野町のためになる姉妹都市交流の所が出てくると思いますので、また検討してもらえたらと思います。自分にとっての良い友だちは、たくさんいた方が良いということと同じで、町の発展、子どもたちの将来に繋がられるような姉妹都市を多く作っていくことは非常に大事なことであり、また井の中の蛙ではなく、広い外に向かって出ていくことも大切かと思えます。辰野町の将来像を考える中で、ぜひこの姉妹都市交流を増やすことを検討していただくことを要望いたしまして、一般質問を終わります。

○議長

ただ今より暫時休憩といたします。なお、再開時間は11時40分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始	11時	26分
再開時間	11時	40分

○議長

再開します。質問順位10番、議席8番、小澤睦美議員。

【質問順位10番 議席8番、小澤 睦美 議員】

○小澤（8番）

議長より質問の許可をいただきましたので、通告しました2件について質問させていただきます。1件目は大きな件名ですが、新日本歩く道紀行100選の認定後の対応について質問します。最初に横川溪谷原生林トレッキングについて質問いたします。「子ども広報」の特集で辰野町の良い所として紹介されたり、年間を通じて観光客が訪れる横川溪谷のかやぶきの館から横川ダム、国天然記念物横川の蛇石、三級の滝までの距離にして往復17キロメートルが横川溪谷原生林トレッキングの名称で「新日本歩く道紀行100選」シリーズの森の道部門に認定されました。認定にあたっては町からの応募推薦

をいただき、日本各地から応募があった中から森の道部門に認定されたわけですが、新日本歩く道紀行選考委員会の認定にあたっての選出趣旨とか、選考基準等はどのようなものであったのかお尋ねします。また、先ごろこの事業に対し長野県の地域発元気づくり支援金の交付決定がなされ、ルートマップの作成や案内看板の製作等が進められるということですが、そのほかに具体的な事業がありましたらお伺いしたいと思います。

○産業振興課長

それでは、この森の道の部門 100 選に認定されましたその趣旨ですとか、選考基準をご案内申し上げまして、更に、地域発元気づくり支援金の内容が今進められておりますので、まず、そのへんのところをご説明をしたいと思います。町を代表とするこの横川溪谷を観光資源として広くPRできると考えて、町担当課としましてはこの「新日本歩く道紀行 100 選」に応募をいたしました。その結果、平成27年 9 月30日に 100 選の中の10の部門のうちの1つ「森の道」に認定をされたところでございます。かやぶきの館を基点とし横川ダムから蛇石、蛇石のキャンプ場、そして三級の滝に至る、片道 8.5 キロメートル、約歩いて 2 時間、往復17キロメートルのコースでございます。コース上には日本一のかやぶきの館、これは高さ13メートル、幅43メートルを誇るものでございます。また横川ダム、これは紅葉の季節のビューポイントとなっております。また横川溪谷、こちらは清流と新緑、それから紅葉の時も見ごろの場所でございます。また国の天然記念物蛇石がでございます。またその蛇石のキャンプ場には炊事場ですとか、トイレがでございます。三級の滝は落差50メートルの3段の壮大な滝でもございます。この道の選出の趣旨でございますけれども、「新日本歩く道紀行 100 選」シリーズの選考基準はホームページにも載っておりますが、3点大きな趣旨がでございます。1つ目が地域の誇るべき道を選び、道を歩く旅づくりによる新たな道資源を活用した活力の創出を目指すことを主たる目的としてるということで、地域の経済活力の創出という側面がでございます。また2つ目には、日本の風土国土の再認識と道の再発見を行い、未来に伝える道の遺産づくりを目指す。3番目にアウトドアスポーツ、ウォーキングとしてのツーリズムウォーキングを発展させ、健康づくりと国内外の観光促進を伴った経済の活性化に寄与することを目指す。この3つでございます。また、選考基準は以下のとおり、評価項目によって評価が行われました。まず、大きな2つがでございます。1つ目はテーマを理解するとともにテーマに十分合致しているか。2つ目として歩く人にとって安心安全で快適な道であるか。この2つ目の基準は更にA～Eまで分かれております。まずA、歩きやすさ。

B、トイレ、休憩所がコース上にあるか。C、救急対応がとれるか。D、水や食料を調達することが可能か。E、ガイドの配備や案内施設はあるか。というような基準でございます。全てをこの私どもの道が満たしているかどうかはともかく、こういった基準でこのたび選ばれました。また、地域発元気づくり支援金でございます。町はこのコースを観光モデルコースと位置づけまして、本年度の当初予算に盛り込み、本年度、地域発元気づくり支援金の申請をし、このほど採択をされました。この事業の概要を説明を申し上げます。事業費は147万5,380円。うち、支援金は89万5,000円でございます。事業の概要はソフトとハードに分かれておりまして、ソフト事業は63万5,680円。具体的に申し上げますと観光ルートマップの製作、これは1,000部を予定しております。観光ルートマップ製作のためのワークショップ、こちらは総務省に登録されている地域人材ネットの専門家をこちらに招いて現地調査とワークショップを開催する。そのことで将来の観光ガイドボランティアの育成の啓発も兼ねて実施する予定でございます。また、ハード事業では83万9,700円でございますが、具体的には観光ルートの看板の製作、設置を考えております。総合看板を1基、かやぶきの館に設置をいたします。またダム、蛇石、それから終点の三級の滝に3基を予定しておりますが、この3基につきましてはスタンプラリーを組み合わせた、形は鳥の巣箱で開けるようなことを考えておりまして、そこにスタンプを入れておきましてマップを片手に持って行って、そこを經由してスタンプを押していただくと戻ってきて、かやぶきの館でタイアップサービスを受けられるというようなことを、今考えております。以上です。

○小澤（8番）

今の趣旨等をお聞きして、また支援金の関係も大分投入していただけるということで、そうしますと今後多くの方々がこのトレッキングの方に参加いただけるんじゃないかということで、活性化が期待されるわけですね。それにはやっぱり地元をはじめ、多くの方々が協力して観光地としての位置づけをなさなければいけないように思っております。それで次に、そのための関係で横川溪谷観光開発協議会、これ仮称なんで、私が勝手に付けた仮称ですけど、設置について質問します。今、展開によりまして多くの方が訪れるということで期待するということをおっしゃったけれど、反面、横川ダム周囲も支障木によりまして現在ダム湖が見えなかったり、三級の滝に行くにしても大水が出ると滝に通じる歩道が寸断されたりと、せっかく訪れた方々をがっかりさせてしまい、「あそこには行っても駄目だ」との風評が立つのではないかというふうに危惧しており

ます。そこで訪れた方々に「来て良かった」と思っただけのような方策として、川島区をはじめとして横川溪谷に関係する団体、例えば日ごろから横川ダム公園の清掃管理をしている団体とか、県の山の日に合わせてイベント等を行い、蛇石のPRを行っている団体、またダム湖周辺に紅葉等植栽し、景観づくりを行っている団体等と、そして今回事業展開の中で最も重要な、蛇石から上流の林道を管理していただいている中部森林管理局南信管理署、またダム管理を行っている長野県の建設部や自然エネルギーの普及拡大を図ることを目的に今月視察がありますけれど、横川ダムにおいて水力発電を検討している長野県の発電事業所等を網羅した横川溪谷観光開発協議会、これ仮称、先ほど言いましたように仮称ですけれど、協議会を町の観光協会が主体となって立ち上げ、横川溪谷を長野県内だけでなく国内有数の観光地に育て上げる考えはないか、お伺いします。

○産業振興課長

既に、採択を受けております地域発元気づくり支援金の事業の実施にあたりましては、協働性のある高い事業でございますので、地域の個人、団体などと連携して取り組んでいくことが前提となります。したがって、そういった地域の取り組みの団体との連携というのは非常に重要になります。基本的には外からの人、観光客ですけれども、が集まり、交流が促進され地元にも経済効果があり、更には移住定住が促進されるといった川島地域の振興策をいろいろと検討する場というものが、まず大事になろうかと思えます。したがって、協働して川島地域の振興策を検討する、例えば最初は研究会とか意見交換の場ですとか、懇談会とか、そのようなものを考えてまいりたいと思えます。既に地域づくり支援金の事業が開始されておりますので、しっかりした協議会とかそういうようなものについては研究の先にあるかと思えますので、現時点では地域と協働して研究を進める組織づくりを、まず作らせていただこうと思っております。構成メンバーとして考えられますのは、川島区。先ほどご案内のとおり特に源上地区につきましては横川ダム周辺の毎年、景観、植栽の伐採とか草刈等でご協力をいただいておりますし、蛇石を愛する会の取り組みも、蛇石のトイレの清掃作業などを委託をいただいております。また、基点となるかやぶきの館の指定管理者、それからご案内のとおり南信森林管理署、国の機関ですね。それから横川ダムを管理しております長野県。具体的な管理は伊那建設事務所になろうかと思えます。こういった組織がお互いに1つの場所で意見交換できるような場づくりが、まず必要になろうかと思えます。その際に国や県

の機関との連携というものも絡んでまいりますので、町観光協会が主体とするのが良いかどうか、まずは行政としてその場の事務を担っていくことが良いのではないかと思います。既に、国、南信森林管理署と町と私ども事務局レベルで協議を進めてまいっております。以上です。

○小澤（8番）

今、町の方が主体的に取り組んでいただけるということで、そのことによって本当に地元としても、まとまってきたというように思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。次に先ほど言いましたトレッキングの方に非常に重要になってくる林道の関係ですけれど、現在、蛇石から上流への林道が蛇石の入り口の前後にあるゲートによって一般車両は通常入ることができなくなっております。また歩行者が林道に入るにはゲートのちょっと山側にあります幅50センチほどの歩行者入り口っていうように案内された入り口を、体を横にして入るような方法しか林道の方には入っていきません。この林道も狭い箇所があったり、曲がり角などで歩行者が車両とのすれ違いの際、危険な思いをすとのことです。普段は木材の搬出や治山工事の車両等が通行することから、整備管理されているっていうふう聞いておりますけれど、冬場から春先にかけては、やっぱり雪や凍結から山側から土砂が崩壊するとか、落石があるののことを聞いております。このような道路事情を考えた場合に現在、一ノ瀬にあった横川森林管理事務所が無人化されておりますので、連絡等不都合になってくると思っておりますし、トレッキングの多くの方々を迎えるっていうのも若干不安があります。しかしながら、ゲートから上部は秋のマツタケ、ご存知のようにマツタケとか山菜の宝庫でありますし、また横川ダム建設のきっかけとなりました、死者10名を出した横川の谷にも大きな被害をもたらした36災害の跡地。また日本でも有数なマンガン鉱山であった浜横川鉱山跡や、三級の滝は風景林として南信森林管理署管内のレクリエーションの森として紹介されるなど、歴史的にも希少な観光資源が数多くあります。今回の横川溪谷原生林トレッキング認定によりまして多くの方々に横川溪谷の歴史や原生林の景観、豊かな自然を体験していただくためにも、安心して体感していただくために横川森林管理署並びに林野庁にお願いして早急に道路の拡幅工事を実施していただくことができないか。またその後、最近、併用林道というようなことが言われているわけですが、拡幅後に併用林道としてもらえるような協議に取りかかっていたいただけるような、町としての考えはないか合わせてお伺いします。

○産業振興課長

3月以降、事務レベルで国と協議をしまいでありますけれども「最初から併用林道化という協議ではなくて、課題をまず整理することから始めてまいりましょう」ということで進んでおります。先ほどの研究会、意見交換の場もですね、その課題を整理する場と捉えていきたいと思っております。例えば、現在の蛇石のキャンプ場に設置をされておりますゲート、これは将来的に一般開放することだけでは地域振興にならないでございましょう。先ほどの原生林トレッキングのような案内看板を設置するのも1つの地域振興の1つなんでしょうけども、町議ご案内のとおり、トレッキングコースを安全に歩いて自然を満喫するというためには、逆に一般車両の通行を制限した方が良いという見方もできると思います。現道でトレッキングをじゃあ、楽しむ場合でも確かに今のままでは転落や落石の危険はあるということで、そういった所をコースとして指定している関係で、そういった危険性のある程度認識をしたり注意を促す中で、理解をしながら自然環境を楽しんでいただくというところからスタートせざるを得ないのが現状でございまして。現道の維持管理につきましては、現在、管理する国の方で通常維持補修を行っていただいております。このまま、ここで併用林道化したとしても、例えば、同様の管理が引き続き100%やっただけというふう聞いております。しかし、国が現道を拡幅することにつきましては、現在の段階では検討には上がっておりません。現在の標準幅員は3.6メートルと聞いておりますが、国が国有林を管理する中では充足をされておまして、今後の拡幅については困難であると聞いております。また、高規格の林道なり幅を広くするっていうことになりますと、なかなか今の段階では実現性は難しいということになるかと思っております。林道と言いますのは、受益者の道ということでございまして、今の受益者は国の管理下にありますから国なんですけど、川島地区の振興のために良い選択を検討する必要があるかと思っております。今、町議おっしゃられたように、例えば国有林内では春は山菜、秋の味覚のマツタケなどを楽しむことができます。これを国有林内を一定の区域管理とするような協定を締結することで、逆にその管理の中で林道の方をゲート管理で開け閉めするというところで、受益となる川島地域の振興策に繋げることもできるのではないかと聞いて、提案をいただいております。併用林道となりますと国と協定をまず締結をしまして、その上で町道認定、あるいは林道認定ということになるわけですが、町は道路管理者としての大きな責任を負うことになり

ます。特に道路の維持管理と言うよりも安全管理面での対策が当然求められてくるわけ
でございます。そのような状況の中で今後、慎重に検討をしてまいりたいと思いますが、
そういったご意見も意見交換の場の中でまた協議をしてまいりたいと思います。以上で
す。

○小澤（８番）

やっぱり、先ほど課長さん言われましたように、課題の検討する場を作っていただけ
ということですので、その前に国、先ほど言いました森林管理署の関係とか入れてい
ただくことによって、先ほどのゲートが少しでも本当に行きますと真正面に黒々とした
ゲートが立っているっていうことは、トレッキングに行った方々も恐怖までは感じない
でしょうけど「あれっ」っていうような雰囲気にも陥る可能性があると思いますので、ぜ
ひ今後も課題検討する中で、皆が楽しめるような林道にさせていただく努力をいただき
たいというふうに思います。以上で、今の１項目めの質問は終わります。

件名の２番目の川島小学校の教育環境について質問させていただきます。まず、川島
小学校の現状についてですが、私は最近知人等から「川島小学校はどのような状態か」
とか「大変だね」と聞かれる機会が増えました。それに対し私は「今年は１年生が特任
校制度で入った子どもが１人で、全校では１４人」と答えますと、多くの人は「それは子
どもが、かわいそうだ」と言葉が返ってきます。「私もそう思う」と答えますと「何と
かしてやらないと」と言われます。しかし、何とかしてやりたいと思っても条例、
規則にあるように学校の運営に関する決定権は教育委員会にのみあって、私たち議員
には質問する権利しかありません。したがって引き続き川島小学校の質問をさせてい
だきたいと思います。昨日の宇治議員さんの一般質問における辰野町立小中学校あり方
検討委員会についての質問の中で、教育長さんは町内全体について協議し、今朝の新聞
によりますと、来年というような結論が書かれていましたけれど、「１年半以内には結
論を出したい」というような答弁をいただいたと思います。しかしながら来年度という
のは、すぐそこまで来ている川島小学校の来年度入学児童の保護者にとっては、そんな
悠長なことは言っていられない気持ちだと思います。答弁も「あり方検討委員会に委ね
る」というような答弁でなく、今年度の中の教育委員会としての、どのようにするか
の答弁をいただきたいと思っております。最初に川島小学校の現状認識についてお伺いし
ます。先ほど言いましたように、私の周りの多くの人たちが今の川島小学校の子どもた
ちの教育環境はかわいそうだと言っていることをお話しましたが、辰野町教育委員

会は、川島小学校の子どもたちの現状に対し、かわいそうだと思っているのか、どのように感じているのかについてお伺いしたいと思います。

○教育長

小澤議員の質問に答えたいと思います。まず地元議員として、川島小学校及び川島区のことを常に真剣に考えておられるって大変ありがたく思います。川島小学校は川島区にとってみますと、これ大変重要な課題であり、地域の皆さまにとっても大変大きな関心を寄せている問題だろう、ということは私自身も強く感じております。ただ今、率直な感想をお聞きしましたが私、同調できる部分もありますけど、やや疑問も一方では感じております。「少人数でかわいそうだ」と言う、一面を捉えるとそういう感想も確かにあると思われれます。しかし現在、通学されている児童の姿だとか、児童の声、あるいは川島小に子どもを入れている保護者の声、更に先生方の姿勢を見る限り、子どもたちにとって、はっきりとした自分の居場所があると。そして一人ひとりの児童の目が輝いて、充実した毎日を送っている。そして先生方や地域の方々との関係も大変良いということなどで日々の生活に不満はないとこう聞いております。私自身も個人的に何回も川島小を訪れて実際に見て、一所懸命の子どもたちであるなあ、ということを感じております。学校を外から見る目と中から見る目のやはり多少、違いがあるのかな、温度差があるのかな、そんな感じをしております。以上ですが。

○小澤（8番）

今までも教育長さんからはそのような感想の中で、進めてきていただいているというふうなふうに思っております。後で質問事項もありますので、その今の感想については、そのとおり教育長さんの感じ、というふうに解釈させていただきたいと思っております。次に通学区の指定校変更、通学区域の変更について質問させていただきたいと思っております。私は先の議会においても川島小学校に入学直前の子どもが1学年1人など、極端に減少している現状から子どもを大勢の子どもたちがいる学校で学ばせたい等、さまざまな理由から川島を出て行ってしまおう。それも3世帯同居の家庭が多い。このことが続くと後継者がなくなり、川島の消滅に繋がりがかねない、との思いから「児童の個別の事情や、家庭の特別な事情により教育的配慮が必要と認められる場合を適用し、小学校の指定校変更を認めることができないか」また、「通学区域の変更に取り組んでいただく考えはないか、お伺いします」というような質問を3月議会にしております。教育長さんはその議会において「前回の12月の議会でも同様の質問を出されて、先月2月の定例の町の教育

委員会においても教育委員の皆さんとこのことについて議論をいたしました」というその中で、町の情報公開請求によりまして2月の26日の教育委員会の議事録を見させていただきましたけれども、「教育委員会としては現在の通学区制度がある以上、通学する所にもし行きたくなければ、その時は住所を移して行くよりしょうがない」というような原則的にはそういうことであり、「特にということであれば、個別に相談を」ということが教育委員会としての答弁であったと思います。もし、そうであるならば、どのような場合に辰野町の場合、変更を認めていただけるのでしょうか。前回の質問に対しまして教育長さんはプライバシーにかかわることだからということで、具体的な回答はいただけなかったわけですが、指定校を変更していただきたいという保護者の方の理由の中には、文部科学省の公立小学校、中学校における学校選択性等についての事例集に例として掲載されている、保護者が共働きであるための指定校変更や、辰野町では8項目しか掲載されていませんが、指定校への通学が地理的に困難と認められる時など、札幌市のように詳細に具体的に23項目にわたり、指定校変更を認めている市町村等があります。これらの例を見ますと、現在、川島地区から出て行ってしまった家庭の多くが、大人数の学校で子どもを育てたいという理由のほかに、これらの項目に該当しております。この理由が認めていただけるなら再び川島に戻って来ていただくと同時に、川島を出る必要がなくなる家庭が増え、人口の減少防止に繋がるとは思いますけれども、先の指定校変更理由に認める考えがあるかお伺いします。また、来年度入学児童のように6歳の1年生児童、それも女の子児童が人家もなく、片側が崖で、その途中で車も入れる奥深い沢があり、片側が横川川の道を、夏場はともかく冬場は薄暗い中、1キロ近く通学しなければならない。また、最近はイノシシやシカ、サルが出るような命の危険がある通学を強いられる通学環境のような場合はどうか。通学区変更該当するかお伺いします。なお、この子どもの場合、今、言いましたように来年度の入学にあたるわけですが、指定校変更が認められるかどうかの連絡は、いつごろまでに行われるのかお伺いしたいと思っております。と言いますのは毎月、教育委員会が開かれているというふうに聞いておりますけれども、これも順次、送られてまいりますと子どもの保護者にとっては生活基盤が成り立たなくなるということがありますので、今のような質問になりました。合わせてお伺いします。

○教育長

議員の質問にお答えしたいと思います。まず、定例の教育委員会の中で現状は大事に

されるべきだということのわけですが、この意見、これは一般論として、住所が決まれば指定校制度ありますので、学校も自然とこう決まると。ですから指定校以外の学校へ行く場合には、住所を移さなければ駄目なんですね、とそういうことになってくるわけでございます。ですが、先ほど議員も言われるように特別な事由というものが様々ございますので、その場合にはぜひ教育委員会に相談いただきたいと、これは今も変わっておりません。そこで義務教育の中で指定校を変更するというのは、そう簡単にはできることじゃないわけですが、ただ、さまざまな状況を私も認識しております。私自身も、それから教育委員会においても、今のこの川島の状況、重く受け止めております。ですから毎回、議論を重ねているわけでございます。私も川島小、及び川島区のさまざまな現状、それから今後を考えた時、更にここであり方検討委員会が立ち上がるというこの今を考えた時に、ほぼ毎日、この問題をどうしたら、どうすることが良いのかってというのは頭を悩ましていることでございます。正直なところでございます。毎日悩んでおります。従来どおりの指定校「こうだから、このままいくよ」というふうに言い切って良いものかどうなのかっていうところは、正直なところこう悩んでいるところでございます。一方ではやや弾力的に考えても良いのではないかと、そんな思いもよぎるわけで、結論はまだ、私自身も町の教育委員会としても出してございません。教育委員の皆さんもこれ毎回、課題として持ち帰って検討いただいて、またってということになりますので、現段階では、しばらく時間をいただきたいと、これしか答えようがございません。

○小澤（８番）

今、迷っているということで昨年度、昨年度って言うんじゃないんですけど、私が議員になってからもずっと迷っていただいているわけですが、なるべく早い結論を出していただければ、先ほど言いましたが、この保護者にとってもどうするかって言うことは、もう半年しかありませんので、余計に混乱すると思いますので、ぜひ早急に結論を出していただきたいというふうに思いますし、また今、先ほど言いました子どもの例ですけど、一ノ瀬に今、小学校があるわけですが、その上の子どもたちは今６年生が４人います。その６年生の４人の子どもが来年度、卒業してしまいますと、６歳の今、言いました小学校１年生が１人だけで通わなければいけないということになります。その時に最近の行動見ましても、子どもの被害等ありますわけですので、そのような命の危険まで冒しても通学区の変更を認めなくて強いて行くのか。それはやっぱり学

校の制度と子どもの命ってということに関わってくると思いますけれど、やっぱり最初に考えなければいけないのは、子どもの命だというふうに思いますので、ぜひ、早急な結論をお願いしたいと思います。次に特定地域選択性導入によります不公平の解消と地域からの児童転出の解消について質問いたします。ご存知のように川島小学校は平成25年度より児童確保のため特認校制を実施しています。この特認校制というのは、文部科学省の用語解説によりますと学校教育法施行規則第32条第1項により、保護者の意見を踏まえて、市町村教育委員会が就学校を指定する場合を学校選択制と言い、全ての学校のうち、希望する学校のに就学を認める自由選択制とか、ブロック内の希望する学校に就学を認めるブロック選択制などのうちの1つに特認校制があります。これは従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、市町村内のどこからでも通学を認めるものという制度です。この特定の学校というのが川島小学校であり、川島地区以外の町内の児童は、現在の住所のある通学区域内にある小学校と川島小学校のどちらかを選択できますが、川島地域の児童は川島小学校しか選択できない、このことが今までも入学する児童の保護者から見た場合、不公平だと言われておりますし、私も何回もそのような質問をさせていただきました。平成24年に特認校制導入に際しての教育委員会による川島区議会での説明会の「長野日報」の記事によりますと、「これまでの経緯や制度の概要を説明、町全体での通学区の見直しは保護者や地域の反発も大きいと予想されるため、川島小学校のみ特例として学区外児童を受け入れらるよう規則を改正して対応するとした」とあります。この記事は多分、当時の教育長さんの言葉を記者さんが要約して載せてもらったと思いますけれど、素直に解釈しますと、本来は町全体で通学区の見直しをやるべきであるが、それだと保護者や地域の反発が大きい。したがって、反発が少ないだろう川島小学校のみに限り実施し、とりあえず平成25年度の入学児童確保に間に合わせよう、という考えがあったのではないかというように思います。このことから平成25年度の入学児童1人が確保され入学式が実施されたので、特認校制導入は間違っていなかったと思います。しかし、川島小学校の児童に対しては通学区見直しを町全体で取り組んでいただけるチャンスが失われたことから、不公平だというふうに思わざるを得ません。特認校制は学校選択制のうちの1つですが、従来の通学区域は残したままで特定の地域に居住するものについて、学校選択を認める特定地域選択制という制度があります。この制度を川島地域に導入できないでしょうか。導入されれば、これから入学する児童、先ほども言いましたけれど川島地域から出て行ってし

まった保護者も安心して子育てができるようになると思いますが、導入する考えはあるか、お伺いします。

○教育長

議員の質問にお答えをしたいと思います。私もその当時の「長野日報」の記事には目をとおしてございます。議員、ご指摘のような文言、確かに書かれておりました。何とか児童数を増やしたいという願いから、川島小学校へ特認校制度を導入した当時ですね、町の教育委員会も、それから川島小学校のPTAも、そして川島区も、これが最善の策だとして、こう検討されたという認識を私持っております。このことは議員も同じ思いだと思います。今までの議会でも何回か答弁させていただきましたけれど、教育委員会では現在のこの特認校制度、川島小学校には町内どこからも来ますよ、という、これにつきましては不公平だという解釈はしておりません。これ今でも変わりません。伊那の新山小学校でも、新山地区の方たち不公平だと多分、思っていないだろうと思っております。ただ、その一方で川島地区からの児童転出は情報として私も掴んでおります。確かに、将来的に川島地区の人口減少というのは川島地区の衰退に直結する大きな問題でございます。議員提案の特定地域選択制については、これ教育委員会でも先ほどの答弁と同じですけれども、検討をさせていただいておりますので、先ほどと同様にしばらく時間を、同じものだと思っても、私自身とすれば、先ほどのものと同じというふうに認識をしておりますので、しばらく時間をいただきたいと。

○小澤（8番）

検討している段階という回答をいただきましたんで、なるべく早く検討をいただければと思います。次に特認校制、今の話の中でも言ったんですけれど、特認校制の今後について質問させていただきたいと思います。川島小学校に特認校制が導入されて、今年度、導入後4年が経過したわけですけれど、導入後4年間の入学状況を見ますと、25年度、特認校児童1人、地元川島児童0人。26年度、特認校児童2人、地元川島児童0人。27年度、特認校児童0人、地元川島児童2人。28年度、特認校児童1人、地元川島児童は0人。このように平成25年度に学校創立以来初めて、入学者がいないという危機感から導入した特認校制度は入学者を確保している点からは目的を果たしていると言えるかもしれません。しかし去る1月23日行われた川島の未就学児童の保護者との懇談会の様子をお伺いしたいわけですが、この席には教育長さんと前の課長さんが出席したというふうに聞いておりますけれど、私も出席した保護者の話を聞きますと、今後自分の

子どもを川島小学校に入学させたいと希望している保護者はどのくらいいたというふう
に感じたのでしょうか。その席に参加した、先ほど言いましたけれど、私が聞いた範囲
では、ほとんどいなかったというように聞いております。教育長さんはどのようにその
雰囲気を感じたのでしょうか。入学するという意思があるかどうかということなんですけ
れど、よろしくをお願いします。

○教育長

私自身も議員、指摘のとおりと認識しております。ですから先ほども言いましたけれ
ど、だから私毎日、頭を悩ましていうこういうことになります。

○小澤（８番）

悩ましているということでお答えいただいたんですけれど、これから検討するという
ことですので、参考としてちょっと話させていただきませうけれど、今年度の先ほど言
いましたように学級編成から見ますと、今年度６年生は４人ですので、来年３月にこの４
人が卒業後の来年度の学級編成は、６年生３人は川島の児童。５年生１人は特認校児童。
４年生３人は特認校児童。３年生２人は川島の児童。２年生１人は特認校児童。１年生
は先ほどの話じゃないですけど、川島の児童０人の可能性があります。これを全校１０人
の児童の内訳で見ますと川島の児童は５人。特認校児童５人と半々になりますけれど、
児童の家庭数は川島の家庭３軒に対し、特認校児童の家庭４軒と逆転します。このこと
は教育長さんが常々言われている「地域にとっては学校は『おらが学校』でなければな
らない」と言われている小学校とは異質な小学校と思われま。ちなみに伊那の先ほど
出ました新山の場合は、２７年度だと思えますけれど３０人、半数の児童は新山の生徒で、
あとの１５人が特認校制度で入っているというように聞いております。その関係で特認校
導入の目的、児童の減少は同年代の友だちが少ない児童に影響を与えるだけでなく、常
にＰＴＡ役員を務める保護者の負担。地域においては活力の衰退に繋がるなどの問題が
生じることを避けるために導入した特認校制が、今では逆に同年代の友だちが少ない児
童に教育環境面から、これは先ほどの教育長さんとの見解とは違いますけれど、大きな
マイナス面の影響を与え、常にＰＴＡ役員を務める保護者の負担が増すなど、ますます
目的に反している状況を作り出していると思えます。この保護者のＰＴＡの関係なんで
すが、現在ＰＴＡ会長は２回、６年生の子どもの保護者ですけど、２回目のＰＴＡ会
長をやりまして副会長は昨年のＰＴＡ会長の奥さんが務めているという、そのような状
態であります。これからＰＴＡの役員をやらなければいけない下級の保護者は共働き等

をして、とてもじゃないけれど家庭が成り立たなくなります。というのはPTAの方、軽減されると言いましてもなかなか多くの行事が重なるということで、とてもじゃないけれど、今の状態ではやっていけないというような。もしやるとなると会社の方を退職まではいかないけれど、そのような状態に追い込まれるというようなことを不安として感じているというふうに聞いております。ですので、保護者の負担が増しているということです。それで先ほど導入の目的に明らかに特認校制導入の目的に反しているという状況を作り出していますので、このような状況を生み出している特認校制、質問としては、「いつまで続けるつもりか」というようにしようと思ったんですが、先ほど来「悩んでいる」という回答でありましたので、回答をいただけるのでも結構ですけど、ぜひ、今の現状を踏まえていただいて、保護者児童にとって川島に住んでいけるような教育体制を、ぜひ作り出していきたいというふうに思っています。前、保護者の1人の方が1人の子どもを先生がみていただいている状況の中で、先生が確か国語の授業だったと思うんですけど、質問を出した時になかなか1人だったもんですから答えられなかったら、先生がもう回答を用意していた、というような例を聞く中で、その保護者の方はもうちょっと子どもが大勢いけば同年代の子どもの考え方を聞くことができるというように、非常に不安に思っていたら、確かに少人数というのは良いかもしれないですけど、そのような弊害があるということを確認いただいて、早急な対応をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長

ただ今より昼食をとるため暫時休憩といたします。なお再開時間は13時30分といたしますので時間までに入場をお願いいたします。

休憩開始 12時 30分

再開時間 13時 30分

○議長

再開いたします。質問順位11番、議席2番、根橋俊夫議員。

【質問順位11番 議席2番 根橋 俊夫 議員】

○根橋（2番）

それでは通告に従いまして3点について質問をさせていただきます。最初は、主権者としての成長を目指す教育ということで、中学校の憲法を中心とした教育について。2番目は、臨時職員等の任用について。3番目は、ごみ処理についてということでありま

す。最初に主権者としての成長を目指す教育ということで、参議院選挙が6月22日公示、7月10日投票で実施をされます。今回の選挙から18歳、19歳が初めて投票できることになり、日本もようやく先進国の並ということで、画期をなすことになりました。「未来は青年のもの」と言われますが、青年の皆さんが政治に関心を持ち、主権者として主体的に考え、投票をすることは、きわめて意義深いことでもあります。ところが報道での当該青少年へのインタビューなどを聞いておりますと「政治には関心がない」「政治のことはよく分からないから選挙には行かない」といった発言が少なからずあります。これはまさに一部閣僚や都知事に見られるような政治と金をめぐるスキャンダルが後を絶たないことや、国会における無責任、あるいはあいまいな答弁などによる、この政治不信が根底にあると思われ、政治家の責任は重大であると考えますが、同時に憲法や政治制度等に関して基本的な理解が不足していると思われる部分も感じられるところであります。今回の選挙では憲法9条を中心に憲法を改正すべきか否かが大きな争点になろうとしています。いずれの立場に立つにしても今の憲法について正確な知識がなければ、正しい判断、選択ができないことは明らかであります。現憲法、特にその基本原則について正しく理解することは、単に政治参加ということだけではなく、今後の人生を有意義に送るためにも、もっとも重要なことだと考えております。さて、現在の中学校では憲法や政治制度に関しては「公民」という科目で授業が行われております。これが現在辰野中学で使われている公民という科目の教科書であります。そこで教育長にお伺いいたします。公民の科目について、年間の授業時間数と憲法に関する授業はどのような内容で行われているのか、まずお尋ねをいたします。また、憲法学習に関して課題として認識している点があればお答えください。

○教育長

根橋議員の質問にお答えをしたいと思います。まず辰野中学校ですけれど、中学校における憲法の学習ですが、これは2段階になっております。1つは3年生の歴史の学習において、歴史という教科書はもう1冊ございますけれど、この中で第二次世界大戦後の日本という学習の場面の中で日本国憲法が制定されるまでの歩み、ここではGHQの指導だとか、憲法草案の作成等にこれ触れながら議員言われるその憲法の基本三原則、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」を中心に、大日本国憲法と比較しながらその意味を理解する学習を行っております。そしてまた、議員言われました3年生の公民の学習では、今の憲法の基本三原則を再び学びながら、私たちの生活のどの場面で

憲法が生きて働いているのかという視点で学んでいます。国民主権だとか基本的人権については憲法にある条文は自分の生活のどの場面で生きているのか。また、自分の生活を憲法はどのように守ってくれているのか、更には普段の努力とはどうすることなのか、というようなことについて学んでいます。例えば自分が他者の人権を侵害していることはないだろうか、という視点も含めて私たちの日々の生活や生き方を振り返りながら、また公共の福祉の意味についても考えさせています。課題と言いますか指導に当たって特に困難な課題は、ということですが、特に課題は感じていないということですが、配慮しなければならない点として憲法の理念、精神を理解するのにあたり、その条文と自分の生活とを関連させ、自分のこととして考えられるようにしなければならない。そのためには具体的な事例を取り上げて授業を構築しなければならない。そうしないと憲法が身近なものとして捉えられないと、こういうことがあるようだというのでございます。今、時数のことですが、ちょっと私そこまで調べてございませんので、申し訳ございません。少なくとも学習指導要領で決められている時数は確保していると信じております。

○根橋（2番）

実は時間、コマ数と言うんですかね、時間もちょっと本当はお聞きしたかったわけなんですけど、ちょっと終わるまでに分かればありがたいんですけども。それで次にお聞きした点は実際、今度は具体的な内容ですね、今言われた憲法の規定と自分の生活を関連付けて考える、非常に重要なテーマだと思いますけれども、それだけじゃなくて憲法自体が非常に幅広く、憲法ですのでいろんなこと言っているわけですが、少なくとも今言われた三原則、いわゆる3つの基本原則と言われている部分を中心に、どういうじゃあ、内容が教えられているかということをもう1回、現在の内容についてお聞きしたいわけなんですけれども。1つは立憲主義と憲法ということについて、どのような授業、内容ですね、知識としての部分で結構なんですけども行われているのか。それから憲法の制定過程ですね、今もちょっと話出ましたけれども、制定過程についてはどのように教えられているか。3つ目は基本的人権の保障、この問題については、どのように教えられているかお答えいただきたいと思います。

○教育長

まず、憲法制定の過程ということですが、そこは先ほどお話をしました。憲法草案を策定にあたってGHQの指導があったという、それはその程度のことになります。

それから立憲主義と憲法ということですが、とにかく憲法が全ての法律の基本であるということ、これが原点であるということ。そして我々の生活は全てその憲法によって守られているんだ、それから憲法から続いていく、いろいろな法律によって守られているということを、先ほども言いました具体的な自分たちの生活と関連付けて学ばせているということ、ここが離れてしまいますと、あくまでも単なる知識だけで終わってしまいますので自分の生活と関連付けて学ばせる。これが大きなことだろうと思っております。

○根橋（2番）

基本的人権の保障。

○教育長

基本的人権の保障、これはやはり人権、同和教育とも関わってまいりますけれど、全ての人間が男性とか女性関係なく、平等であるという点で、これは普段の人権学習とも結びつけて学んでおります。

○根橋（2番）

ただ今のご説明は、非常にちょっと私に言わせると非常に不十分だというふうに思います。というのは、あくまで例えば権利、基本的人権も個人対個人の問題だけに振り向けているんですけれども、その中学の教科書ですね、これ中学の教科書ではそういうことではないことをはっきり書いてあります。例えば立憲主義と憲法についてはこういう教科書のこれ文言ですけれども「憲法は政治権力を制限して、国民の人権を保障するという立憲主義の思想に基づいて、政治権力の乱用を防いで国民の自由や権利を守る。人権の保障が目的で国の政治の仕組みは、その手段である」というふうに書いてある。中学の教科書ですよ。それから憲法の制定については「政府はGHQの作成した原案を基に憲法改正案を作り、帝国議会で審議され、一部修正のうえ、可決された」と。GHQの指導がされたということは書いてないです。それから基本的人権の章はもっと大事なことで、「人権の保障は第一に国家に向けられている。国家に対して個人を尊重して、自由な活動や、幸福で平和な生活を実現することを要求している。国家は個人の自由を侵害してはならず、人権保障を推し進めなければならない」これが教科書なんです。だから教育長言われたことは間違いじゃないんですけれども、大事な部分はむしろ、なぜか、ずらしちゃっているんです。今、大事なことは、このところ平和主義とかいっぱいあるからそれはあれですけど、時間がないのでこの3つに絞っているんです。

ども、なぜこんなことを言うかっていうことですね、まさに最初の立憲主義と憲法の問題では、例えば身近にも、いやそうじゃないと。憲法は国民が守るべき最高規範だって考えている方もいらっしゃるんですよ。それは明らかに違うんです。それから今の制定はご存知のとおりもうGHQに押し付けられた憲法だっていう意見を言われる方もいらっしゃると思います。それもこの教科書で見るとおかしい。それから基本的人権の章はもっと大事であって、今、個人の人権、最大限、国家が保障していかなきゃならない。だけど今現在はむしろ国家が制限して良いんじゃないかっていう意見を言う人もいらっしゃるんですよ。だからそういう意味では、今の憲法が決めている、教科書に書いてある内容っていうのを忠実に授業に生かしていただきたいと思うんですが、そのへんは実際はどうなっているんですか。

○教育長

中学校にも複数の教員がおります。それぞれの思いがあるわけですが、今、教科会というのを非常に大事に捉えておりますので、学習指導要領に則って忠実に教科会で検討し、子どもたちに指導しているというふうに考えております。

○根橋（2番）

私も学習指導要領の解説本というのを入手しまして読みました。非常に難解な本でありますけれども、概ね今の私の例えば、憲法、立憲主義と憲法については、今、私が申し上げたことを教えるべきだというふうに書いてあります。それから、これ有名な本です。これ戦後、憲法ができてすぐ文部省が発行した『新しい憲法の話』、これは小学生向けの内容で非常に分かりやすいわけですが、その中で例えば今の制定過程については、こういうふうに書いてあるんですね。「今度の新しい憲法は日本国民が自分で作ったもので、日本国民全体の意見で自由に作られたものであります」そういう表現があるんですよ。だからそういう点では、非常に憲法そのものから学んでいくという授業を充実してほしい。それから時間もきちっと取って、今の憲法について理解を進めるようにしてほしいというのが、今回の質問する一番の趣旨なんですね。ですからそのへんについて実際の時間数、どのくらい確保されているのか。特に例えば歴史、これは今言われた歴史の本ですね。これも見ました。歴史は憲法の所は非常に少ない記述なんですね。私自身の経験からも、あるいは私の子どもに聞いてもやっぱり戦後史っていうのは非常に教育の中においては結局時間切れで、勉強しておけとか、早く言えばしっかり教育されていないっていう印象を強く持っているんですよ。だから今日まで戦後70年も経

つ中で国際社会の中で、戦後の歴史についてきちっと学ぶということも非常に大事になっている。とりわけ戦後の今の体制がどうきているのかということについて深く学ぶことが大事でありまして、私は本当に今回この中学の教科書読んでみて、非常に驚いた、きわめて高度な深い内容が書かれているということで、私どものころとは比較にならないほどの教科書内容になっているんですけれども、ぜひしっかり学んでいただくことを考えていただきたいというふうに思います。次に問題移りますけれども、主権者としてじゃあ、どういう成長を目指していく教育をしなきゃいけないか、っていうことでお伺いしたいと思います。現在の中学3年生の一部は、もう3年後また参議院選挙確実に来るんですね。そこではもう有権者です。主権者として政治に参加をして、投票することになります。したがって、従来にも増してその主権者としての成長を図る教育が重要になってきているというふうに考えるわけです。これは今度憲法だけじゃなくて政治制度全般にわたりますので、すなわち政治制度だとか民主主義とは何かとか、政党政治とは何かとか、選挙制度、政治参加のあり方などいろいろ深く学習をして、主体的に判断できる有権者としての成長を図っていく教育が必要だと思うわけです。それでこれについても、この公民を見ますと相当のページを割いて現代の民主政治と社会という中で学ぶことになっているわけです。そういう意味で、今度いわゆる18歳からの投票っていうことで、画期的なことになってきているわけですが、それを捉えて本年度、辰野中学ではこの主権者として、3年後には有権者となる皆さんに対する教育はどのような方針で臨んでおられるかお伺いします。

○教育長

議員の質問にお答えしたいと思います。先ほども一部触れましたけれど、やはり憲法を身近なものに引き寄せるというところからスタートしております。憲法を自分の生活に引き寄せること。それから憲法は生活に密接に関わっているんだっていう、この認識が主権者としての自分を構築していくっていうか、つくっていくんだろうという。この思いで授業展開をしているということでございます。そのために憲法や法律に記されていることを生活の中で実現していくためには、生徒自身がまずその理念を理解をし、自分自身が自ら行動できるような具体的な事例を挙げながら、学んでいく必要があるとしております。参政権の学習では生徒会の選挙とも関連させながら、間接民主制の意義と関わり方を学んでおります。それからまた地方自治の学習では納税の義務ということも合わせて、主権者としての義務も具体例を挙げて学んでいるというふうにお聞きしてお

ります。更に、日々の生徒会活動だとか学級活動はまさに自治活動ということになりますので、学級会や生徒会、委員会の活動では学級や学校生活の課題を自分たちの課題として捉え、自分たちによって自分や仲間のために自分たちの会議を運営していく。そして自分も参加していくという姿勢を育んでいるというふうにお聞きしております。以上ですが。

○根橋（2番）

その部分は分かりました。お聞きしたかったのは、特別だから今年から何か意識して変わったことはどうもないよう、従来のカリキュラムのようですけど、それで特に私ども地方政治に関わる立場からちょっとつっこんだ質問をさせていただきますけれども、国の政治はご案内のとおり、議員内閣制であります。地方政治は議員内閣制ではなく、いわゆる二元制をとっているわけで、歴史的には国の方はヨーロッパを参考にし、地方自治の方はアメリカを参考にしたと聞いているんですが、いずれにしましても国の政治のあり方と地方の議会と首長の関係だとか、そういう地方の政治制度、明らかに違うわけですね。それがなかなか理解されないという点がいろいろ日々活動の中で感じているわけですけども、この地方自治制度、これも憲法の非常に大きな原則になっているわけで、大きな日本独特の基本原則ですけども、地方政治のあり方についてはどのような、いわゆる制度説明ということでも結構なんですけれども、そういうことについてのどのような学習というか、内容になっているんでしょうか。

○教育長

申し訳ない、もう一度ちょっとお願いします。地方自治の？

○根橋（2番）

国政と地方自治が違うことによって、その理解が混乱するケースがまま見られるわけですね、現状が。そういう中でいわゆる二元制ってということについて、どのような教育がされているかっていうことです。地方自治における二元制。

○教育長

申し訳ない、十分にそこらへんも私掴んでないものですので、あいまいな回答になってしまうとまずいなと思っております。それから先ほどの憲法そのものの学習の時数ですけど、公民においてはこれは3年生ですけども5時間と。辰野中学では5時間扱っているということです。それからこのほかに先ほど言いました人権教育の集会などにおいては憲法と絡めて指導をしたり、それから学級ごと話し合いをしているというふ

うにお聞きしております。

○根橋（2番）

時間がありませんので、あれですが、この公民、これはすばらしい教科書なんですけど、これだけ厚いものを5時間で理解しろっていうのはかなり酷な話じゃないかなと思うんですけども、いずれにしましても言いたいことは授業をもうちょっと確保して、やっぱりしっかり憲法なり、政治のことを中学の段階で教えることが大事じゃないかっていうことを一番言いたいんです。というのは高校へ行きますともうね、受験とか何とかで自分が関係ない科目はもう選択しないとか、ますます今の憲法から離れていってしまう。法学部へ進学される方は別として。だからそうすると生涯、憲法をきちっと学ぶ機会というのが、ますます少なくなってくるということで、私個人の意見ではこのすばらしい憲法の内容をまず理解をしていただく、理解をさせるという点で教育委員会の取り組みを要望して、この問題については終わりたいと思います。もう確認ですがこれ1冊やるのが5時間ということなんですね。

○教育長

違います。その中の憲法の部分です。

○根橋（2番）

憲法の部分だけ5時間。

○教育長

はい。ですから少ないとは思ってないんです。

○根橋（2番）

そういうことですか。憲法だけで5時間という意味ですね。分かりましたそれなら分かりました。じゃあそういうことで。特に後段の住民参加と言いますか、政治参加への教育については、ぜひまたそういう時代が変わってくる中で充実を要望しまして、次の質問に入りたいと思います。

次に臨時職員等の任用ということで伺いたいと思います。この間、国の行政改革の指導の下、職員定数の削減が行われまして正規職員の定数は減少の一途を辿っております。一方いわゆる臨時職員と言われます非正規職員は増加をし、全国推計では平成20年から24年の4年間で1.2倍の60万人となり、職員全体の15～17%を占めているとも言われております。ところがこの臨時職員等っていう制度は地方自治法や地方公務員法には定義がなく、自治体の判断に任されているわけでありまして。法の狭間の存在というふうに

言われているゆえんであります。当町では一般職、非常勤職員等の任用、勤務条件等に関する条例及び同条例の委任による同名の規則ということで実際は運用をされているのが現実であります。こうした大きな流れの中で、当町では例えば保育園においては職員全体の約半数が臨時職員等となっている現状があるかと思えます。実はこうした実態は全国的であり上伊那圏域でも各市町村において同様な傾向が見られます。こうしたことから総務省は平成26年7月に、一般職員の非常勤職員について任期を限った任期を繰り返すことで事実上、任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させることは避けるべきであること。2番として臨時的職員については特にフルタイムの臨時的任用を繰り返すことによって事実上、任期の定めのない常勤職員と同様の勤務形態を適用させるようなことは避けるべきである、等を内容とした文書を改めて各自治体に通知をいたしました。実際の労働条件を保育園で見てもと延長保育等を除いて、臨時職員が正規職員のほとんど同一の時間に同一の労働をしている事例が相当数あり、その一方では賃金や手当、医療保険などの保険加入問題、あるいは休暇制度など、労働条件での格差は大きくなっているのが現実ではないでしょうか。このため責任や賃金格差への不満などから職場環境が悪化し、最近では保育士の確保も困難になりつつあるとも聞いております。先の国会では非正規から正規雇用へ、同一労働、同一賃金の実現など、労働者の雇用条件の改善が大きな課題となり、また都市部における待機児童の増加問題など保育園をめぐる問題も課題が顕在化をしてきております。当町においても官製ワーキングプアとも言える臨時職員との任用実態を見直しをし、正規職員を増やしていく対策が必要になっているのではないかという立場からいくつか質問をしてみたいと思います。まず町長にお伺いします。現在の町職員全体における臨時職員等の人数はどのくらいか。また労働実態が正規職員とほぼ同じ場合の、平均賃金の格差ってというのはどのくらいになるのか。その実態と現状、こうした臨時職員等の任用実態について、どのように考えているかお伺いいたします。

○町長

根橋議員にお答えします。私の方では今言われたような具体的な内容は把握していませんので、課長の方で答えさせていただきます。

○総務課長

それではまず、職員の人数の関係から申し上げたいと思います。平成28年度でございますけれども、常勤の職員は定員管理上、と言いますか定員管理で327人です。

それから一般職の非常勤職員と臨時職員でありますけれども、トータルで 252 人。ここには今、議員お話ありました保育園の関係も含めて、あるいは病院も含めた人数でございます。それから賃金の体系でございますけれども、私どもの方としましては、臨時職員の募集をかける際に勤務の内容、それから勤務の時間を見て、それぞれ職種によって賃金体系が変わっておりまして、常勤のものとの比較といっても、なかなかうまく説明できないわけでございますけれども、時給 6,800 円から 7,200 円ですとか。あるいは保健師であってはもう少し高い金額ですとか、というような内容になっておりますので、ちょっと一律に平均を取るわけにはいきませんが、一応今申し上げたとおり、募集をかける際に賃金の金額を示して募集をかけている状況でございます。

○根橋（2 番）

そうしますと県等で報告している、何て言うんですかね、いわゆる正規職員の平均賃金と年齢ですか、捉えた平均賃金というような数字があると思いますけれど、それはお分かりでしょうか。

○総務課長

すみません、今ここに手元に資料もっておりませんが、予算書の末尾に人件費の状況というのがありまして、あそこの数字をあとでまたお話したいと思いますが、ちょっとお時間をください。

○根橋（2 番）

それでは結構です。それで、そうしますと一番、次に保育園に踏み込んで質問を進めますけれども、というのは保育園が非常にある意味、集中的にその問題があるのではないかということで、これは保育園委員会等でも議論してきた経過がありますけれども、全国的にみますと今、保育士が不足をして、そのことが首都圏における入所待ち児童が増加しているか、これは解決をしない 1 つの要因にもなっていると言われております。それはどういうことかという資格があっても、給料が安いということで就職をしない。あるいは一旦、結婚までは勤めたんだけど退職してもうその後、就職しないとか、要するに保育士になり手がないうという状況が保育園を増やすことができない。そして待機児童が増えてしまうという、そういう状況があるのではないかと。これは政府は捉えて保育士の待遇改善ということを言い出しているわけですが、この財源だとかどうやって制度を改正していくかということは、まだ不透明であり、確立してはない話だと思います。それで、辰野町の保育園に限った実態ということで、保育園 28 年度、

年度当初において保育園職員の全体数と、そのうちの臨時職員は何人かお答えいただきたいと思います。

○こども課長

根橋議員の質問にお答えいたします。保育園に勤務いただく職員は総数で125名であります。内訳ですが正規職員は49名、このうち育児休業取得者が5名おります。それに対し臨時保育士は通常保育の勤務される時間帯、保育士は37名、臨時職員は37名であります。これと延長保育の保育士が17名の合計で54名に勤務いただいております。正規職員は通常の勤務の保育士との比較でいきますと57%ということになっております。以上です。

○根橋（2番）

分かりました。そうしますと43%くらいが臨時職員の方に今、仕事を行っていただいているという実態であります。それで、保育園のこの仕事に限って考えた場合に、本当にこの未来ある子どもを育てている、育てていって行くということで非常に重要な仕事なわけですね。加えて特に近年、これもご存知のとおり児童虐待だとか、保護者の貧困、長時間労働など子どもをめぐる環境は、経済的環境だとか家庭環境、むしろ悪化をしてきているのではないかと。そういう中で保育園で保育士さんたちがいろいろ頑張っているわけですが、ますますそういう意味では仕事が大変、複雑化をし、やらなきゃいけないことも増える、親の相談も受けなきゃいけないとかいう形で、非常に労働の質、時間なども強まったり、長引いてきているというような状況ではないかと。言いたいことは、やはり保育園の保育の水準と言いますか、質と言いますか、そういうものをやはり向上させていくことが子どもの成長にとってきわめて大事であるだけではなくて、親のやはりいろんな不安を解消し、そういう意味ではそれを進めていくことによって辰野町の保育は良くなっていく、単なる保育料だけではなくて、そういうことまで繋がっていく、要は親も安心して子どもを預けられる、保育士さんも本当に安心して働けるっていう、そういう職場を作っていくことが、きわめて今、とりわけ重要になってきているっていうことを感じているんです。というのは毎日、連日、児童を、あるいは子どもを虐待死させるなんていうことが毎日のように報道をされているっていうことは、明らかに我々の子育て世代とは違う状況がもう生まれてきているっていう中での子育てですので、そういう意味では、一言で言って保育制度を充実させていかなきゃならない。そのためにはそういう継続性、専門性を持ったやはり常勤職員というものを増や

していかないと、そういう質を確保できないではないかっていう問題視から申し上げているわけですが、じゃそういうふうにしていかないと、その町長が言われる住み続けたいとか、住んでみたい、帰りたい辰野町にならないのではないかと。やっぱり識者の意見では町が発展するには教育、保育も入れた、教育。それから病院ですかね。それから仕事とこういうふうに言われているんですが、その一番最初の入り口の部分である保育について充実させるために、今の今の体制ですね、今説明があった体制を改善していく計画があるのか、ないのか、まず、町長にお伺いしたいと思います。

○町 長

根橋議員さんいお答えしたいと思います。保育園の今、一般的な話と町の状況といろいろ混在しているわけでありましてけれども、町が今、かなり私、前年と比べてみたわけじゃないんですけれども、保育園に対して人数的にも全体の正規、臨時だとかそういうことを除いて基準があって、何人に1人とかってそういう基準を当然満たしているわけでありましてけれども、多分、ほかと比べても保育園数そのものは、たくさんあるような気がするんですね。それで、例えば3人に1人で良いついていうような所も、実際に子どもが2人しかいなくても1人いるとか、1人で1人だとか、そういったような状況も多分あると思います。そういったことで延長保育も含めて、かなりそういった面では踏み込んだと言うんですかね、丁寧に辰野はやっているような気がします。ちょっと比べてないんで分からないんですけれども。そういうことあります。今、お話の中で子どもの数だとかそういったことで、かつて、子どもが私たちの時代のずっと後なんですけれども、一気に需要が増えて保育士さんすごく多くなって、それで子どもが一気に減った時に何十人も人数がいなくなるっていう言い方、変ですけども、一時的にもう十何年もほとんど採用ができない年があったんですね。そういったことで基準だとかそういったことに非常に保育士の数が余っちゃったと言うか、余ったという言い方変ですね。オーバーした。そういったことありますので、一概にその時を見て人数をとということではなくて、これからの先を見てある程度そういった計画を立てていかないと、またそういったことも、なきにしもあらずっていうことですので、そこらへんのところが難しいところかなと思います。やっぱり、人数だとか、そういったものがある程度基準があるわけですので、そういったものを踏み出して、越えてやらなきゃいけないような状況もあると思うんですね。一律にいろいろの基準は人口10万人に対して何人だとか、そういったもののお金の方を計算されてきますので、それぞれの事情によって細かくそう

いった規定がなされていないということもありますので、難しい面も一概に言えない面がある、こんなふうに思っています。そうは言っても今、国を挙げてそういうことでありますので、臨時の皆さんも含めて待遇改善をするとか、そういったことはこれからできる範囲内でやっていかなきゃいけないことだと、こんなふうに思っています。以上です。

○総務課長

すみません、先ほどの常勤職員の平均給料と言いますか、給与の関係ですけれども、この4月1日現在でございますけれども、まず平均給料でございますが月額28万4,539円です。それから手当等を含めました、平均給与になりますと月額30万1,450円です。また、平均年齢は40.5歳であります。以上です。

○こども課長

先ほどの根橋議員の質問に補足説明で追加をさせていただきます。臨時職員の増加した原因でございますけれども、これまで正規保育士の採用は正規保育士の退職者の補充に留めておりました。それでも年度内には職員の中で、中途退職者や途中で入園される児童の増加等、緊急的な場合について臨時職員の採用をして臨時職員が増えてきた経過がございます。児童福祉法の45条及び辰野町保育園条例の4条の職員配置基準が掲載されておりますけれども、この中ではそれぞれの保育園の中で3歳以上の児童の保育にあたりましては正規の職員を充てるという内容になっております。こういった法律をクリアしながら、現在いるメンバーの中で、それぞれの保育園に配置をし、保育の方を進めているわけでありまして、適正な定員管理と適切な人員管理をよりいっそう進めて間違いのない保育を進めていく予定でございます。以上です。

○根橋（2番）

分かりました。いずれにいたしましても言いたいのは、継続性を持って質を維持していくには専門性を持った保育士を確保し、常勤職員として頑張ってもらおうということが大事だということで申し上げているわけでありまして、これは、ほかの業務がそれで、今の現状で良いかと思っておりますけれども、今回保育園に絞って質問したというのはそういう理由でありますので、ぜひ、いわゆる改善に向けて一步でも前進をしていただくことを要望して、3つ目の質問に入りたいと思います。

ごみ処理問題であります。上伊那広域連合において、新ごみ中間処理施設の建設が具体化をし、平成30年度竣工を目指して、いよいよ工事が着工されました。この間、基本

計画の見直しだとか、場所の選定、処理方式の検討など、非常に大きな時間を要し、大幅に遅れたわけですがけれども、何とかこういう形で着工できたということで、この間の関係者の皆さん、それから住民の皆さんのご努力、あるいはご理解、ご協力には本当に心から敬意を表したいと思います。当町としてもクリーンセンターたつのが今、稼動しているわけですので、これの解決に向かって、ようやくめどがついてきたということで、これも大きく前進できたというふうに考えているところであります。しかし、このごみ処理問題っていののはこれで全てうまく、問題が何も残っていないかっていうことではなく、なおまだまだ大きな課題が残っているというように考えております。1つは今の新施設の処理方法の安定性とか安全性、あるいは建設費用及び維持管理費用の負担の問題、それからごみ減量対策等だというふうに考えてます。それで、まずこうした形で広域連合における中間処理施設建設にめどがついたという段階で、今後、町としてこのごみ問題に対応していく点では、どのような課題があと残っているか、町長としてのお考えをお聞きしたいと思います。

○町 長

ごみの中間施設、今、建設に向けて取り付け道路の橋を造ったりですとか、そういったことが行われておりまして、計画どおりに進んでいるということでもあります。それに向けてごみが処理場1箇所になりますので、クリーンセンターたつのが廃止となるわけでもありますので、それが終わった時の今度は除却と言うんですかね、そういったことに対して地元の方々に非常にお世話になったっていうこともありますけれども、それをまた壊していく、そういったことも大きな課題であります。それについてもどういうふうに負担をして、やっていくかということが一緒になった時に方向性が出ていますので、そういったことを進めていくということでもあります。また遠くの方へ今度はもっていくわけですので、それらに伴う往復の時間等も余分にかかるということでもあります。そういったことも含めて、減量化を更に進めていかなければいけない、そんなことでもあります。ごみの減量化は、ごみそのものが減るっていう生活をももちろん住民の皆さん方にしていただく広報を行っていくっていうことは当然のことでもありますけれども、そういった理解をしていただかなきゃいけない、こういうことになろうかと思います。やり方で今の可燃ごみの中に資源ごみと言われるものが大分混ざっている。そういうふうに思っていますので、そういったものを分別して資源ごみとしてやっていくと、焼却しなきゃいけないごみの量も減ると思いますので、そういったこともやっていく、その1

つとして例えば、油や何かを捨てるという行為がありますけれども、大概是、ただ入れるわけにいきませんので、新聞紙とか何とかにやると新聞紙は資源ごみですので、その分が増えてしまう。それから油も別に回収しているしているわけですが、そういったものをもっと多くと言うか皆、出してもらう、そういったことによって相乗効果が出てくる、こんなことがありますので、そういったことも含めて更に分別していただくと、こういったことがあろうかと思えます。細かいことになってあれなんですけれども、いろいろ移行までにはクリアしなきゃいけない問題が多々あろうかと思えます。そういったこともいろいろの面で皆さん方をお願いをし、それぞれのご家庭の皆さん方に協力していただく方法はどんな方法が一番良いか、多くのことをこれからも考えていければと、こんなふうに思っています。以上です。

○根橋（2番）

まさに、今町長言われたとおりではないか、というふうに私も考えておりました、費用負担の問題では建設、これは15年の今回はとりあえず15年間の維持管理ということになっているんですけども、建設費と維持管理を足しますと、多分、大体10分の1ぐらいとしますと辰野の負担が16億円近い負担になってくると。そこに加えて今、ごみ処理場に応じた何て言うんですかね、輸送費みたいなものもどうなるか分からないってことで、いずれにしてもごみの減量がきわめて大事だというふうに思うわけですが、広域連合の調査でもやっぱり当初の予定よりも、減り方が少なくなっちゃって上回った形になってきているってことで、そういう意味でもこのごみ減量に取り組んで、改めて取り組まなきゃいけないと思うんですが、一般ごみの組成調査を見ると、4割は今言われるように紙類で、資源ごみになり得るものだっていうように言われてますし、あと、約3割が生ごみ、厨芥ごみって言いますか、そういうものだと言われているんですね。これを減らすということは非常に財政的に、町にとっても跳ね返ってくるわけですし、そういう意味でも今も、例えば古紙類の回収だけで440万円とか、不燃物の収集でも数千万円近いお金をかけなければ今、そういうことができないわけですが、一番言いたいのは、1つはそういう資源ごみということで1つは紙だとか、そういうものの今、売られている中で一部にクラフトでできた大きな袋ですかね、細かい紙類も全部出せるような形のものが売られていたり、あるいはあと、生ごみについては町側はこの間、大石平と宮木中央で委託事業、厨芥ごみ再生処理委託事業を実施してきているわけですよ。これの成果っていうのはどうなっちゃっているのか。それでこれを生かすのか生か

さないのか、そのへんも今まで情報としては私としては認識していないんですけれども、要はそういった生ごみ処理の方式についてどういうふうに、この事業からどういうふうにしていくのかっていうことをご答弁いただきたいと。それで時間もあれですので一括申し上げますが、もう1つは資源ごみの関係で、今たまたまその川岸の駅近くに民間業者の方が紙とか古着だとか、皮製品に限っているわけなんですけれども、24時間365日投入できるストックヤードというのがあるんですね。非常に好評で、結構辰野町民の方も持って行っているんじゃないかと思うんですが、あれがもし、そういうことで資源ごみとして例えば古紙類、紙類、衣類だけでも減れば、その分は良いんですけれども、要はストックヤード的なものをどこか町有地の一角でも造って、地区へ回って処理しなきゃいけない分を減らすことができれば、業者さんとの話し合いの中で収集関係の費用は減らせるんじゃないかというふうに考えているんですけれども、そういったストックヤード的なものを設置する考えはないか、その以上の2点についてお伺いしたいと思います。

○町長

生ごみの関係は言われたようにリサイクルという、最後の所が帰って来ないというか、来ても、こういうふうに配布できないとあってそういったところでありますので、そこらへんのところをもう1回、よくうまくまわせるような形をこれからも、もう1回再検討しなきゃいけない、こんなように思っています。それから生ごみの処理機じゃなくて、処理機と言うんですかね、堆肥化する、そういったものをコンポストも含めて町は補助を出しているんですけれども、そういったものがいまいち浸透していないという形の中で、上限2万円で、それぞれ買った人に出している、ありますけれども、そういったものももうちょっと考えて増やすとか、広報するとかってことも大事かなと思っています。それからストックヤードと言うかその関係ですけれども、今まで何回か業者の皆さん方と話をしてきました。また、そういった今度は下諏訪さんでも始めたようですので、改めて、またそういった担当の方から話を進めて、そこらへんのところがうまくいけば良いかな、こんなふうに思っています。ちょっとあれだったら担当の方からちょっと。

○住民税務課長

今、町長言われましたとおり、組成調査の中でいきますと、まだダンボール入ったり、だとか雑誌ですね、あと雑紙、先ほど言われた油ですね。そういうのが入っている。衣類とか入っているのが結構あります。そのへんをリサイクルと言うか分別して出すというのが、先ほど議員さんが言われました岡谷でやっている民間業者が川岸の所でやって

いるんですけれども、そういう24時間の365日。それで下諏訪の方でもこちらは民間と町と共同でやっているということをお聞きしております。辰野町、先ほど町長が言いましたとおり、昨年度ちょっとうちの方も勉強したということで今、辰野町でも一民間のスーパーですね、そちらでも回収している所あるんですが、そちらは24時間ではなく夜中は鍵をかけてしまうとか、いろいろなことがありまして、その研究はやっぱり重ねていった方が良いということは思っております。それでそういうことをやりながら全体的にごみを減らして行って、最終的には新中間ごみ処理施設の負担金の減というかそういうことも考えていかなければならないと思います。先ほど、議員さん言われましたとおり、今、広域の中では町の負担は11.94%です。これを少しでも減らしていくような努力をこれからは考えていきたいと思っています。以上です。

○根橋（2番）

最後にその生ごみって今、農業振興の方では堆肥化、堆肥を入れるということがJAの指導になっているんですが、畜産農家が激減いたしまして堆肥もあまり上伊那ではもうなくなって、下伊那辺りまで頼まないとなないというような事態もあり、辰野は病院もあつたりしますので、いわゆる最終的に生ごみは堆肥として利用できるようなシステムですね、これをもう1回検証していただいて、そっちで活用を図れるような流れを、ぜひ、作っていただいて今言ったごみの減量によって町の負担を減らす方向を検討していただきたいということを要望して、質問を終わりたいと思います。

○議長

進行いたします。質問順位12番、議席9番、瀬戸純議員。

【質問順位12番 議席9番 瀬戸 純 議員】

○瀬戸（9番）

今議会、最後の質問となりました。それでは通告に従いまして質問をしていきたいと思っております。はじめに、この4月から本格実施された新総合事業、介護予防日常生活支援事業についてお聞きしていきます。本格実施され2ヶ月が過ぎました。この事業については、昨年度より試行期間として行われてきた中で、本格実施に向け一般質問でも課題や要望を行ってきましたが、現在、事業者、利用者から様々な意見や要望が町に上がってきていることだと思います。私たち議員の元へもさまざまな声が寄せられています。先の3月議会において現行の通所介護相当サービス、そして現行の訪問介護相当サービスの引き続いての利用ができるよう、私は要望し、質問をしたところ「この4月から全

要支援者が新しい事業へ移行され、現行相当サービスはいずれ利用者がいなくなる」と答弁をいただきました。国のガイドライン、指導では利用者の状況に応じて、現行相当サービスから緩和したサービス、多様なサービスへの移行を促進していくことが重要とされていますが、現行相当のサービスをなくして良いとは言っていません。現行相当サービスを基本として、地域に合った多様なサービスを実施するように指導されているはずです。しかし、辰野町では全ての要支援者を多様なサービスへ移行しようとしています。現行相当のサービスとデイサービスあゆみ、訪問型Aサービス、緩和されたサービスですね、は「同じようなもの」と以前、答弁をいただいています。保健福祉課からいただいた資料や説明から、サービス内容が同じでもサービス提供者の人員や事業者へ支払われる報酬などは違っています。私は大きな違いの1つは、サービス提供者の人員基準だと思います。現行相当のサービスより緩和され、専門職員の義務化がされていません。介護予防事業は介護認定に至らない高齢者を増やし、重度化の予防推進を大きな目的としているはずです。専門職員の支援なくして、その目的が達成できるとは考えられません。専門職員の配置の義務化のある現行相当のサービスを利用してこそ、介護予防に繋がると私は考えますが、なぜ当町では全ての要支援者を多様なサービスへ移行しようとするのでしょうか。その点について、町長のお考えをお聞かせください。

○町長

内容についてはまた、担当課長の方から申し上げますけれども、この4月からということでもありますけれども、どちらかというと3年と言うんですか、去年、準備をして、今年、来年、の中でっていうことで先行してやっていますので、いろいろの問題が多分、多く出てきている、こんなように思います。そんなことで事業者の皆さん方には大変なそういった面では、感謝をしているわけでもありますけれども、これがお互いにうまくいくようにすればどんなふうに、そんなことでこれからもやっていければ、こんなふうに思っています。それはあれで、今の話は課長の方から申し上げたいと思います。

○保健福祉課長

それでは、現行の介護予防サービスの考え方と言いますかね、そこらへんのところをお話できればと思います。介護予防にはリハビリというの、とても重要な要素と私どもも考えております。本来のリハビリテーションという意味は「再度、能力の獲得を」っていうことで、それを実践するために単に個人の身体能力の回復維持に限定することなく、社会的、心理的、職業的にそれぞれの課題についても対応が必要と考えます。

したがって高齢者を対象とする介護予防におけるリハビリテーションは、個人の目指す暮らしに合うサービスの多様化が必要と考えております。歩いて通える範囲に出かけること、これがうちの考えでは「ふれあいサロン」ということであります。それから予防する項目が明確になった時に通う場所、これが「よつば」というふうに考えております。苦手なことに支援を受けながら目指す暮らしを実現するために通う場所、これが「あゆみ」ということでありまして、リハビリ職による指導を受ける場合は「通所リハビリ」とか「リハビリ教室」とか、そういうのを総合的に整備しているということでございます。国も地域リハビリテーションの推進を掲げておりまして、今年度は「ふれあいサロン」の必須メニューとしまして、辰野病院に委託をいたしまして地域リハビリテーション教室を全区で開催をしております。ちょっとご質問の専門職の範囲ということはちょっと分かりませんでしたけど、でき得る限り、個人の状態に合う介護予防の実践が行えるよう医療と介護、そして他職種との連携が重要であるというふうに考えております。以上です。

○瀬戸（9番）

後から、専門職についての質問もあるんですけども、本当に多様なサービスへの利用者の移行は本当に日常の生活を送る上で改善が見られたとしたら、こう移行する。そしてその改善が見られたと言っても、継続していくことは本当に大変なことなんです。脳卒中など病気になって自分に何らかの障がいが残った時、そういう時に正しいリハビリ、今課長の方からも説明がありました。本当に積極的に行うことによって状態はかなり良くなるということで、病気直後の医療機関でリハビリを行います。退院してからは施設に通う「通所リハビリ」そして訪問で行う「訪問リハビリ」等が行われ、その後、日常生活を送る上で、大変重要だとされている「デイサービス」そして「訪問介護」の利用がされてきました。けれどもこの部分、要支援1、2の方たちが今回、昨年の法改正で外されました。そして、町に事業として丸投げという言い方は変なんですけど、町に任されるようになりました。そのデイサービスや訪問介護、要支援1、2の方たちの日常生活がスムーズに行えるように、そして重度化を防ぐためにも、この専門職の方たちが行ってくれる事業内容というのは、とても大切だと思います。そして今、総合事業を移行した場合、と言うかもう移行されているんですけど、「デイサービスあゆみ」の方では個別リハビリは利用できなくなると町から利用者に説明がありました。その替わり期限が3ヶ月だけと決められている「リハビリ教室」を利用できると説明がありました。

今、課長の方からも説明がありました。けれども、リハビリというのは長く続ける継続が重要だと私の知っている理学療法士さんからも伺っています。「3ヶ月で終わり、その後はどうするんだ」という声も上がっております。専門職員の義務付けがある現行相当のサービスを利用してもらうことが介護度が上がらない、重度化を防ぐために重要だと私は考え、全ての要支援者の多様なサービスへの移行をしないよう強く求めます。次に「デイサービスあゆみ」「訪問介護Aサービス」についてお聞きしていきます。現行相当のサービスよりも多様なサービスの方が利用者個々に合ったサービスができる、と説明を今までも受けてきました。「デイサービスあゆみ」にあつては要介護者と要支援者を分けたグループを作りサービスを行っている、と聞いています。各利用者に応じたサービスを行える状況で現在、行っているのかお答えください。

○保健福祉課長

その点についてお答えします。それぞれ受ける方につきましては、各事業者がそのプランというのがありまして、個人個人違うプランを立てますので、そのプランに基づいて実施をしておりますので、という形で個別で、それぞれ違うプランが立ちますのでそれで行っているというのが現状でございます。

○瀬戸（9番）

今、プランに応じてとあるんですが、ちょっと私の知っている事業所の「デイサービスあゆみ」なんですけれども、そこはグループを要介護と要支援と分けただけ。で、要支援の方たちのグループには要支援の方と、そこに要支援には値しない、入らないんだけれどもそこへ参加するという方たちも一緒に入っている。だから今、お話があった「その人に合った」とは私はちょっと違うと思っているんですが、その点について詳しく分かれば、ちょっとお話いただければと思います。

○保健福祉課長

事業所によっては、一緒にやっているという所も聞いておりますけれど、そこらへんについてはプランの同じようなプランということもありますので、そこらへんを合わせてやっているのではないかと、というふうにちょっと考えております。以上です。

○瀬戸（9番）

本当に要支援1、2の方と、そうでない方たちがプランが同じということは考えられないと思いますが、ここではちょっとそのことについては、あまり触れないでいきたいと思います。そして先にも述べましたが、サービスを提供する人員や資格者、現行相当

のサービスに比べて「デイサービスあゆみ」、「訪問介護Aサービス」は配置基準が緩くなっています。「あゆみ」においては運動器、口腔機能や栄養の改善等、資格者でないと行えないサービスがあると思いますが、生活相談員、看護師、介護士、技能訓練指導員の設置も義務付けられていません。有資格者を各事業所のあゆみサービスに配置、従事しているか今現在の状況をお答えください。

○保健福祉課長

お答えいたします。現在は配置しておりません。なぜかと言いますと、指定基準ではそこまで求めていないと言いますか、指定基準には、ないために配置はしておりません。

○瀬戸（9番）

今、指定基準にないということで、設置をしていないということです。ということは資格のない方が、今まで資格をもって行ってきたサービスを行っているということに私は聞こえてなりません。本当に利用者は介護度を上げないためや、様々な目的を持ってサービスを利用しているはずで、レクレーションだけ行うために利用しているわけではないはずで、また「あゆみ」はほかの市町村では現行相当のサービスに含まれている入浴も行っています。私も以前、勤めていた法人で入浴介助を介護福祉士さんと一緒に実習をさせてもらった経験がありますが、特に入浴は各利用者個々の身体的、精神的面を考えながら、その方に合った入浴の仕方があることを身をもって知りました。それはしっかりした介護を学んで、実習を受けてきた資格者であるからできることで、事故を未然に防ぐためにも利用者が安心して入浴するためにも、外してはいけない大切な部分だと考えます。無資格者、資格のない方が専門的なサービスを行うことについて、町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

無資格者云々という、まあお話ではございますけれども、当然経験を積んでいる方等が入浴の方、うちの方も「あゆみ」入浴等がありますので、そういう方がやっていただいていると思います。業者によって、事業者によって違うと思いますが、当然、入浴って言うふうになればその方の状態をみながらやっていると思いますので、何がなければいけないって言うね、その基準がなければ入浴ができないって言うような、そういうことではありませんので、そこらへんのところは事業者にお任せしてやっておりますので、危険とかそういう部分については、皆さん注意してやっていられると思います。以上です。

○瀬戸（9番）

今、「事業所に任せている」というふうに答弁をいただきましたが、国の方での基準のくくりがないということで、確かにそれは置かなくてもいいと言うか、置かなきゃいけないということはないと思うんですけれども、きっと事業者さんたちはその部分、入浴については本当にヘルパーさんですとか、資格の、介護福祉士さんですとか、資格のある方たちをきっとその内容のサービスには充ててくれているとは思いますが、後でも事業所報酬を述べるんですけれども、やはりその入浴以外でも資格のない方たちが同じサービスを逆に行っている。それが資格のない人たちがサービスを行っても介護度の重度化を防げるっていうふうに町としては考えているとか、そうですね、介護度の重症化を資格のない方たちがサービスをして防げると考えているか、ちょっとお聞かせください。

○保健福祉課長

それで介護度が防げる云々て言いますよりも、先ほど議員さんもおっしゃいましたとおり、当然ヘルパーさんですとか、介護福祉士をもっている方、事業所の方はそういう方が多ございますので、その方たちが入れておりますので、そこらへんのところは十分大丈夫だというふうに町の方では考えております。

○瀬戸（9番）

今、町の方としては「事業者さんが資格のある方がやってくれると思うから大丈夫だ」という答弁をいただきましたが、次の質問の事業所報酬について移っていきたいと思いますが、今、答弁いただいた中と関連するんですけれども、現行相当のサービスと多様なサービスの中、「デイサービスあゆみ」「訪問介護Aサービス」ではサービスが本当に同じなんですよね。にもかかわらず、事業者を支払われる報酬は大きく違います。緩和された多様なサービスの報酬は各自治体で決められるように法律が変わりました。辰野町では事業者を支払われる報酬が現行相当のサービスに比べて、50%近く減らされた報酬になっています。その50%減らされた報酬が今、利用された事業者さんに支払われることになるということになっていると思います。平成27年度に介護報酬が大きく引き下げられる改定がされました。ますます事業所経営が大変になってくる中で、この事業、辰野町ではサービス内容は変わらないが、報酬が下がっても事業を受けていただいている事業所があるということ、ということです。他市町村では「現行相当のサービス並みの報酬でなければやっていけないので、受けることができない」と事業者指定

を断っている事業所もあると聞いています。現在の現行の報酬での事業者指定を受けていただいている事業者に対しての町長の考えをお聞かせください。

○町 長

細かい内容は私も今、聞いて承知をしていなかったということもありますけれども、声は聞いてはおりましたので、そういった面で50%で同じことをやる、そういうことが経営上どうかっていう問題もありますので、どっちにしても始まったことでもありますので、状況を見て、介護保険料が3年間、その中でやっていかなきゃいけないことですので、その予測を立てて多分、その介護単価を決めたと思うんですけども、そこらへんの、実際にどういうふうに使われて、どのくらいのあれがあったかという、そういった予測も立てて、もしそれが見直しができるものであれば、そういった方にしなきゃいけないと思いますし、そういったことを始まりの中ですので、これから大いにそういったことも考えていけるのではないかと、こんなふうに思っています。課長の方から何か。

○保健福祉課長

ただ今のご質問にお答えします。介護報酬下がって50%というようなお話でありますけれど、一応うちの方でも始まりに当たりまして町内外の業者さんに「申請をいただけますか」ということで、皆さん快く申請を受けていただけていうことでもありますので、先ほどもおっしゃいましたとおり、嫌だと言いますかできないという業者は手を上げて来ないっていうか、そういう業者もあったかと思えます。うちの近隣の特に町内全部ですし、近隣の所は手を上げていただいてということで、そこらへんについては非常にとても感謝をしております。サービス内容は先ほどのご質問の中に「変わらない」というようなお話をいただきましたけれど、実際、介護予防の通所及び訪問の介護予防の関係でみまして、指定基準というものが全然違っておりまして、人員配置とか、施設基準とか揃える人数とか、そういうところが違っていますので、そういう縛りはなくてやらせていただいておりますので、気軽にできる。気軽にできるっていう言い方、全然ありませんけれど、そういう指定基準が緩和されているところが違うということをちょっとここで述べておきたいと思えます。それから単価につきましては、将来の更なる高齢化に備え、介護保険料とか利用者負担の増加を考慮して決めさせていただいたところがございます。先行して事業を始めましたので、今後、他市町村の事業の開始状況を確認しながら、来年度も単価については検討をしていきたいかなっていうふうに思っております。以上でございます。

○瀬戸（9番）

来年度、「この報酬については来年度に向けて検討していきたい」と課長の方からも今、答弁があったんですけど、実は私12月の議会で、この質問を同じ質問したんですよ。「報酬が少な過ぎると思う」ということで、「報酬については今後考えていきたい」と、その時答弁をいただいたんですが、本格実施に当たって全く変わっていない、考えていただいてなかったんだなど、私は今、思い、これも質問しようと思ったんですが今答えていただいたんで、今後検討していきたいということで、町長からの答弁も「介護保険が3年ごとに変わるということで、検証しながら事業者さんと一緒に考えていきたい」ということをいただきましたが、やはり今、もう1つの違うところを課長の方からお話いただきました。施設の大きさとかそういうものも違うと言いましたが、一番は内容が同じなのに、ほかのことが全部違うっていうのはおかしい話、私はそう思います。同じことをやるのに施設は小さくて良い、それにサービスを提供する人は資格がなくて良い、で同じことをやるのに報酬は少なく支払います。こんなおかしい話は私はないと思っています。そしてその同じことをやっているのに、報酬が少ない事業者さんですね、本当にどう考えても同じようなサービスで報酬が下げられたら事業者はサービスを提供どころか事業の継続が本当に困難になってくる。受けてもらえる事業者がいなくなってしまうかもしれないということは、これから起きてくると思います。そして、やはり「快く受けていただいた」という課長から今、答弁がありました、本当に快くだったんでしょうか。やはり介護度が上がった時、自分たちの事業所を使っていただくために、町からぜひともうちを声をかけていただきたいとか、やはりそういう事業所の思いというものもあると思います。今、我慢してでもやはり介護度が上がった時、うちの事業所を使って、推薦してもらえるようになっていう変な意味ではなくて、やはりそういう意味でも我慢をしながら、やはり事業者さんんは受けているんだと私は感じています。本当に国の要支援者の介護予防を自治体に丸投げをしたという、制度改正したというところが、本当は問題だと思います。本当に事業に使えるお金は国が上限を定めている中で、町は報酬を決めなければならないということで、本当に大変なことだと思いますが、現在の報酬では事業者は本当に支出を少なくするために、無資格、資格のない方がサービスを提供して、そして安全無視の安上がりなサービスを提供せざるを得なくなっていると、私は考えます。本当に事故など何かあった時、誰が責任を取るのか。町

の事業です。責任を持って安全でしっかりしたサービスが提供できる。現行相当のサービスを継続していくこと、これが私は一番必要だと思います。緩和された人員基準でのサービスはサービス内容を変えるべきで、資格のない方でも行えるサービスのみにするべきだと私は考えます。次に高齢者生活支援サポーターについて質問していきます。現在、週1回、5つの地域で「ミニデイサービスよつば」が行われています。「ミニデイサービスよつば」参加のサポーターの方への交通費等の手当てや事業の支援内容が事業所によって違うということで、12月議会で質問したところ「マニュアルを作成する」と答弁いただきましたが本格実施に当たり、マニュアルは作成されているのか、事業者によって違いはなくなったのかお聞かせください。

○保健福祉課長

では高齢者支援サポーターのマニュアルのお話でございます。12月にマニュアルを作成するという事でお答えをしました。現在「サポーターの役割について」というマニュアルは作成してございます。あと、そのほかにつきましては、今のところ事業者ごとの対応については事業者の意向もあり、お話し合いの中で意向もありまして、運営上、現在、支障がないので今のところは統一はしておりません。これからまた事業者の方たちのお話を聞きながら、そちらの部分については作るのか、今のままで良いのかというようなところを判断していきたいと思っておりますけれど、一応、役割等のマニュアルは作成してございます。以上です。

○瀬戸（9番）

今、役割のマニュアルはあると、これはもうサポーター養成講座の時に既にあるんでねすね、あえて作ったものではないと思います。そうではなくて、各実施する地域でサポーターさんへの、仕事の内容ですとか、お手当てと言うか交通費ですとか、食事代が違うということが、もう実際、町の方にもそういうサポーターさんたちの声が上がってきているはずですよ。そんな中で私が質問してマニュアルを作ると言ったんです。そうしないと、やはりでんでバラバラ、地域によってサポーターさんに対するそういう交通費の支給だとか、お弁当代だとか、仕事の内容だとか、違うということはやはりおかしいんじゃないかということで「作ります」って言ったんですが、なぜ作っていないのか、をもう一度お聞かせください。

○保健福祉課長

これからまた話をしながら作成をしていきたいと思っておりますけど、先ほど申し上げまし

た統一するのが良いのか、ってそこらへんのところが事業者さんのお考えもありますし、そこらへんを聞きながら考えていきたいと思います。

○瀬戸（9番）

既に、本当に交通費を出してもらっている地域もあります。けれど全く無償の地域もあります。それが本当に良いのか。私は疑問に思います。本当にサポーターさんたちに対して、あまりにも無責任であると私はちょっと考えています。そして、中にはサポーターさん、「嫌ならやらなければ良い」というような声もありますが、それは問題が違うと思います。高齢者自身が担い手となることで心身機能、活動参加を促進し、高齢者生活支援サポーター自らの介護予防の効果を上げることが期待されている、と町ではサポーター講座で説明しています。私も何かできることがあるかもしれない。私で役に立つならば、との思いでサポーターさんになられる方、そして今後なろうとしている方たちに対して町として責任を持つべきだと、早急にその部分でのマニュアルの作成を要望し、次の質問に移っていききたいと思います。次は地区介護予防事業について質問していきます。各区で月1回以上、行われている地区介護予防事業です。区ごとに名称も違いますが、区によっては介護事業者へ委託を行っている所もあるようですが、区独自で行っている地域もあると聞いています。去年は区への補助金が各区7万円、宮木は別ですが。講師料は補助金に含まれず町が出していたようですが、今年度は増額されたという答弁もこの議会でもありました。その補助金の中で講師料も含まれての補助金額だと聞きましたが講師料は補助金に含まれるのか、その点について間違いはないかお答えください。

○保健福祉課長

補助金ですね、各区への補助金のお話で、昨年よりは増加をさせていただいたということで、あと、講師料については含まれるかということですので、ご自分たちで呼ぶ講師料につきましては、当然その中に含まれております。ただし、各区でやっているのは町の方で用意しまして15のプログラムというのがありまして、それを採用していただいている所が多いかと思います。その講師料については町の方で全部みておりますので、という形で講師料については自分たちで、区で単独でなされるものは自分たちと。この補助金と言いますかそこらへんから出していただく、というようなお答えになります。以上です。

○瀬戸（9番）

区で独自に頼む、こういうことを講師に来てもらいたいって頼むのが補助金の中に入っていない。どうして町の方がこの15のプログラムの中の講師代は町が払うけど、区独自でお願いする講師には講師料が、町では支払ってもらえないのでしょうか。

○保健福祉課長

それも含めてうちの方では、それも含めて補助金と言いますか、を運営費としてお出ししているの、区で頼むのはそちらの方でお願いをしたい。講師っていうのもどういう講師かちょっとよく分かりませんが、町の方については、私どもの方でみておるといって、それを採用しているのがかなり多いんですね、実際のやつを見ますとね。ということで、それほど講師料についてお金が足りないとかいうお話は今のところ聞いておりません。以上です。

○瀬戸（9番）

町の方から15のプログラムというものを、そのままやれば講師料もかからない。その分その補助金のものは講師料には回らず、ほかのことに使えるというふうに考えて良いということですね。昨年度の多くの区では、本当に補助金では事業を賄いきれないということで、区の財政から出資して実施されたと私も調査をしてお聞きしました。今年度の補助金額によると、区によっては参加者1人当たり、3倍ちかく違う区もあります。区からの支出が多くなる区、少ない区と不平等な補助になっているように思います。

「介護保険料、町民税を同じように払っているのに、おかしい」という声をお聞きしています。区によって違いが大きい、補助金額の決め方について町の考えをお聞かせください。

○保健福祉課長

補助金につきましては昨日もご説明いたしましたけれど、一律の基準額の8万円というものがございまして、そのほかは加算ということで区の方へお出ししているわけでございます。加算というのがありますと当然、均等割みたいな形になりますので、少ない区には当然多くいくような、単価で割れば、そういう形になるかと思っておりますけれど、実際はこれは人に出すと言いますか、高齢者のあれに出すと言うよりは「ふれあいサロン」を運営をしていただく運営費としてお出ししているものでございますので、一応私どもの方では運営費としてお出ししているというふうに考えておりますので、その説明をさせていただくと、あと事業費につきましては区の方のものについては各区へ聞いたりしましても、賄えているというふうに私どもの方では考えております。

○瀬戸（9番）

運営費として考えているということでしたが、やはり私たち議員の方に計算書と言うかな、そういうものもいただいているんですけども、そこにやはり加算の所に昨年度の参加実績数って載っているんですよ。参加された方がこれだけだから、この割合でこれだけの増額しますよ、っていうものを計算されているんですよ。それなのに、ただの運営費だからっていう形で、参加された人たちの人数をしっかりと1人おいくらっていうような形で考えるのではなく、本当にただの計算式で出してしまったこの数字なのかなって私は少し思っているんですが、利用者1人に対していくらの補助になるかというような参加者の人数にあった補助を行っていただけると私はありがたいと思います。地区介護予防事業は町からの補助と利用料で賄えるように、区からの支出や持ち出しがなくなるように補助金の検討を行っていただきたいと私は要望します。新総合事業が個々の利用者の要望に合った、より良いサービスとなるよう、私は今後も引き続き注視して、また地域の皆さんの声を町へ届けていきたいと考えています。

次に大きい2つ目の質問、切れ目のない、妊娠・出産支援及び子育て支援について、お聞きしていきます。今年度から地域における切れ目のない妊娠・出産支援の強化事業の新規事業としてママサポート事業がスタートしました。これはとても明るい事業だと思います。しかし、切れ目のないという、町でも謳っていますが、実際、辰野病院の産科では出産ができません。町内には助産所、助産院もありません。里帰り出産を希望しても伊那、諏訪等へ30分以上もかけて出産をしに行っているのが現状です。子育て広場等で要望を集約しての事業内容だと思いますが、スタートしたばかりの事業です。これからより良い事業にしていくためにも、地域の要望をお聞きして、充実させていくことが大切だと考えます。ママサポート事業は子育て世代包括支援の事業として、産後の育児や家事へのサポートだと私は考えますが、妊娠してから妊婦さんが病気や怪我をされて困った場合へのサポートは対象になっていません。地域の方からこんな声がありました。「妊娠は病気ではないと言うけれど、妊娠中毒症や早産、流産の危険性がある時など、入院をしなくてはならない場合もある。それに、入院しなくても動けない時もある。妊娠してからの支援に拡大してほしい」とお話しいただきました。全ての妊婦さんが安心して、子どもを産む準備ができるよう、産むことができるようサポートすることが切れ目のない妊娠から出産支援だと私は考えますが、対象者、利用期間を妊娠からに拡大す

ることについての考えをお答えください。

○保健福祉課長

現在、出産からということになっておりますけれど、この事業につきましては私どもも、今年初めて取り組み出した事業でございますので、現在、こういう形で決めさせていただきました。ただ、あとは周りの状況を見ながら、これから研究をさせていただきまして、また妊娠からってというような形にもなるか、出産からっていう形になるか分かりませんが、研究をさせていただきたいということでお答えをさせていただきたいと思います。

○瀬戸（9番）

ぜひとも妊娠からの支援拡大に実施していただきたいと思います。対象者や利用期間も拡大の要望の1つなんですけれども、利用内容や利用時間についての要望もお聞きしています。「妊娠中や産後の体調不良等で上の子どもへの保育園の送迎ができない時や、夜間等の一時預かりなど、上の子どもをみてくれる人がいない場合へのサポートをお願いしたい」といった、送迎、保育園の時間外の預かりなどをしてほしいという要望をお聞きしています。利用内容や利用時間拡大について町のお考えをお答えください。

○保健福祉課長

このご質問になりますと、よく一般的に言われますファミリーサポート事業の方にちょっと関連してきますけれど、一応いずれまた、先ほどの問題と含めまして研究はしていきたいと思いますので、お答えとさせていただきます。

○瀬戸（9番）

本当にまだ始まったばかりの事業なので本当に研究して、要望を汲み上げながら良い事業にしていかなければならないと思うんですけれども、2人目、3人目の子どもの妊娠、出産時は上の子どものことをとても心配になります。私も3人の子どもを出産しましたが、夜遅くに帰ってくる夫がいる中、近くに家族がいてくれたおかげで上の子どもを心配をすることなく出産し、子育てをしてすることができました。妊婦の自分に何かあった時、家族が近くにいない妊婦さんはとても不安だと思います。利用時間や上の子どもをみてもらえる支援など、利用内容の拡大をぜひとも要望します。そして、早急に検討していただき、利用期間、利用者の拡大、そして利用内容の拡大など、本当にもっと充実させた妊娠してから出産までのサービスができるように検討していただきたいと思います。そして、先ほども課長の方からファミリーサポート事業についてもお話

がありましたが、多くの近隣市町村、特に箕輪町や岡谷市では既にファミリーサポート事業として保育園への送迎や終了後の預かり、学童保育終了後の預かりなど、サービスが行われています。現在、辰野町ではNPO法人の辰野生活支援の「あかり」さんが送迎や預かり、サービスを行っていますが、緊急の場合に対応できないとのこと。飯島町では社協以外の支援のできる団体に委託してサービスを行っている所もあるようです。このファミリーサポートもそうなんですけれども、出産から子育てまでとなると、担当課を越えた事業になると思います。それでも辰野独自のサービスとして、ママサポート事業を充実させ、妊娠、出産、育児まで幅広いサービスとして事業展開をすることが他市町村との違いをアピールできると私は考えますが、その点についての町の考えをお答えください。

○こども課長

瀬戸議員にお答え申し上げます。こども支援係を持ちますこども課でこの項目について説明をいたします。まず、ファミリーサポートでございますけれども、議員おっしゃるとおりママサポートを引継ぎ、16週を過ぎた乳幼児から12歳、小学校6年生までを対象として育児における総合援助活動を行う簡易組織と考えております。私どもが考えますファミリーサポートはママサポートの延長として考えています。ママサポートの実績、経過を注視しています。質問されましたファミリーサポートでございますけれども、既に開設の方向で現在研究中であります。開設までには、いくつかのハードルがございます。例えば管理センターの設置、役割、人員配置。サポーター育成のカリキュラム、それから会員登録のPRや利用料金の設定などです。これからしっかり研究をし、辰野町オリジナルのファミリーサポートを構築して考えてまいりたいと思っております。以上です。

○瀬戸（9番）

今、課長の方からファミリーサポート事業も考えているという答弁をいただいたんですけども、悪いとは思いません。ただ、現在、辰野町の子育て支援の大きな目玉となる施策が本当に私はないと思っています。今、話しているファミリーサポート事業も、保育料軽減も、近隣市町村では辰野町よりも早い時期に実施したり、補助や支援が厚くなっています。辰野町はどうしてもいつも他市町村の後追いをしているように感じます。けれど、サービスとしては良いサービスだと思いますが、やはり他の自治体、市町村のマネだけではなくて、やはり辰野町自身の妊娠してから出産、子育ての本当に大きな

サービスを私は考えていかなければならないのではないかと思います。そしてやはり他市町村との違い、それでやはり子育て世代、そして若い方たちが「ああ、辰野町に来たいな、そして子どもたちを育てたいな」と思ってもらえるような、そういう事業にぜひとも、そのママサポート事業という名前ではないかもしれませんが、そういった大きな事業として考えていっていただけたらと思います。今回2点、大きく介護予防、そしてママサポートの質問をさせていただきました。ちょっと戻ってしまうんですが、時間があるのでお話をさせていただきますが、介護予防については、本当にどこの市町村よりも早く実際された本格実施といっても、先ほど町長がおっしゃいましたが、あと平成30年まで4月から本当の本格実施だということなので、まだ時間はあると思います。本当に利用者さんが安全で利用できる、そして請け負ってくれた事業者さんたちが安心して経営をしていけるような、そんな報酬がお支払いできるような、そんな体制。そしてサポーターさんたちが気持ち良く自分たちも介護予防に、そして誰かの役に立てるっていう、そういう思いを持って活動してもらえるような、本当に素晴らしい事業にしていきたい。そんなことを私たちも一緒に考えていきたい。そして、町は本気で考えていただきたい、ということをお願いいたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長

以上で、一般質問は全部終了いたしました。よって本日の会議はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

9. 散会の時期

6月11日 午後 3時 6分 散会